

2020年度 会派名 日本共産党 議員名 古堅茂治

整理番号

8

【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領 収 証

№ 001445

得意先コード	お 得 意 先 名
	古堅茂治 殿

2020年 7月 8日

¥ 318,700

但し6月議会費の代表 SZP 500円

上記金額正に領収致しました。



内 訳	現 金	
	小 切 手	
	銀行振込	
	手 形	
	相 殺	

担当者印	取扱者印

あけぼの印刷株式会社

〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17 F2
 TEL (098) 861-9145
 FAX (098) 861-9148

按分率 %

充当額 ¥ 318,700円

那覇市議会 2020 年 6 月定例会 6 月 5 日 (金) 本会議

日本共産党
那覇市議会議員

古 堅 茂 治

代表質問報告

— 質問項目 —

1. 新型コロナ禍に苦しむ市民・事業者・学生の生活を支え、救うための取組みについて
 2. 米軍基地問題等について
 3. 首里城の早期再建と周辺の戦災文化財の復元について
 4. 平和行政・平和教育について
 5. ジェンダー平等社会について
 6. 那覇広域都市計画事業、真嘉比古島第一地区土地区画整理事業に関する訴訟について
 7. 安倍自公政権・国政問題等について
 - ① 賭けマージャンで辞職した黒川弘務・前東京高検検事長の「訓告」という軽すぎる処分について
 - ② 安倍首相主催の「桜を見る会」前日の「前夜祭」で、多数の有権者に飲食代を提供した行為について
 - ③ 支持率が急落し、不支持は急増していることについて
- ※添付：モニター投影資料 新聞報道記事



古堅茂治議員の 6 月定例会・代表質問議事録大要をお届けします。
ご意見、ご要望などをお気軽にお寄せください

発行：日本共産党那覇市議団 那覇市泉崎 1-1-1 市役所 4 階 那覇市議会
電話：862-8268 FAX 867-3170

2020年那覇市議会6月定例会

6月5日本会議

日本共産党代表質問

古 堅 茂 治

○古堅茂治 議員

ハイサイ、グスーヨー チューウガナビラ(皆さん、こんにちは)。オール沖縄・日本共産党の古堅茂治です。日本共産党を代表して質問を行います。

今、緊急事態宣言が解除され、全体として新型コロナ感染は収束に向かいつつあります。これは、市民、県民、国民が休業、自粛要請に応えた大変な努力の結果であり、連日昼夜を分かたず御奮闘された医療・保健・介護現場で働く皆さんをはじめ、社会生活を支えておられる全ての皆さん、そして、32万市民の命と暮らしを守るため様々な分野で知恵と力を発揮して奮闘されています本市職員の皆さんに、心からの敬意と感謝を申し上げます。

今後、さらなる感染の波が生じる可能性もあります。これをいち早くキャッチをし、適切で万全な対応を備えつつ、コロナ危機に苦しむ市民、事業者、学生の生活を支え、救うために全力をつくすのが政治の責任です。

日本共産党は、昨日、志位委員長が、「医療・検査の抜本強化、暮らしと営業を守り抜くために、感染抑止と経済・社会活動の再開を一体に進めるための提言」を発表いたしました。長丁場の取組になります。超党派で心ひとつに共同し、一丸となって、感染抑止、暮らし応援、経済回復へ力を尽くしていこうではありませんか。

それでは、最初に
新型コロナ禍について質問をします。

(1)市民生活への影響と課題を伺います。

(2)全国トップクラスの沖縄県の対策補正予算と県独自の支援策について伺います。

(3)本市のこの間の対策の特徴を伺います。

(4)第3号補正、追加予定議案、第4号補正予算での取組と、上下水道局の支援策などを伺います。

(5)当初、安倍自公政権が閣議決定した1部世帯に30万円給付案は、様々な条件をつけて困っている人たちを線引きするものとなっていて、あまりに対象が狭い上に、基準も複雑かつ不公平だと国民的な大批判が巻き起こりました。その声に押され、政府は当初案を撤回し、全ての日本在住者への1人10万円給付する特別定額給付金が創設されました。

そこで、国民の世論の力で政治を動かし実現した、1人10万円を給付する特別定額給付金の支給状況と課題を伺います。

(6)コロナの影響によって休業や失業状態などになり、収入が減少して生活資金にお悩みの方は、無利子、保証人不要で資金が借りられます。那覇市社会福祉協議会などが受付窓口です。この生活福祉資金の特例貸付、緊急小口資金、総合支援資金の貸付状況と課題を伺います。

(7)離職などにより住居を失った方、または失う恐れの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額が支給されます。この生活困窮者自立支援事業、住居確保給付金の活用状況と課題を伺います。

(8) コロナで影響を受けた中小企業者、協同組合などへ融資するセーフティネットなどの資金融資の状況と課題を伺います。

(9) 自粛などで特に大きな影響を受けている中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧としていただくために、事業全般に広く使える給付金を個人事業者 100 万円、法人 200 万円が給付されます。この持続化給付金の活用状況と課題を伺います。

(10) 深刻です。沖縄の経済と雇用などへの影響と課題を伺います。

(11) 大打撃を受けています。沖縄への観光客減少による経済損失の状況を伺います。

(12) 生活困窮者への支給が切実に求められています。沖縄の子どもの貧困率は全国平均の約 2 倍です。経済的、社会的に立場が弱い人たちほどより深刻な影響を受けています。

その生活状況と、沖縄県が 5 月 29 日に発表した高校生調査概要を伺います。

(13) 今後、第 2 波、第 3 波も予測されます。それに備えた柔軟で迅速な医療提供体制及び PCR 検査体制の拡充による早期発見体制の確保、空港などの水際対策を強化するなどの万全な対策の構築が求められています。見解を伺います。

(14) モニター配布資料を御覧ください。
(※モニター使用・沖縄の県基本方針を
投影)

全国トップクラスの対策補正予算を編成している玉城デニー県政は、国や県の

経済対策で十分に手が行き届かなかった企業、団体への支援も含め総合的な対策を進めるとして、5 月 28 日、県が策定した「新型コロナウイルス感染症対策に係る沖縄県の経済対策基本方針」の概要を伺います。

(15) 本市も経済回復へ向けての経済対策方針を策定すべきです。対応を伺います。

(16) コロナなどの影響を受けて、病院経営も深刻となっています。外来、入院とも大幅減。手術は緊急のみ。健康診断も中止のため大幅な減収など、市民と地域を守る医療、介護事業所が倒産の危機にも直面しています。医療、介護、病院経営などに及ぼしている影響と課題を伺います。

(17) 専門家会議は、感染拡大ピーク時、病床確保想定が 6 割しかないと指摘しています。本県、本市での状況と那覇市立病院の果たすべき役割と課題を伺います。

(18) 現在、市内にはマスクが流通し、コンビニ、薬局などで自由に手に入っています。ところが、アベノマスクと言われる政府の布マスクの配布が大幅に遅れています。このあまりにも遅い対応に、多くの市民、国民がワジワジしています。各種世論調査でも、新型コロナウイルスをめぐる安倍自公政権の対応については、「評価しない」が「評価する」を大幅に上回っています。このことは、安倍自公政権の新型コロナ対策の規模と内容が極めて不十分であることを如実に浮き彫りにしています。

この安倍自公政権のあまりにも遅すぎる対応、不十分な対応への見解を伺います。

2. 米軍基地問題等について。

(1) 沖縄県が新型コロナで独自の緊急事態を宣言した翌日4月21日に、安倍自公政権は新基地建設をめぐる設計変更を抜き打ち的に県に申請しました。県民一丸でコロナ対策に取り組んでいるさなか、火事場泥棒のように、どさくさにまぎれての暴挙に批判、怒りが高まっています。

4月22日の沖縄タイムスの社説は、「コロナ対策よりも、新基地建設を優先する構図は県民の命を軽視していると言わざるを得ない」。

4月23日の琉球新報の社説は、「新型コロナのまん延で、日本経済はかつてない危機に直面している。その中で、最終的に幾らかかるかさえ判然としない米軍基地の建設に巨額の血税を投じるのは狂気の沙汰だ」と厳しく指弾しています。

そこで、新型コロナ対策・県民の命と健康よりも、米軍のための新基地建設を最優先する安倍自公政権の許しがたい姿勢に対する見解を伺います。

(2) 辺野古新基地建設の費用は、県の試算で約2兆5,500億円です。県民1人当たり約175万円にも相当します。

韓国の国会は4月末、コロナ感染拡大に対処するため第2次補正予算として軍事費を9,897億ウォン(約850億円)削減し、全世帯に緊急災害支援金を支給する財源に充てることなどを決めています。

日本でも、不要不急な軍事費や辺野古新基地建設予算は、新型コロナ支援対策に回すべきです。見解を伺います。

(3) 安倍首相は、検察庁法改定案の今国会成立を見送った際に、国民の理解なしに進められないと、その理由を述べています。しかし、ここ沖縄に対してだけは、菅官房長官と河野防衛大臣も、県議選挙の結果に関係なく新基地建設を進めると明言しています。

昨年2月の県民投票では、新基地埋立て反対は71.7%で、沖縄県民の理解は得られていません。このことは誰の目にも明らかではないでしょうか。それなのに、沖縄だけには、県民の理解なしに新基地建設を強行し続ける安倍自公政権の許しがたい姿勢、あまりにも私たち沖縄県民を愚弄しているのではないのでしょうか。ニジティ、ニジララン(我慢しようにも我慢できない)。ユルチ、ユルサラン(許そうにも許せない)。多くの県民がワジワジーしています。

ウチナーンチュ、ウシエーティ ナイピランドー(沖縄県民を、ないがしろにはいけませんよ)。

沖縄の民意と民主主義を否定し、県民の理解なしに、新基地建設を強行する安倍自公政権に対する見解を伺います。

(4) 4月に米軍普天間基地から14万リットルを超える泡消火剤が民間地域に流出しました。泡はこども園の遊び場を覆い、市街地に舞い散り、川を通じ海に達するなど、周辺環境が汚染されています。県環境保全課が2019年度に実施した米軍基地周辺の有機フッ素化合物実態調査でも、51地点中46地点で、PFOSの合計値が環境省の指針を超えています。

嘉手納基地に近い水釜の比謝川周辺の地下水が2,200ナノグラム、宜野湾市内の湧き水でも880ナノグラムと桁違いに高くなっています。

県民の命と健康を脅かす、米軍の環境汚染、基地被害への見解を伺います。

(5) 自民党県連は、今回の県議選挙の政策で辺野古移設容認を初めて明記しています。県民投票の全県で71.7%、那覇市で74.7%の新基地反対の民意を完全に無視する公約です。

県民の意思を無視する政党、政治家にまともな民主政治ができるはずはありま

せん。

移設では、世界一危険と言われる普天間基地の危険性の除去や閉鎖・返還は10年以上も先となります。辺野古新基地は軟弱地盤もあり、埋立て完成のはっきりしためどさえ立っていません。一日も早い危険性の除去にも逆行する公約です。見解を伺います。

3. 首里城の早期再建と周辺の戦災文化財の復元について。

(1) 玉城デニー県政では、首里城復興の基本的な考え方を踏まえ、人々が知恵を集結し、心をひとつに復元してきた首里城を再び甦らせることはもとより、首里城に象徴される琉球の歴史・文化の復興に向けて積極的な取組みを進めるため、国や那覇市などの関係機関、県民をはじめとする多くの人々と連携のもと、首里城復興基本方針を定めています。概要と見解を伺います。

(2) 首里城早期再建、御茶屋御殿、中城御殿、円覚寺などの戦災文化財と一体となった復元については、本市議会も意見書を全会一致で採択し、国と県に要請を行っています。沖縄県の首里城復興基本方針を踏まえた本市の取組、見解を伺います。

4. 平和行政、平和教育について。

(1) 沖縄戦と被爆 75 年と節目の年です。6月23日の慰霊の日も目前です。平和行政と平和教育、平和学習の重要性について伺います。

(2) 平和学習に活用するためにも、首里城の地下にある第32軍司令部壕跡の保存、公開を積極的に促進すべきです。見解を伺います。

(3) コロナ禍のもとで開催される6月23

日の沖縄全戦没者追悼式と10月開催の那覇市戦没者追悼式への見解を伺います。

5. ジェンダー平等社会について。

ジェンダー平等社会を目指すとは、あらゆる分野で真の男女平等を求めるとともに、さらに進んで、男性も、女性も、多様な性を持つ人々も、差別なく、平等に尊厳を持ち、自らの力を存分に発揮できるようにする社会を目指すということです。

日本共産党は、ジェンダー平等社会を目指すことを、1月の党大会で党の綱領を改定し明記いたしました。

城間市政は、ジェンダー平等社会を目指す取組を先駆的に展開しています。高く評価いたします。

そこで、那覇市女性活躍推進計画、第2次那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に係る基本計画を包含している、第4次那覇市男女共同参画計画(なほ男女平等推進プラン)が昨年12月に策定されました。特長と基本理念などについて伺います。

6. 那覇広域都市計画事業、真嘉比古島第一地区土地区画整理事業に関する訴訟について質問します。

訴訟の概要と本市が上告した最高裁判所での審理結果を伺います。

7. 安倍自公政権、国政問題等について。

(1) 新型コロナの感染拡大に伴う緊急事態宣言のもとで賭けマージャンをしていたことが発覚し、辞職した黒川弘務・前東京高検検事長の訓告という軽過ぎる処分に、怒りの声が上がっています。

しかし、安倍晋三首相は、処分を適正と言い張り、今年1月に黒川氏の定年を延長した閣議決定も撤回する必要はないと開き直っています。検察私物化の狙いを捨てない安倍首相の姿勢は重大です。

見解を伺います。

(2)安倍首相主催の桜を見る会の前日に、都内のホテルで開かれた前夜祭で、参加した多数の有権者に飲食代を提供するなどした行為は違法だとして、弁護士ら662人が5月21日に安倍首相らを東京地検に刑事告発しました。

告発状によれば、最低でも1人1万1,000円と推定される同ホテルの飲食代を、1人当たり5,000円の会費しか徴収せず、差額6,000円を参加者に提供したことは、公選法違反の寄附行為に当たるとしています。

また、前夜祭の収支が後援会の政治資金収支報告書に記載されていないことは、政治資金規正法違反だと指摘しています。見解を伺います。

(3)黒川弘務東京高検検事長に対する処分とそれに関わる経過、森友問題、加計問題など、安倍政権に対する様々な不信、怒りが積み重なり、さらに新型コロナへの対応が後手後手に回ったことへの不信感が積もり積もって、各種世論調査で安倍自公政権の支持率が急落し、不支持は急増しています。見解を伺います。

あとは、質問席より再質問を行います。

○久高友弘 議長

当局からの答弁は、午後からといたします。

午前の会議はこの程度にとどめ、再開は午後1時といたします。

休憩いたします。

(午前11時56分 休憩)

(午後1時 再開)

○久高友弘 議長

午前に引き続き、会議を開きます。

城間幹子市長。

○城間幹子 市長

古堅茂治議員の代表質問1番目、私のほうから(1)(3)の御質問に順次お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症による今般の国難とも言える未曾有の事態に、学校休校や外出自粛、休業要請がなされるなど、市民生活は大きく制約されることを余儀なくされました。

また、これに伴う経済活動の停滞により、雇用環境や事業活動維持に甚大な影響が生じ、さらには長期にわたる学校休業により授業が行えず、児童生徒の学びの環境にも大きな影響が及んでいるものと認識をいたしております。

幸いにも本県では1か月余り新規感染者が確認されておりましたが、新型コロナウイルスはいまだ終息したわけではなく、第2波、第3波への警戒を怠ることはできません。

新たな生活様式を徹底しつつ、withコロナの環境の下で、これまでの日常生活を早期に取り戻すことが最大の課題であると考えております。

さて、この間、本市は、命を守る、経済をつなぐ、この2つの基本方針の下、取組を進めてまいりました。

命を守る観点から、保健所設置市として、帰国者・接触者相談センターの運営など、感染防止に昼夜を分かたず最前線で取り組んだほか、医療従事者宿泊支援事業、ドライブスルー方式のPCR検査を実施し、加えてひとり親世帯に対して子育て支援金を給付いたしました。

また、経済をつなぐ観点からは、事業者に対する緊急経営相談窓口の開設、那覇市頑張る事業者応援事業、飲食店と医療機関や家庭をつなぐフードマッチング事業などを展開してまいりました。

今後とも引き続き感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○久高友弘 議長

上地英之上下水道事業管理者。

○上地英之 上下水道事業管理者

初めに、このたび新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に、謹んでお悔やみを申し上げます。

また、罹患された方々やその御家族の皆様、感染拡大で日常生活に影響を受けている方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、古堅茂治議員の代表質問の1の(4)新型コロナ禍について、上下水道局の実施した支援策についてお答えをいたします。上下水道局では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民や事業者の皆様に対し3つの支援策を行っております。

初めに、4月上旬に水道料金等の支払猶予の施策を実施しました。支払いが困難なお客様に対し、支払猶予などの相談を受けており、6月2日時点で68件の相談が寄せられています。

2つ目に、本市が実施する頑張る事業者応援事業により給付金を支給される中小企業、小規模事業者等で、かつ上下水道局と給水契約を結んでいる事業者に対し、令和2年4月から6月までの3か月分の水道料金の従量料金を50%減額いたします。

なお、当該事業者の従量料金の減免には申請が必要となりますので、頑張る事業者応援事業の給付金認定と併せてお知らせをすることとしております。

3つ目に、全水道使用者に対し、令和2年4月から7月までの4か月分の水道料金の基本料金を全額免除いたします。この料金の減免について、申請の必要はありません。

2つの料金減免策により、金額にして、現時点であります、約6億円程度の支

援になるものと見込んでおります。

上下水道局としましては、一公営事業として限界はありますが、微力ながら、今回の新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの市民や事業者の皆様の一助になればと思っております。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症が一日も早く収束することを願っております。

以上です。

○久高友弘 議長

松田義之選挙管理委員会委員長。

○松田義之 選挙管理委員会委員長

ハイサイ、古堅茂治議員の代表質問の7番目、安倍自公政権・国政問題等に関する質問のうち(2)公職選挙法及び政治資金規制法違反についてお答えします。

公職選挙法に指定する寄附の禁止は、政治家について同法第199条の2に、後援団体については同法第199条の5に、それぞれ「選挙区内にある者に対し、寄附をしてはならない」と規定されております。

また、政治資金収支報告書への不記載は、政治資金規正法第24条に、罰則をもって規定されております。

議員御質問の「桜を見る会」前夜祭については、選挙管理委員会は個々の選挙違反に関する具体的事件に対し、当該行為があるかないかを審理・判断を行うべき権利(答弁書は「権限」)はないため、見解を述べる立場にはないと考えております。

○久高友弘 議長

仲本達彦企画財務部長。

○仲本達彦 企画財務部長

代表質問1番目(2)(4)の御質問にお答えをいたします。

初めに、沖縄県においては、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策を実施するため、専決処分を含め3次にわた

る補正を行い、約655億円に上る予算を措置しております。

県独自の支援策といたしましては、うちな一んちゅ応援プロジェクトと銘打ち、飲食店向けの感染症防止対策緊急支援金や休業要請対象施設向けの感染症拡大防止協力金等の給付事業を行うほか、今月から県民向けの県民旅行を対象にした助成事業等も展開していくものと承知しております。

次に、(4)の補正予算等の御質問にお答えをいたします。

第3号補正の主な内容といたしましては、小中学校の児童生徒へ1人1台の端末整備に向けた高速大容量通信ネットワークの整備等を図る学校ICT環境整備事業や、新型コロナウイルス感染症患者発生時のPCR検査の外部委託を行う等の感染予防事業等がございます。

また、今後上程を予定しております第4号補正では、歳入としまして、新たに創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を図ることとしております。

主な歳出事業としましては、市内での消費促進を図るクーポン事業、事業継続に向けた給付金を支給する頑張る事業者応援事業、NPOや市民団体等への助成を図る市民活動チャレンジ助成事業等を想定した内容となっております。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

代表質問1の(5)から(7)及び(12)について順次お答えいたします。

まず(5)特別定額給付金の支給状況と課題についてですが、本市における給付金の申請受付は、マイナンバーカードを利用したオンライン方式を5月8日から、郵送方式を5月26日から開始しております。

また、経済的事情等により一日でも早く給付を希望する方々に対し、手書きによる申請書の受付を5月13日から開始し、一番早い方で5月22日に振込をいたしました。

6月4日現在の申請状況といたしましては、対象となる約15万世帯分のうち、11万5,033件、74%を受け付けております。

また、6月4日現在の振込状況といたしましては、3万8,719件、約27%、86億5,560万円を支給しております。

課題といたしましては、DV等により避難をしている方々や、住民登録がないホームレスの方々への周知が挙げられますが、これらの課題について庁内関係部署や外部支援機関と連携し、早急に対応を行っているところでございます。

一日でも早く支給ができるよう、速やかに審査を行い、順次振込を進めてまいります。

続きまして、(6)の生活福祉資金貸付制度の福祉資金の一つである緊急小口資金と、総合支援資金の一つである生活支援費の貸付状況と課題についてお答えいたします。

各都道府県社会福祉協議会では、低所得者世帯などに対して生活費等の必要な資金の貸付等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行う緊急小口資金と、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行う生活支援費があり、本市においては那覇市社会福祉協議会が申請の受付窓口となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、従来の要件を緩和し、特例を設けた貸付を3月25日より実施しております。

緊急小口資金は、貸付上限額10万円以内を20万円まで、据置き期間は従来の2か月以内を1年以内に、償還期限も従来の1年以内を2年以内に取扱いを拡大し

ております。

生活支援費につきましても、据置期間が従来の6か月以内を1年以内に拡大し、保証人なしでも無利子で貸付を受けられるなど、要件を緩和したものとなっております。

貸付決定状況につきまして、昨年1年間の緊急小口資金が29件、生活支援費が10件でありましたが、今年4月1日から5月末までの緊急小口資金の貸付決定は3,665件、生活支援費は349件と急増しております。

相談や貸付件数の急増に伴い、人員体制や電話予約の受付が約1か月待ちになっていたことが課題でありましたが、県社協からの事務費増額により、貸付対応のパート社員を10人採用するとともに、本市からも6人の職員が応援に加わり、体制を強化しております。

また、申込手続が緩和され、基本的に郵送での受付となったため、申請までの期間短縮も図られております。

ほかにも、外国人の留学生への説明に時間を要していることが課題として挙げられており、今後は日本語学校等に協力を仰いで対応していくということです。

続きまして、(7)生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金等)についての活用状況と課題についてお答えいたします。

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金は、離職や廃業などにより経済的に困窮し、住居を喪失した方または喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う事業です。

本市では、毎月末日までに受け付けた申請のうち、支給が決定した給付金を翌月27日に支給しており、令和2年5月27日に支給した新規支給決定件数は106件となります。前年同月の新規支給決定件数は2件となっておりますので、活用状

況は対前年度比で53倍となります。

また、これまでは支援員との面談を経て申請を受け付けておりましたが、厚生労働省が発出した令和2年4月13日付の事務連絡により、郵送による申請が認められたことを受け、本市では令和2年5月7日から郵送による申請受付を開始し、5月14日には申請窓口となる那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンターの受付体制を強化する予算措置を行っております。

その一方で、郵送により受け付けた申請書類のほとんどに記入漏れや添付書類漏れが確認されていることから、分かりやすい記入例を作成し、チェックリストを用意するなど、日々改善しながら対応を進めております。

なお、住居確保給付金に関連して、沖縄県は独自に沖縄県住居確保支援給付金を創設し、令和2年5月25日から申請受付を開始しました。

当該給付金は、住居確保給付金の支給決定を受けた方のうち、実際の家賃額が支給決定額を超え、自己負担額が生じている方を対象に、沖縄県が一月当たり1万円を上限として3か月分を一括して追加支給する事業です。

本市においても、当該給付金の申請手続の勧奨を行うなど、積極的に取り組んでいるところでございます。

最後に、(12)経済的・社会的に立場が弱い人ほどより深刻な影響を受けている生活状況と、県が5月29日に発表した高校生調査概要についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入の変化について、アンケート調査を実施した地元紙によれば、回答者の33.7%の方が「既に収入が半分に減少」と回答し、さらに「食料や生活物資が買えない」との回答が26.9%に上るとの報道があることから、経済的・社会的に立場が弱い人ほど深刻な影響を受け

ているものと考えております。

次に、沖縄県が5月29日に発表した高校生調査報告書の概要についてお答えいたします。

本調査は、通信制課程在籍者を除く全60校の県立高校に通う2年生の半数とその保護者を対象に、学びに関連する所有物や学校の授業理解度、部活をしない困窮層の理由などの項目を挙げて行われております。

本調査によれば、高校生のアルバイト経験の割合については、非困窮世帯においては約31%、困窮世帯においては約50%との結果が出ております。また、アルバイトの経験がある困窮世帯の高校生の約30%が、バイト代を学校生活費や家計に充てているとの結果も出ています。

当該アンケート調査が昨年11月に実施されたものであり、その後の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、さらに状況は悪化しているものと懸念しております。

○久高友弘 議長

名嘉元裕経済観光部長。

○名嘉元裕 経済観光部長

代表質問の1番目の(8)から(11)、(14)、(15)について順次お答えいたします。

初めに、(8)セーフティネット等の資金融資に関する御質問については、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営に大きな影響を受けた事業者による、国や県、民間金融機関の新型コロナ関係融資制度の利用が急増しております。

本市及び那覇商工会議所で行っている県中小企業セーフティネット資金の認定及びセーフティネット保証制度等の認定の件数は、6月1日現在で延べ2,815件となっております。

特に民間金融機関において無利子無担保融資制度が始まった5月以降、セーフ

ティネット保証制度等の申請が大きく伸びております。

また、沖縄振興開発金融公庫に問い合わせたところ、新型コロナウイルス関係融資の受付件数は、5月31日時点で8,148件と、4月下旬に比べ2倍近く増加しているとのことをごさいました。

これら融資申請の増加に伴い、本市においても認定書発行までの時間が伸びる傾向がございましたが、5月からは申請者に代わり金融機関からの電子メールでの代理申請受付の開始を始め、また、申請受付・審査業務について、対応職員の増員などにより、できるだけ迅速に処理できるよう努めているところでございます。

次に(9)持続化給付金制度についてお答えします。

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大で経営に大きな影響を受けた事業者の事業継続を下支えし、再起の糧となるよう、事業全般に広く使える給付金として、国から中小企業に最大200万円、フリーランスを含む個人事業主に最大100万円が支給される制度となっております。

本給付金の申請受付は、インターネットによる電子申請方式となっておりますが、インターネット環境がない方や申請手続の不慣れな方に対応するため、申請サポート会場がなは市民協働プラザ2階に開設されてございます。

報道によりますと、6月1日までに申請件数が全国で150万件以上に上り、そのうちおよそ100万件、金額にして1兆3,400億円余りが給付されたとのことをごさいます。

次に(10)についてお答えいたします。

初めに、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による県内の経済への影響についてお答えします。

沖縄県発表の新型コロナウイルス対策

に係る沖縄県の経済対策基本方針により、沖縄県経済については、緊急事態措置の実施等により経済活動が著しく停滞、民間消費も冷え切っており、経済の再開には至っていない状況が示されております。

また、日銀短観の業況判断D.I.においても、これまで全国が10前後で推移してきたのに対し、沖縄県は30前後と、全国を凌駕し好調に推移してきたものが、今年3月には新型コロナウイルス感染症拡大により、沖縄マイナス13、全国マイナス18と大きく落ち込むなど、経済に影響を与えております。

さらに、九州・沖縄の4月における企業倒産件数は、前年同月比24%増の57件となっており、感染症の影響が長引けば関連倒産は今後も増加すると予想されております。

次に、雇用への影響についてお答えします。

沖縄県が発表した4月の完全失業率は3.4%で、前年同月比0.9ポイントの悪化、沖縄労働局が発表した4月の有効求人倍率は0.91倍となり、3年7か月ぶりに1倍を割り、一月の下げ幅としては51年ぶりとなっております。

さらに、解雇や雇い止めの見込みが県内で408人いると発表されていることや、主要産業での新規求人が減少していることなど、新型コロナウイルス感染症による経済への影響が如実に表れていると言えます。

このような課題に対応するため、国においては雇用調整助成金の拡充や持続化給付金、県においては新型コロナウイルス感染症対応資金などの支援策を実施し、事業継続や経済を支える雇用の維持を図っております。

次に(11)についてお答えします。

観光客減少による経済損失の状況につきましては、沖縄県が令和2年2月から

5月までの入域観光客数について、対前年同期比でマイナス167万1,405人と見込み、産業関連分析を用いて試算しております。

その結果、同期間における観光消費額がマイナス1,166億8,000万円、生産誘発効果がマイナス1,867億6,200万円、付加価値誘発効果はマイナス1,021億6,800万円と示されております。

次に(14)についてお答えいたします。

沖縄県の策定した新型コロナウイルス対策に係る沖縄県の経済対策基本方針には、先ほどお答えしました沖縄経済の状況のほか、経済対策を緊急対策からフェーズごとへの対策と移行させていく基本方針が示されております。

フェーズ1については、新型コロナ感染症拡大に伴う経済損失への緊急対策、フェーズ2については、経済活動の再開の準備及び部分的再開、フェーズ3については、経済活動の部分的再開と段階的拡大、フェーズ4については、コロナチェンジの展開といった内容となっております。

また、フェーズ1における県予算は、令和2年3月の第1次補正の172億円、5月、第2次補正の458億円、合わせて約630億円の補正予算が措置されており、フェーズ2以降も段階ごとの基本方針に従い施策が実行されていくこととなっております。

次に(15)についてお答えいたします。

本市においては、新型コロナウイルス感染症への対策について、命を守る、経済をつなぐの2つを、具体的な政策を進めていく上での基本方針としております。その基本方針を支える4つの柱として、(1)感染拡大防止策の推進、(2)生活困窮者への支援、(3)企業活動継続に向けた支援、(4)経済底上げ対策の推進を掲げ、各種支援施策に取り組んでいるところであります。

本市といたしましては、同基本方針に基づき、沖縄県策定の新型コロナウイルス感染症対策に係る経済対策基本方針と連携を図りながら、引き続き経済対策事業の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也 健康部長

御質問の1のうち(13)(16)(17)について順次お答えいたします。

まず初めに(13)についてお答えします。

今後予測される第2波、第3波に備え、新規感染者が確認されていない今の時期に体制を整えておく必要があると考えております。

市内4協力医療機関には引き続き協力を依頼し、PCR検査体制や帰国者・接触者相談センターの相談体制については、那覇市医師会等と連携を図りながら、必要な体制の確保を図ってまいります。

空港等の水際対策につきましては、国や県への対応の強化を働きかけていきたいと考えております。

次に(16)についてお答えいたします。

議員御紹介のとおり、新型コロナウイルス感染症は医療経営に大きな影響を与えております。

那覇市医師会が実施したアンケート調査によりますと、昨年比で4月の患者数、診療報酬ともに減少した施設が約9割、そのうち2割は診療報酬が40%以上減少しております。また、感染者の治療に当たった沖縄協同病院では、4月のみで約1億2,000万円の事業収益が減少したとの報道もございました。

全日本病院協会等が実施した調査からも、全国の多くの医療機関が経営的に厳しい状況に置かれていることが浮き彫りになっております。

国は1次補正予算で、新型コロナウイ

ルス感染症緊急包括支援交付金を創設し、空床補填等のメニューを用意しましたが、本市としましては、基準額の設定等がまだ不十分であると考え、中核市市長会による緊急要請に際し、医療機関に対する財政支援策の拡充について意見書を提出したところでございます。

地域医療を守るため様々な機会を利用し、さらなる支援拡充を国に求めてまいりたいと考えております。

次に、(17)についてお答えします。

病床確保についての本県、本市の状況でございますが、協力医療機関の病床数は日々変動しておりましたが、3月10日時点での県全体の確保病床数は、指定医療機関、協力医療機関合わせて40床となっており、そのうち本市内は5床となっております。

その後、感染拡大に伴う病床逼迫を受け、沖縄県が指定医療機関及び協力医療機関と調整し、順次、病床数を拡大させてまいりました。最も入院患者が増えた4月20日は、確定例89人、疑い例30人を合わせて119人となっております。

次に、那覇市立病院の果たすべき役割でございますが、病棟1棟を丸ごとコロナ対応病棟とするなどにより、病床を16床確保し、感染拡大に対応したほか、PCR検査のための検体採取にも協力しております。

最後に、那覇市立病院における課題でございますが、感染防止の医療資材が十分でない中での対応であり、医療スタッフの負担は大変大きかったと伺っております。

また、医療収益の7割を占める入院収益の減収は病院経営に大きな影響を与えており、手術の延期等による入院減少に加え、もともと個室が少ないこともあり、4人部屋を個室として利用したため空床が生じたほか、さらにもう1病棟を停止し、そのスタッフをコロナ対応病棟の応

援に充てる等行った結果、4月の病床稼働率が78.4%へ急激に落ち込みました。

救急告示病院をはじめ、がん診療連携拠点病院等、那覇市立病院には様々な役割が期待されております。これらの役割を果たすためには、経営の安定が何より重要でございます。病院経営の安定を図ること、それと感染症対応に努めること、この両方をどうバランスさせていくのか、このことが今後に向けた大きな課題となっております。

○久高友弘 議長

屋比久猛義総務部長。

○屋比久猛義 総務部長

代表質問1番目の(18)にお答えをいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う全国的な使い捨てマスクの品薄により、政府が緊急経済対策に基づき国内全世帯に2枚ずつ配布している布製マスクは、厚生労働省のホームページによると、6月1日現在、全国で約53%、6月8日までに約75%の世帯に配布される予定とのことでございます。

本県における配布見込みも、6月8日までに40%~50%にとどまっているところです。

新型コロナウイルス対策につきましては、迅速かつ的確な対応が必要であり、本市においても、より一層気を引き締めて取り組んでいくことが重要であると考えているところでございます。

続きまして、御質問の2番目、米軍基地問題等について(1)~(5)についてお答えいたします。

まず、(1)沖縄県が新型コロナウイルスの感染拡大防止で独自の緊急事態宣言を発表した翌日の4月21日、防衛省は、辺野古埋立て予定地にある軟弱地盤の改良工事に向けた設計変更申請を沖縄県に提出しております。

国も、沖縄県も一丸となって新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組む時期に、変更承認申請が提出されたことに対し、新基地建設を優先するやり方に批判の声が上がっていると承知しております。

現状況下におきましては、玉城知事も発言しているように、まずは新型コロナウイルス対策に、国、県を挙げて万全を期していこうということに主眼を置いて判断していくことが重要であると考えております。

次に(2)について、報道によりますと、辺野古埋立工事の最大の難関は最深部分が海面から約90メートルに達するマヨネーズ並みとされる軟弱地盤の改良工事であり、現在の作業船で改良工事ができるのは約70メートル程度で、今回の地盤改良は世界でも例を見ない難工事になるとされております。

新型コロナウイルス感染拡大により、日本経済はかつてない危機に直面している状況でございますので、最終的に幾らかかるか見通せない建設工事に財源を充てるのではなく、新型コロナウイルス対策に主眼を置いて判断していくことが重要であると考えております。

次に(3)について、新基地建設につきましては、昨年2月24日に投開票された辺野古米軍基地建設のための埋め立て賛否を問う県民投票において、投票総数の7割以上が埋立て反対の意思を示しておりますが、建設工事が進められている状況でございます。

市長からは、「示された多くの民意を無視し工事を強行することは、民主主義を踏みにじり、地方自治権をはなはだ侵害するものにほかならない」との見解が示されているところでございます。

次に(4)について、4月10日に発生した米軍普天間飛行場からの泡消火剤の流出事故は、住民の安全や環境が脅かされ

ただけでなく、米軍は効果的な対応をすることなく、宜野湾市の多くの職員がその対応に追われることになったことについても強い怒りを禁じえないということで、松川市長は抗議と再発防止策等の要請を行っております。

米軍基地に起因する事件・事故が後を絶たないことから、引き続き米軍基地の整理縮小、過重な米軍基地の負担の軽減に向け取り組んでいく必要があると考えております。

最後に(5)について、沖縄防衛局は昨年12月に辺野古新基地建設については、統合計画に示されている提供手続の完了までに約12年を要すると公表しております。

辺野古新基地建設には10年以上の年月がかかることから、普天間飛行場の運用停止を含む一日も早い危険性の除去が必要だと考えております。

○久高友弘 議長

仲本達彦企画財務部長。

○仲本達彦 企画財務部長

代表質問3番目(1)、(2)の御質問に一括してお答えをいたします。

本年4月、沖縄県が発表しました首里城復興基本方針では、正殿等の早期復元と復元過程の公開や新・首里杜構想による歴史まちづくりの推進など9項目が示されております。

同方針の策定に当たっては、本市もオブザーバーとして参加した首里城復興基本方針に関する有識者懇談会において、4回にわたる熱心な議論が交わされました。

席上、本市からは、「首里城を中心とした歴史的環境を創出するためには、首里城と一体であった中城御殿や御茶屋御殿などを含めた琉球王国の関連文化遺産群の復元整備が重要であり、首里杜構想のような総合的な計画策定が必要と考える」などの意見を述べさせていただきました。

沖縄県では、今年度、基本方針に基づき、具体的な施策や工程表を盛り込んだ基本計画を定めていくとされております。

本市といたしましても、首里城の早期再建及び周辺文化財の復元に向け、基本計画策定の中で引き続きしっかりと意見を申し上げ、県と連携しながら、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

屋比久猛義総務部長。

○屋比久猛義 総務部長

代表質問の4番目、平和行政、平和教育について(1)、(2)にお答えをいたします。

まず(1)平和行政については、過去の苛烈な体験を胸に刻み、先人の平和を願う強い思いを引き継ぎ、さらに発信することで、次代を担う子どもたちが安心して暮らせる未来をつくるため、平和の絆を築いていく姿勢が重要であると考えております。

沖縄歴史教育研究会と県高教組が県内の高校生を対象に実施した平和教育に関するアンケートで、沖縄戦を学ぶことについて「とても大切」、あるいは「大切」と回答した生徒が95.5%で過去最高となったとの報道がされており、子どもたちに平和への思いが受け継がれ、平和の絆が築かれてきているものと感じております。

今年度は、戦後75年事業として、沖縄戦体験者の講和と市内小中高生による平和を希求する現代舞踊劇を開催する事業を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止することといたしました。また、毎年長崎市で開催される青少年ピースフォーラムも中止となっております。

今年度につきましては、実施可能な取組を検討し、たゆむことなく平和を希求する思いの継承並びに発信に努めてまい

りたいと思います。

次に(2)について、第32軍司令部壕は、戦史の中でも特筆されるほどの鮮烈な戦争であった沖縄戦の実相を、次の世代へ語り伝えるために重要な戦跡であり、沖縄戦を学ぶ平和学習に欠かせない場所だと考えております。

県は、今年4月に策定した首里城復興基本方針において、第32軍司令部壕などの首里城周辺の戦争遺跡を保存、継承するとともに、証言記録、調査資料等とAR等のICTを活用した平和学習ツールの開発、提供など、その歴史的価値の継承及び平和発信に向けた環境整備に取組、平和学習に活用するとしております。

今後、県民の意見を踏まえた基本計画の策定に当たり、本市も意見を申し上げる機会があると考えており、県と連携してまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

武富剛教育委員会学校教育部長。

○武富剛 教育委員会学校教育部長

古堅茂治議員の代表質問4番目(1)平和教育、平和学習の重要性についてお答えいたします。

教育委員会といたしましては、命の尊さを重んじ、平和を大切にすることを育むことを目的として平和教育を進めております。本市の全ての小中学校において、平和教育を教育計画に位置づけて取り組んでおります。

特に6月は、慰霊の日に併せて、児童生徒が命の尊さや平和の大切さを考える平和月間や平和旬間を設け、重点的に取り組んでおります。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各学校では、多数が集まる平和集会は行わず、校内放送を活用した読み聞かせや授業等で取り組んだ内容を掲示する予定となっております。

引き続き、命の尊さや平和を大切にす

る心を育んでいきたいと考えております。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

代表質問4の(3)の沖縄全戦没者追悼式と那覇市戦没者追悼式についてお答えいたします。

沖縄全戦没者追悼式につきましては、新聞報道にもありますように、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、従来より規模を縮小して開催し、開催場所につきましても、例年と同じ沖縄平和祈念公園内の式典会場での実施を検討しているとのことでございます。

1. また、那覇市議会と共催で開催しております那覇市戦没者追悼式につきましては、コロナ禍の状況を見極めつつ、那覇市連合遺族会と協議し、規模や実施方法などを検討してまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

屋比久猛義総務部長。

○屋比久猛義 総務部長

御質問の5番目、ジェンダー平等社会についてお答えいたします。

本市の男女共同参画行政の指針となる、第4次那覇市男女共同参画計画の特徴といたしましては、女性活躍推進法に基づく那覇市女性活躍推進計画や第2次那覇市DV防止計画としても位置づけていることと、新たに平成27年7月発表の「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言の趣旨、基本理念を盛り込んでいる点でございます。

基本理念につきましては、男女(すべての人)の人権の尊重、男女(すべての人)の性の尊重、社会制度や慣行についての配慮、政策や方針の立案及び決定への共同参画、家庭生活と社会生活の両立、国際

社会との協調、性の多様性の尊重の7つの事項を基本理念とし、5つの基本目標と推進体制のもと、24の基本課題、90の事業の方策を取り組んでいくこととしております。

○久高友弘 議長

城間悟 まちなみ共創部長。

○城間悟 まちなみ共創部長

古堅茂治議員の代表質問の6番目、真嘉比古島第一地区土地区画整理事業に関する訴訟について、お答えいたします。

本件は、那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の施行者である被告(那覇市)が、平成11年1月22日付で原告に対してした、原告の所有地であった従前の土地の換地として、換地処分後の土地を定める処分につき、原告が被告(那覇市)に対し、本件換地処分には土地区画整理法の各規程に反する違法があると主張して、本件換地処分の取消しを求めた事案となっております。

判決といたしましては、「原告の請求を棄却する。ただし、処分行政庁が原告に対して平成11年1月22日付でした、原告所有の土地についての換地処分は違法である。訴訟費用は被告の負担とする」となっており、判決理由については、「本件換地線に沿った擁壁等の造成工事を行わないままにした本件換地処分は、他の権利者と比較して、原告に対し著しく不利益であって、不公平なものであり、法89条1項に違反する。また、被告は本件換地に見合った造成工事をする必要があったのであるから、被告は、必要な造成工事を完了することなく本件換地処分をしたものと言わざるを得ず、法103条2項にも違反する」とし、主文において換地処分は違法となっております。

なお、最高裁判所においては、「本件を上告審として受理しない。申立費用は申立人(那覇市)の負担とする」と決定され、

不受理となっております。よって、判決が確定いたしました。

司法の最終判断を仰ぐためとはいえ、長期にわたって当事者の方、御親族に御心労をおかけいたしましたことに深くおわびを申し上げます。

○久高友弘 議長

屋比久猛義総務部長。

○屋比久猛義 総務部長

代表質問7番目の(1)、(3)の御質問は関連いたしますので、まとめてお答えをしたいと思います。

前東京高検検事長が複数の新聞記者と行っていた賭けマージャンについては、娯楽の域を超えた違法性を問われる行為であるとともに、緊急事態宣言下で、国民が一丸となって外出や事業活動の自粛などの感染拡大防止に努めている状況下において、司法の一翼を担う幹部職員がこのような行為に及んだことは極めて不適切であり、司法への国民の信頼を裏切る行為であったと考えております。

また、前検事長に対し法務省が行った訓告処分について、報道機関等が実施した世論調査においては、「甘い」、「納得できない」という回答が多数を占めており、現政権をめぐるこれまでの様々な騒動と併せて、国民の内閣に対する不信感を増幅させ、支持率に関する調査結果にも大きく影響しているものと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

本市の新型コロナ禍についての取組、そして沖縄県の取組、評価いたします。命を守る、経済をつなぐ取組をさらに拡大、充実していく必要があります。

そこで、ホームページで紹介されています5つの相談先での相談状況を伺います。

○久高友弘 議長

比嘉世顕市民文化部長。

○比嘉世顕 市民文化部長

再質問のうち、消費生活相談の状況についてお答えいたします。

消費生活センターには、新型コロナウイルス感染症による外出自粛を理由にキャンセルした旅行、宿泊、結婚式などにかかる解約料の相談、マスク不足による転売や送り付けなどに関する相談、ネット通販に関する相談などが2月から81件あり、5月から増加傾向にあります。

○久高友弘 議長

名嘉元裕経済観光部長。

○名嘉元裕 経済観光部長

御質問のうち、経済に関する相談窓口に関してお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大により、社会、経済活動が大きく停滞し、中小企業、小規模事業者の経営に多大な影響が生じております。それを受け、国や県などでは経営相談窓口や特別労働相談窓口を開設し、各支援機関窓口等において経営や労働相談、資金繰り支援等に関する相談を受け付けております。

本市においては、市内事業者を対象に社会保険労務士や中小企業診断士の専門家を活用し、雇用調整助成金や各種給付金の手続等に関する緊急経営相談窓口を4月に開設しております。

同窓口では、5月末までに延べ242件の相談を受けておりますが、その主な相談内容としては、資金繰りや雇用調整助成金に関する相談が多く、特に資金面で窮している状況が見受けられます。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

答弁があったものを除く、公租公課などの猶予、減免の状況を伺います。

○久高友弘 議長

仲本達彦企画財務部長。

○仲本達彦 企画財務部長

市長事務部局における6月3日時点の状況について、順次お答えをいたします。

猶予につきましては、市税が法人48件、個人28件、国民健康保険税が1件の申請がございました。

また、減免につきましては、個人住民税、国保税とも現時点では申請はなく、納税通知書送付後に問い合わせがあるものと考えております。

次に、市営住宅の家賃減免につきましては24件となっております。

最後に、国民年金保険料免除等に係る臨時特例手続につきましては、一般免除が36件、学生納付特例が5件、合わせて41件の申請となっております。

今後も、公租公課の猶予、減免につきましては、ホームページ等のほか、納税通知書に制度の案内チラシを同封するなど、一層の周知を図ってまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

取組、評価いたします。

答弁があったものを除く、助成、給付などの状況を伺います。

○久高友弘 議長

名嘉元裕経済観光部長。

○名嘉元裕 経済観光部長

経済に関する助成、給付等に関してお答えいたします。

コロナウイルス感染拡大によって経済的な影響を余儀なくされ、様々な困難に直面している事業者等を支援するため、国や県では、雇用調整助成金の特例措置

や持続化給付金の創設、休業要請に対する支援金、協力金等、多くの支援策が講じられております。

感染症の影響が長期化し、深刻化する中、資金繰り支援や固定費支援により雇用、事業の継続、存続を訴え、その後の本格的な経済活性化につなげていくため、各種助成、給付制度のさらなる拡充、強化が求められております。

本市では、経済をつなぐ基本方針のもと、企業活動、事業活動の維持継続の推進、V字回復に向けた経済の底上げを図ることを目的に、那覇市頑張る事業者応援事業や那覇市経済をつなぐ応援事業者支援事業、商店街の取組を支援する那覇市商店街新型コロナウイルス感染症対策支援事業などを立ち上げ、事業者支援に取り組んでおります。

各事業とも、支援を求める市内事業者からの問合せや申請が増加しており、本市としても迅速な対応、給付に努めているところでございます。

○久高友弘 議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也 健康部長

国民健康保険における傷病手当金の給付状況についてお答えいたします。

令和2年6月3日現在、3人の国民健康保険被保険者が申請をしており、合計31万2,328円の傷病手当金を支給決定しております。

また、そのほかに2人の被保険者が今後申請を予定しているところでございます。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

介護、福祉などへの影響と課題を伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、高齢者が感染すると重症化しやすいとされていることから、感染防止のため、高齢者の集いの場である老人福祉センターや地域ふれあいデイサービス等を休止しております。

また、通所系サービスの利用についても可能な限り自粛をお願いしたこともあり、高齢者の筋力低下や認知機能への影響が懸念されているところです。

高齢者の心身機能の低下を防ぎ、社会参加を促すため、感染予防対策の徹底を行いつつ、必要とされる事業の段階的な再開等の検討を現在進めているところでございます。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

障がい児者を支援する現場は、3密が避けられません。障がい児者と支援する人たちの命と健康を守り、暮らしを支える措置を一層強めることが急がれます。

そして、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う外出自粛で、障害福祉サービスを使いながら社会生活を送る障がい児者の多くが、これまでとは違う生活を余儀なくされています。そんな中で、障がい児者への実態に合った柔軟な支援が求められています。対応を伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

お答えいたします。

本市においては、障害福祉サービスの事業所に対して閉鎖等の要請は行っておりませんが、ウイルスへの感染を恐れ、

施設への通所を自主的に控えている利用者がいらっしやいます。

このような利用者や事業所への支援として、国からの通知に基づき、柔軟な取扱いを行っています。

例えば、生活介護や就労支援の施設に通所されていた方に対して、施設へ通所しなくても職員による自宅への訪問や電話等による就労支援や健康管理、相談といった支援を行うことを認めております。

また、障がい児が利用する放課後等デイサービスにおいても、同様に施設職員による自宅への訪問や電話等を利用しての支援を行うことを認めるなど、柔軟に対応しているところです。

そのほかにも、外出を支援する移動支援事業や動向援護などにおいて、買物をヘルパーが代行して行った場合などでも、外出の支援を行ったものとして取り扱うことができるようにしております。

このような対応をした事業所に対しては、実施した内容を報酬の対象とする取扱いを行っています。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

教育、保育など、子どもたちへの影響と課題を伺います。

○久高友弘 議長

末吉正幸こどもみらい部長。

○末吉正幸 こどもみらい部長

こども園の影響につきましては、国連の報告書によりますと、教育、栄養、健康、暴力といった世界的な課題が指摘されており、その影響の強弱の差はあれ、本市にも通ずるものがあると認識しております。

このうち本市におきましては、市長からは、長期の学校の休業や特別保育の実施などにより、予定されていた教育を受

けることができなかつたことが課題であるとの認識のもと、学びの保障が今後の取組の柱の一つになるものとの考え方が示されているところでございます。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

アルバイトができなくなり、大学生などは追い込まれています。大学生などへの影響と課題、学生支援緊急給付金の概要と周知徹底への本市の取組を伺います。

○久高友弘 議長

山内健教育委員会生涯学習部長。

○山内健 教育委員会生涯学習部長

お答えいたします。

学生へ影響と課題についてでございますが、文部科学省からの関係文書や新聞等の報道によりますと、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で世帯収入やアルバイト収入の激減など、学生生活にも経済的な影響が顕著となってきております。大学等での修学継続が困難となっていることが課題として挙げられます。

そのため、国は学生生活の継続に支障を来す学生等への支援として、学びの継続のための学生支援緊急給付金を創設しました。

同事業は、家庭から自立してアルバイト収入で学費などを賄っており、その収入が大幅に減少した学生等に対して、住民税非課税世帯の学生へは20万円、それ以外の学生に対しては10万円を給付するものとなっております。

給付金の申請につきましては、通学している大学等を通して国に申請することになっており、既に大学等において受付が開始されております。

大学等により、受付の締切日は異なるようですが、大学から国の窓口となっている日本学生支援機構への第1回目の申

請期限は6月19日となっております。

本市としましては、市ホームページにおいて、同事業を案内して周知を図っているところでございます。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

イベント自粛の影響も甚大です。文化関係への影響と本市の取組、課題を伺います。

○久高友弘 議長

比嘉世顕市民文化部長。

○比嘉世顕 市民文化部長

お答えいたします。

多くの舞台公演やイベントなどが今年2月末より中止を余儀なくされ、緊急事態宣言が解除された後も、新しい生活様式に基づき、感染予防のための入場者数を制限せざるを得ず、厳しい状況が続くことが予測されております。

そのような状況の中、去る6月1日、県内の実演家や演出家、企画制作者、舞台技術者などで組織するパフォーミングアーティスト カウンシル オキナワから城間市長へ、感染防止対策を行って実施する公演・イベント・稽古などの会場使用料減免に関する要望書の手交が行われたところでございます。

要望の内容としましては、新しい生活様式に基づく上演では入場者数が確保できず、収入の多くを入場料に頼る舞台芸術にとって大きな打撃となることから、市内ホール劇場・稽古場の会場使用料金の減免を望むものでございます。

城間市長からも、文化芸術に携わる皆様へ支援を行う必要があり、パレット市民劇場及びてんぶす那覇の使用料減免の実施に取り組むよう指示を受け、指定管理者や関係部署と調整を進めているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染拡大予防のため閉鎖しておりました那覇市歴史博物館、那覇市立壺屋焼物博物館、識名園、玉陵などの所管する文化施設につきましては、施設ごとに新型コロナウイルス感染症拡大予防対策ガイドラインを策定し、6月1日より再開しているところでございます。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

取組み、評価いたします。

文化は生きる力と希望を与えます。文化に携わる方々への支援をさらに強めてください。

コロナ禍は、路上生活者など、もともと弱い立場にあった人たちの生活を直撃しています。最も困窮している人たちに届く、きめ細かい支援が求められています。

住民登録ができていないホームレスなどへの給付金の支給について伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

お答えいたします。

特別定額給付金につきまして、本制度は住民登録がある方を支給対象としており、その対象から外れてしまうホームレスの方々については、自立に向けての支援として、一定期間居所を提供する一時生活支援事業の活用や、パーソナルサポートセンターへの相談を案内するとともに、住民登録の支援を行うことで、給付金の受給につなげてまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

未成年者や身分証明書などのない方への対応も伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

本給付金においては、学生など未成年者が世帯主となっている場合においても、申請、受給が可能です。

また、身分証明書などの本人確認ができる書類を持たない世帯主については、世帯主本人名義の書類、例えば通帳の写し、公共料金の領収書など、2種類の書類を添付していただくことなどにより本人確認を行い、給付金を支給できるよう柔軟に対応しております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

急増している緊急小口貸付の受付が5月28日から郵便局でも開始されています。その状況を伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

申請者の増加に対応するため、緊急小口資金の申請窓口はこれまで那覇市社会福祉協議会のみでしたが、4月30日からは、沖縄県労働金庫本店営業部とローンステーションおもろまち、5月28日からは、那覇中央郵便局、那覇東郵便局、首里郵便局、合わせて6か所で窓口受付を実施しております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

感染拡大の影響で生活に困窮する人が急増し、生活保護の重要性がさらに高ま

っています。生活保護申請の状況を伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

お答えいたします。

令和2年3月から5月の生活保護の申請件数は353件で、前年3月から5月の申請件数284件に比べ、64件、24%増加しております。

そのうち新型コロナウイルスに関連する申請件数は47件となっております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

生活保護は最後の命綱です。生活困窮者を速やかに保護につなげるためには、申請のハードルを下げ、支給要件の緩和や審査の簡素化、積極的な活用を促すことが求められています。見解を伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

お答えいたします。

新型コロナウイルスに伴う生活保護業務につきましては、現在、厚生労働省からの事務連絡に基づき行っております。

今後も国の動向を注視しながら、適正な保護の実施に努めてまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

生活保護の積極的な活用、申請増に対応するには、ケースワーカーの増員が不可欠です。

受給世帯80世帯に1人が標準とされていますが、本市の状況と増員への取組を

伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

お答えいたします。

適正保護の実施のため、毎年度ケースワーカーの増員要求を行っており、今年度におきましては5人の増となっております。

しかしながら、ケースワーカー1人当たりの担当件数平均は約95世帯となっており、まだ標準数の充足には至っておりませんので、引き続きケースワーカーの増員について関係部局との調整に努めてまいります。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

生活保護担当職員の頑張り、敬意を表します。ケースワーカーの増員、ぜひ進めてください。

コロナ禍で生活が厳しくなる中、自死の悩みを受け付ける沖繩いのちの電話には、4月以降、新型コロナウイルスに起因する経済的困窮や不安などを訴える相談が急増しています。

その実態と対応を伺います。

○久高友弘 議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也 健康部長

沖繩いのちの電話の事務局によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済困窮や孤立、不安などで追い詰められている人からの相談としましては、3月は5人、4月は27人、5月は79人となっております。そのうち明確に自死の意向を訴えた方は18人となっております。

年代別の内訳につきましては、50代は

27%で最も多く、40代が25%、60代は14%と、中高年が大半を占めています。また、性別では、男性からの相談が約6割を占めています。

主な相談の内容としましては、収入が減り、行きが見えないとする相談が最も多く、ほかに感染防止で通院を控え、うつがひどくなり死にたいなど、また自粛で外出できずに気がめいるなどとなっています。

一方、本市の保健所の精神保健福祉相談室における相談としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、自粛生活に伴うストレスや、新型コロナウイルス感染症に対する不安等から心の不調に至っている等の相談件数が、3月は2件、4月は11件、5月は12件となっています。

生活困窮や喪失感、不安の増強から精神的な危機や訴えは、出来事が過ぎ去った後から目立ち始めると言われているため、その対策としまして、失業や生活困窮に関する相談窓口に、こころの相談窓口の連絡先やこころの健康チェックができるリーフレットを配布しております。

また、保健所のホームページには、新型コロナウイルス感染症におけるこころのケア対策について掲載しており、市民の友6月号には、こころの健康に関する相談窓口として、保健所の地域保健課精神保健福祉相談室の案内について掲載しているところでございます。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

関係機関と連携して、さらなる対策を強めてほしいと思います。

次に、最前線で頑張っています本市の保健所の取組と過労勤務実態を伺います。

○久高友弘 議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也 健康部長

本市の保健所におきましては、所内の危機対策連絡会議を適宜開催し、那覇市新型インフルエンザ等個別計画に沿って、体制の整備や関係機関との連携を図ってきました。

市ホームページや保健所フェイスブックを通して情報の発信にも努めておりますが、国内での感染者数が増加した3月下旬頃から帰国者・接触者相談センターへの相談件数が増加し、また県内の患者発生に伴い、積極的疫学調査の業務も増加したため、健康部内で応援体制を強化いたしました。

その後全庁的に応援体制が生まれ、保健所へのさらなる応援職員の配置、帰国者・接触者相談センターの電話回線増設等を実施し、体制を整備してまいりました。

帰国者・接触者相談センターについては、4月18日から土日・祝日の対応を那覇市医師会へ委託しております。

また、PCR検査体制の拡充を図るため、那覇市医師会へ委託し、那覇クルーズターミナルにPCR検体採取センターを設置、5月13日から運営を開始いたしました。同センターについては、県内の感染状況が落ち着いているため、5月29日をもって一旦閉鎖をしております。

感染症は予測が難しく、短期間で感染が拡大してしまいますと、これに伴って急増する業務に応援体制の整備が追いつくことができなくなってしまいます。このため、結核・感染症グループにおいて、3月は3人が80時間、うち1人が100時間、4月は6人が80時間、うち5人が100時間を超えるという超過勤務が発生しました。応援体制が追いつくに従い、徐々に過度な超過勤務も解消され、新規の患者が確認されていない現在は、保健所職員の業務も落ち着いてきたところでございます。

今後、第2波、第3波の襲来に際しましては、ピークが来る前のできるだけ早い段階で応援体制が整えられるよう、関係部署との連携を図ってまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

今回の教訓を生かして、早めの応援体制、お願いいたします。

第2波、第3波に備える保健所の課題を伺います。

○久高友弘 議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也 健康部長

保健所における課題として、第一に必要な人員体制の確保が挙げられます。

感染者が発生しますと、積極的疫学調査や健康観察、医療機関との調整といった業務が生じます。新型コロナウイルス感染症については分からないことが多く、PCR検査を受けたくても受けられないといった状況もあり、保健所への電話相談も殺到しました。

今後、第2波、第3波が襲来した場合には、早期に相談体制や必要な検査体制を整備することが求められます。今回の経験を生かし、次の波が来る前に、関係機関と調整し、体制の整備を図る必要があります。

検査体制につきましては、従来のPCR検査に加え、抗原検査用キットの使用や唾液によるPCR検査も可能となったため、これまでよりも検査を実施できる医療機関が増えることが期待されます。沖縄県や医師会等と連携を図り、PCR等検査体制の構築に努めていきたいと考えております。

そのほか、患者の受入れや受診調整がスムーズに行えるよう、沖縄県と連携し、

各医療機関や医師会等との調整を事前に行ってまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

本市における新型コロナウイルス感染症に対応する指定病院、協力病院、医療体制等、課題を伺います。

○久高友弘 議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也 健康部長

現在、本市内に感染症指定医療機関はございません。

ただし、感染症が拡大した場合に備え、感染症法第19条第1項ただし書では、「緊急その他やむを得ない場合につき、感染症指定医療機関における感染症病床以外に入院させること、又は感染症指定医療機関以外の医療機関に入院させることが可能」とされております。

本市は、那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画を平成26年度に策定し、翌27年度には同個別計画において市内4か所の協力医療機関を定めております。

今後、第2波、第3波が来た場合に、協力医療機関の存在は不可欠でございますが、今回新型コロナウイルス患者を受け入れた協力医療機関のほうが、そうでない医療機関よりも利益率が減少しているという全国調査の結果も出ています。

そうした状況から、協力医療機関に対する早急な財政支援が必要となっておりますが、国が第1次補正予算で創設した新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で設定された基準額では十分とは言えないとの医療関係団体や地方からの声を受け、第2次補正予算案において同交付金を抜本的に拡充することが予定されております。

今後は、補填をはじめ、緊急包括支援

金を原資とする事業の多くは沖縄県が実施主体となることから、協力医療機関に対する支援策拡充により、協力医療機関の理解を得て、第2波、第3波が来た場合にも対応できる医療提供体制の構築を求めてまいりたいと考えております。

また、本市は、協力医療機関における新型コロナウイルス対応の医療従事者の安全確保と生活負担の軽減を図るため、医療従事者への宿泊補助、マスクや防護服など医療資材の提供、市内飲食店を活用したお弁当の提供等を行っております。

今後とも協力医療機関との連携を図りながら、本市としてできる限りの支援を引き続き行いたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

本市に指定病院がない中、感染の恐怖と隣り合わせの中で、最前線で医療を支えて頑張っている協力病院が、コロナ治療のために経営困難で立ち行かなくなることは絶対にあってはなりません。

協力病院への財政支援が求められています。改めて見解を伺います。

○久高友弘 議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也 健康部長

先ほども申しましたが、国は第1次補正予算にて新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を創設し、入院医療を提供する医療機関に対する財政支援として、空床確保に伴う補填、病床及び医療資器材等の整備が用意されました。

ただし補填の基準単価については、ICUや人工呼吸器を使用する重症患者以外の病床については、1床につき1日当たり1万6,000円となっております。主に中軽症患者の受入れを担う医療機関、これが協力医療機関になりますが、にとつ

ては、1日に必要な人件費の半分にも満たない程度の補填となることから、拡充を求める声が相次ぐ事態となっております。

そのため、国は緊急包括支援交付金を抜本的に拡充するべく、第1次補正の約11倍となる1兆6,279億円の予算額を計上した第2次補正予算案を編成したところであります。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

第2次補正予算では足りないと、全国の医療団体も改めて政府に要請を出しています。

今回の新型コロナ感染症への対応を踏まえて、現在、建て替えに向けて動き出している新しい市立病院については、新型コロナ感染症へより適切に対応ができるよう、設計などを見直して改善を図るべきです。対応を伺います。

○久高友弘 議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也 健康部長

那覇市立病院の新病院の施設整備方針では、感染症対応への配慮について盛り込まれてございます。

基本設計策定時には、院内の感染症対策に関わる職員を中心にヒアリングを行い、各病棟や集中治療室(ICU)、こういったものへの陰圧室の設置、一般用とスタッフ専用に分離したエレベーター動線の確保等、感染症対策に対応した設計となっております。

しかしながら、今回の新型コロナ感染症対応の経験を踏まえ、より踏み込んだ感染症対策ができるよう、実施設計では感染症患者の診察エリアや入院させる病棟の位置、その経路、全体的なゾーニング及び動線計画等について改めて整理す

るとともに、通常の診療に極力影響を与えないような設計を実現し、感染症対策に対応できる新病院の建設を目指してまいります。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

改善を図ってください。

新型コロナウイルスが共存する中で、密閉・密集・密接の3密を避ける、マスクを着用する、手洗いなど、新しい生活様式の定着に向けての取組を伺います。

○久高友弘 議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也 健康部長

現在、県内での新たな感染者の発生はございませんが、新型コロナウイルス感染症拡大が終息したわけではございません。

感染拡大を予防するためには、一人一人の行動の変容が求められます。厚生労働省や沖縄県が示す新しい生活様式を、本市ホームページや保健所フェイスブック、市民の友等に掲載し、市民への周知を図るとともに、市の事業においても新しい生活様式に沿った在り方を検討してまいります。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

政府の示す新しい生活様式によって、赤字覚悟で経営を続けたり、営業できない事業が増えてきます。新しい生活様式は、別の言い方をすれば、新しい自粛要請ともなります。

新たな自粛要請とセットで補償支援を行うべきです。家賃や固定費支援、持続化給付金を継続的に行うなどの支援を行うべきです。見解を伺います。

○久高友弘 議長

名嘉元裕経済観光部長。

○名嘉元裕 経済観光部長

お答えします。

新型コロナウイルス感染者数が減少し、自粛要請が緩和されつつありますが、新たな感染拡大を予防するため、国からは新しい生活様式の実践例が示されており、事業者においても業態変更や感染予防対策など、新たな取組を行う必要性に迫られています。

緊急事態宣言の実施等による社会経済活動の著しい停滞により、固定費の支出や資金繰り等に苦慮する事業者に対し、国や県において持続化給付金の給付をはじめ、新たに家賃支援給付金の創設が計画されるなど、支援施策の充実強化が図られてきているところではございます。

コロナの影響が長期化する可能性を踏まえ、本市としましては、今後とも国や県の動向に注視しつつ、対応に努めてまいりたいと考えてございます。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

安倍自公政権の小出しで遅すぎる対策が続いたため、国民の暮らしと営業の打撃は計り知れません。被害をこれ以上広げないために、決定的に支給が遅れている雇用調整助成金や持続化給付金などを迅速・確実に届ける抜本的措置が求められています。せつかくの対策も、届く前に暮らしと営業が破綻しては意味がありません。政府は、手続きの簡素化など、迅速な対応に知恵を絞り、柔軟に急いで改善すべきです。

次に、経済の悪化は、世界でも日本でも長期化は避けられません。そこで、当面の対策とともに、消費税減税を含めた抜本策こそが日本経済を立て直すために

必要です。見解を伺います。

○久高友弘 議長

仲本達彦企画財務部長。

○仲本達彦 企画財務部長

消費税につきましては、全世代型社会保障改革を進めていく中で必要な税とされており、政府においては、現時点では消費税の引き下げは検討していないことを言明しております。

他方、追加的経済対策として、総額31兆9,114億円となる第2次補正予算案を閣議決定しており、雇用維持や企業の資金繰り支援の強化を図ることとしております。

新型コロナにより経済環境は大きな影響を受けておりますが、本市といたしましては、今後も政府の施策の展開を注視していくとともに、引き続き本市の経済対策事業に着実に取り組んでまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

国の第2次補正、国の地方創生臨時交付金の抜本拡充などを受けての対応を伺います。

○久高友弘 議長

仲本達彦企画財務部長。

○仲本達彦 企画財務部長

国の2次補正につきましては、地方創生臨時交付金として2兆円が追加されるものと承知をしております。

本市に配分された先行分の約7億2,000万円につきましては、主として経済分野と子供分野での活用を想定しておりますが、今回の拡充分につきましては、今後示されます本市への配分額を踏まえ、多方面のニーズをしっかりと捉えながら、柔軟かつ迅速に対応してまいりたいと考

えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

感染対策と医療体制の充実をセットにした新しい生活様式で、未曾有の経済危機をどう回復していくのか、感染防止対策を取りながらの新しい観光業、観光地づくりなどをどう進めるのか、官民一体で英知を集める市民会議などをつくり、経済と暮らしの再建、市民が一丸となって取り組んでいくことが求められています。見解を伺います。

○久高友弘 議長

名嘉元裕経済観光部長。

○名嘉元裕 経済観光部長

お答えいたします。

新聞報道等によりますと、沖縄県が新型コロナウイルスに負けない安全・安心な観光地づくりに関する対策会議を設置し、観光関連事業者と医療関係者らが、感染拡大を最小限に抑えながら観光客を受け入れるための業界全体の統一したアクションプランを策定すべく話し合いを進めているとのことでした。

本市といたしましては、同会議での議論を注視しつつ、策定されたアクションプランにおいて求められる役割を踏まえ、安全・安心な観光客の受入態勢の構築に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

沖縄県や関係機関と連携して頑張っしてほしいと思います。

城間市長に伺います。

質疑で、現状と課題、取組、新たな施策展開の必要性などが明らかとなったと

思います。

感染防止対策と市民の暮らし応援、経済回復に向けての市長の決意を伺います。

○久高友弘 議長

城間幹子市長。

○城間幹子 市長

お答えをいたします。

議員の御質疑に対しまして答弁をいたしました。本市の現状と対応、所管部長より報告をさせていただきました。

本市においては、まさにこのような緊急事態に対応すべく、命を守ると経済をつなぐというこの2つを基本方針として、それを支える4つの柱を設定し、対応してきたところでございます

その1つ、感染拡大防止策の推進においては、市民の衛生環境の維持を図るとともに、医療環境の整備や防疫体制の強化などについて取り組んでいるところで

現在、県内での新たな感染者の確認はございませんけれども、新型コロナウイルス感染症拡大が終息したわけではございません。

感染拡大を予防するためには、市民一人一人の行動の変容が求められます。厚生労働省や沖縄県が示す新しい生活様式を、本市ホームページや保健所フェイスブック、市民の友等に掲載をいたしまして、市民への周知を図るとともに、市の事業におきましても、新しい生活様式に沿った在り方を今後検討してまいります。

また、企業活動継続に向けた支援においては、新型コロナウイルス感染症の影響を被っている市域事業者に対し、危機を乗り越えて企業活動が継続できるよう寄り添い、支援してまいります。

そのために、支援策としていろいろ事業を実施してまいりたいと思います。収束後におきまして、市域経済がV字回復

を図り、経済の底上げを図るための対策を鋭意行ってまいります。

沖縄県においても、新型コロナウイルス対策に係る沖縄県の経済対策基本方針が策定されました。沖縄経済の状況に加えまして、経済損失の緊急対策のフェーズ1から新型コロナウイルスの収束を見据えたフェーズ4に係るフェーズごとの対策が示されているところでございます。

100年に一度あるかないかのかつて経験したことのないこの危機を、県の経済対策基本方針で示されたフェーズごとの対策と連携をいたしまして、本市においても経済対策、支援策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

答弁、高く評価いたします。

経験のない新たな事態です。模索と探求が続きます。職員と一体で知恵と力を発揮して、さらなる施策の拡充に頑張ってください。

次に、首里城の早期再建と一体となった周辺文化財の復元について再質問を行います。

本市の取組、先ほど答弁がありました。この面高く評価いたします。

次に、市議会に陳情が提出されています。首里城の再建の際に、龍脈の流れを本来の形に戻したいと、首里城の大龍柱を御庭に向けて、共に来訪する客を迎える姿に変えるよう求めています。私も賛同するものです。見解を伺います。

○久高友弘 議長

比嘉世顕市民文化部長。

○比嘉世顕 市民文化部長

お答えいたします。

現在の龍柱の向きは、18世紀に正殿を

修理した際の記録には龍柱が向き合っていることを根拠として復元しております。

今後の再建に当たっては、国が設置する検討委員会で龍柱の向きについても議論がなされるものと認識しております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

平和行政、平和教育について、私は、市連合遺族会の瑞慶山会長の若狭のなぐやけの碑が、那覇市の慰霊の碑であることがわかるよう表記してほしいとの要望を、何度かこの議場で取り上げてきました。その進捗を伺います。

○久高友弘 議長

屋比久猛義総務部長。

○屋比久猛義 総務部長

恒久平和のモニュメント「なぐやけ」につきましては、今年1月に市連合遺族会の方々より御要望等をお伺いいたしております。

その後、コロナ感染対策等により影響もございましたが、市連合遺族会の意向を踏まえながら、関係部局と調整を行っており、課題や方向性などについて整理をしているところでございます。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

次に、那覇市はこの第4次那覇市男女共同参画計画を作成しています。

(資料・第4次那覇市共同参画計画冊子を掲示)

その基本目標を伺います。

○久高友弘 議長

屋比久猛義総務部長。

○屋比久猛義 総務部長

第4次那覇市男女共同参画計画では、

男女共同参画社会実現のための課題解決に向け、5つの基本目標を設定しております。

基本目標の1つ目が、人権が尊重される社会づくり。2つ目が、多様な性を尊重する社会づくり。3つ目が、ワーク・ライフ・バランスの推進。4つ目が、あらゆる分野への女性の活躍推進。5つ目が、暴力のない社会づくりとなっております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

具体的施策数を伺います。

○久高友弘 議長

屋比久猛義総務部長。

○屋比久猛義 総務部長

第4次那覇市男女共同参画計画の90の事業の方策のもと、238の具体的施策に取り組んでいくこととしております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

施策の推進について伺います。

○久高友弘 議長

屋比久猛義総務部長。

○屋比久猛義 総務部長

男女共同参画計画の推進につきましては、副市長を委員長とする那覇市男女共同参画行政推進委員会と附属機関の那覇市男女共同参画会議により、総合的かつ効果的に推進してまいります。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

進捗状況の点検について伺います。

○久高友弘 議長

屋比久猛義総務部長。

○屋比久猛義 総務部長

毎年度、各施策の事業の進捗状況を把握し、男女共同参画行政推進委員会において点検、評価を行い、見直し、改善策について検討した結果を、附属機関の那覇市男女共同参画会議に諮り、いただいた意見を庁内関係部署へフィードバックし、今後の事業の検証や見直し、改善等を図ることとしております。

事業の効果や評価を勘案し、令和5年度に計画の中間見直しを行うこととしております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

施策推進の要、なは女性センターの役割を伺います。

○久高友弘 議長

屋比久猛義総務部長。

○屋比久猛義 総務部長

なは女性センターは、女性に関する諸問題についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民等に広く提供することにより、女性の地位向上を図るとともに、協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域の活性化に資することを目的としております。

当センターでは、市民講座の開催、学習室や交流室等の施設の提供、なは女性センターだよりの発行、図書や各種資料等の情報の収集及び提供、女性に関する諸問題の総合相談や性の多様性に関する電話相談など、第4次那覇市男女共同参画計画の具体的施策を実施する役割を担っております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

すばらしい方針、そして素晴らしい体制、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

最後に、日本の男女の賃金格差は、OECDの調査では、正社員でも男性100に対して女性は75.5。OECD35か国うち33位です。

安倍政権は、昨年女性の活躍推進法改正で、男女の賃金格差状況の開示を義務づけることを、経団連の意向を受入れて見送ってしまいました。この態度を改め、男女の賃金格差状況の開示を義務づけるべきです。

夫婦同姓を法律で強制している国は、世界で日本だけです。民法を改正して、選択的夫婦別姓を実現すべきです。

今、性暴力根絶を求めるフラワーデモが全国に広がっています。強制性交等罪の暴行・脅迫要件を撤廃し、同意要件を新設すべきです。

この3点に対する見解を伺います。

○久高友弘 議長

屋比久猛義総務部長。

○屋比久猛義 総務部長

最初に、平成28年制定された、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性の活躍推進法において、国及び地方公共団体、民間企業等に対し、常時雇用する労働者数301人以上の事業主においては、一般事業主行動計画を策定し、女性の活躍推進に関する状況の把握、課題分析、情報公表を義務づけております。

平成29年の同法改正において、男女間の賃金格差を情報公表項目に追加することについて議論されたものの、追加には至っておりません。

毎年、世界経済フォーラムにおいて、各国の経済、教育、健康、政治の4分野を調査し、男女格差を指数化し、報告書としてジェンダー・ギャップ指数を発表

していますが、2019年の日本の順位は過去最低の121位と、前回より順位を下げ、先進7か国中最下位となっております。

男女の賃金格差状況の開示の義務づけにつきましても、男女間の賃金格差の現状把握、課題認識につながるものと考えております。

次に、選択的夫婦別姓についてお答えします。

日本では、民法第750条において夫婦同姓が義務づけられており、どちらか一方は相手の姓に変更することとなります。

本市においては、那覇市職員の旧姓使用に関する要綱により、婚姻等によってその戸籍上の氏を改めたときに、その改氏によって生ずる恐れのある職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏を使用する場合の手続等を定めております。

民法改正につきましては、平成27年12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画においても、新たな家族形態の変化、ライフスタイルの多様化等も考慮し、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正等に関し、司法の判断も踏まえ、検討を進めることとされております。

最後に、強制性交等罪に関連する御質問にお答えします。

2017年6月、刑法の性犯罪に関する規定が110年ぶりに大幅に改正され、名称も強姦罪から強制性交等罪となり、犯罪の定義の拡大、法定刑の期間延長、事件の認定をもって検察は事件を起訴できる非親告罪化のほか、今回新たに親や児童養護施設職員など、その影響力に乗じて性交・わいせつ行為をした場合も処罰の対象に追加されましたが、暴行・脅迫等の要件は変更されておりません。

2019年3月、性暴力被害を訴えた複数の裁判において無罪判決が相次ぎました。このような状況に怒りを感じた多くの女性たちが、人権を脅かす性暴力の撲滅と

刑法の改正を目的に、花を持って集まり声を上げるフラワーデモが、昨年4月に東京で始まりました。

その後、フラワーデモは全国に広がり、県内においても、県庁前の県民広場において開催されました。昨年12月には、なは女性センターの本市共催講座として、フラワーデモの呼びかけ人である北原みのり様を講師としてお招きし、「性暴力、いま日本で何が起きているのか」を開催し、貴重なお話を伺うことができました。

刑法改正後の強制性交等罪において残された課題である暴力・脅迫要件の撤廃や、両者が同意しない性交は人権を脅かす性暴力に当たるという観点から、性行為同意要件の新設など、改善すべき課題がいまだ多くあるものと認識しております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

答弁、高く評価いたします。ジェンダー平等社会に向けて、先進的な取組をさらに推進されてください。

次に、真嘉比古島第一地区土地区画整理事業に関する訴訟について、本市の行政行為が違法だと、それが発生した要因について伺います。

○久高友弘 議長

城間悟まちなみ共創部長。

○城間悟 まちなみ共創部長

お答えします。

当該事件の要因につきましては、地権者と十分に調整を行わずに、擁壁中途に換地線を引いて換地処分を行ったことだと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

違法との判決が確定したことに対する見解を求めます。

○久高友弘 議長

城間悟まちなみ共創部長。

○城間悟 まちなみ共創部長

最高裁判断に対する見解につきましては、最高裁の司法判断を結果として重く受け止めております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

本市の違法な行政行為で、原告・市民に多大な損失を与えています。原告・当事者が納得できるよう、どう解決を図っていくのか伺います。

○久高友弘 議長

城間悟まちなみ共創部長。

○城間悟 まちなみ共創部長

どのように問題の解決を図っていくかにつきましては、新型コロナウイルスの影響でまだ原告の方とお会いできておりません。まずはお会いし、原告の話聞きながら、判決の内容等含めて話し合いを行っていきたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

この問題、換地処分、県への行政不服審査訴えから21年にもなります。国への行政不服審査訴えから10年、裁判開始から4年ともなります。その中で原告の父親と母親も他界し、それを引き継いだ御家族がこの問題解決に取組、その長年の労力と精神的負担は極めて大きいものがあったことは明らかです。

そのことを思うと、判決が確定し、著しく不利益、不公平を与えた換地処分は違法と断じられた那覇市は厳しい反省が

求められています。

そこで、城間市長の見解とおわびを伺います。併せて、再発防止への取組も伺います。

○久高友弘 議長

城間幹子市長。

○城間幹子 市長

お答えをいたします。

本市の行政処分が違法という結果を重く受け止め、この換地処分について長年、是正を訴えてこられた当時者の方、御親族に心よりおわびを申し上げます。

先ほど部長からもありましたように、本件は地権者と十分に調整を行わなかったことが要因であるというふうなことがありました。こうしたことは、今後あってはならないというふうに考えております。

今後、再発防止に向けては、地権者の方々と十分に話し合い、真摯に対応していくとともに、より緊張感を持って法令遵守や適正な行政執行、内部統制を図ってまいります。申しわけありませんでした。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

次に、米軍基地問題と国政問題について再質問します。

辺野古の新基地建設は、軟弱地盤で工事打切りが相次いでいます。工事に着手していないのに 303 億円も税金から業者に支出しています。税金の無駄遣い、基地利権、癒着ではないでしょうか。

それだけではありません。新型コロナウイルスの持続化給付金の手続が、769 億円で得たいのしれない団体に業務委託し、それが 749 億円で電通に再委託され、20 億円も食べ物にされていた疑惑も浮上しています。(アベノマスク掲示)

緊急事態宣言が解除されて届くアベノマスクは、受注企業 6 社全てが入札を経ないで随意契約です。マスク事業の実績がない企業が 2 番目に多い 31 億円超えの発注をしています。その企業は、安倍自公政権の与党の参議院議員と親交があり、政治献金も行っていった事実も明らかになっています。アベノマスク、8 億円の検品費用も業者ではなく国の費用で行っています。

このように、常識では考えられない、火事場泥棒ともいえる疑いが持たれる事例が発覚しています。あまりにもひどいやり方ではありませんか。見解を伺います。

○久高友弘 議長

屋比久猛義総務部長。

○屋比久猛義 総務部長

辺野古新基地建設強行や持続化給付金業務の再委託問題、布製マスク検品などについては、新聞やテレビなどの報道により承知しているところでございます。現在、世界的な新型コロナウイルス感染は続いており、日本国内においてははかたつない経済危機に直面している状況でございますので、迅速で的確な新型コロナウイルス対策に万全を期すことに主眼を置いて取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

国民が声を上げれば政治は動くということが、今回のコロナ危機のもとで証明されました。

新基地建設、アベノマスク、持続化給付金を食べ物にするな、税金の無駄遣いをやめよ、県民・国民のためのまともな政治を、新基地建設費をコロナ対策、暮らしと経済回復に回せ。

ぜひ力を合わせてこの問題を解決し、
よりよい沖縄と日本をつくっていきま
しょう。

そのためにも、県議選挙、投票に
いて安倍自公政権にきっぱりとウチナ
ンチュの意思を示していこうではあ
りませんか。

ウチナーンチュ、ウシエーティ ナ
イビランドー

(沖縄県民を、ないがしろにはいけ
ませんよ)。

マキティー ナイビランドー
(負けてはいけませんよ)。

クワ ウマガヌ タミニ、ウヤ ファ
ーフジヌウムイ、チムニ スミティ、

ヌチカジリ チバラナ ヤーサイ
(子や孫のために、先祖の思いを
心に刻んで、命の限り頑張ってい
きましょう)。

日本共産党、オール沖縄・玉城
デニー県政、城間幹子市政をしっ
かり支えて、平和で誇りある豊
かな沖縄づくりに頑張りを抜き
ます。共に頑張ってくださいま
しょう。終わります。

以上。

新型コロナウイルス対策に係る沖縄県の経済対策基本方針

令和2年5月28日

沖縄県新型コロナウイルス感染症の影響等
に係る緊急経済対策本部 決定

はじめに

新型コロナウイルスの内外での感染拡大により、国の緊急事態宣言の発令や沖縄県の緊急事態措置の実施が発出され、沖縄の社会、経済の活動が大きく停滞した。沖縄県では経済面での影響に迅速に対応すべく、2月17日に新型コロナウイルス感染症の影響等に係る緊急経済対策プロジェクトチーム(PT)を立ち上げ、対応してきた。

新規の感染者ゼロが続き、県では5月11日に専門家会議の活動再開の目安や県独自の指標等による総合的な判断により、休業要請の一部解除を公表し(休業要請の部分的解除は5月14日以降)、5月15日には、緊急事態措置を実施すべき区域から解除されたことを受け、「沖縄県新型コロナウイルス感染症対策に係る実施方針」を公表し、5月21日以降の全ての事業者への休業要請が解除された。

流行の第2波、第3波も予測されるため、これに備えた柔軟で迅速な医療提供体制の構築及びPCR検査体制の拡充による早期発見体制を確保するとともに、当面の対策として空港等の水際対策を強化するなど、県としては万全の対策を取ったうえで、フェーズ毎に経済活動を再開し、可能な限り、V字型の経済回復を目指さなければならない。

1. 沖縄経済の状況

沖縄経済の現状は、沖縄県の緊急事態措置の実施等により経済活動が著しく停滞している。国は5月14日に緊急事態措置を実施すべき区域から沖縄県を含む39県を解除した。しかし、依然として、外国航空便及び国内航空便のかなりの部分が停止し、サプライチェーンも滞っており、さらに民間消費も冷え切ったままであり、経済の再開には至っていない。

・景況

日銀短観の業況判断D.I.(全産業)によると、これまで全国が10前後で推移してきたのに対し、沖縄県は30前後と全国を凌駕し、好調に推移してきた。しかし、2020年3月には新型コロナ感染拡大による影響を受けて、大きく低下し、沖縄マイナス13、全国マイナス18と大きく落ち込んでいる。新型コロナウイルスの感染が大きく経済に影響を与えていることがわかる。

図1 業況判断D.I.（全規模・全業種）の全国との比較



出所：日本銀行那覇支店「短期経済観測調査結果」による

・倒産件数

5月12日の帝国データバンク発表によると、九州・沖縄の企業倒産件数（法的整理のみ）は、前年同月比24%増の57件で3カ月連続の増加となり、4月としては5年ぶりに50件を超え、新型コロナウイルス感染症の影響が長引けば関連倒産は今後も増加すると予測されている。¹

・新型コロナウイルス感染症の影響による経済損失

令和2年2月から5月までの入域観光客数について、対前年同期比で167万1405人の減少と見込み、産業連関分析により経済損失を計測²した。その結果、同期間における観光消費額は1,166億8,000万円の減少、生産誘発効果は1,867億6,200万円の減少、付加価値誘発効果は1,021億6,800万円の減少、雇用誘発効果は19,402人の減少となる。ただし、雇用誘発効果については、企業努力により、雇用を維持するケースも考えられるため、実際の影響は少なくなるものと思われる。

表1 観光客減少による経済損失

経済波及効果	人	百万円	百万円	百万円	人
	観光客数	観光消費(直接効果)	生産誘発効果	付加価値誘発効果	雇用誘発効果
	-1,671,405	-116,680	-186,762	-102,168	-19,402

出所：県緊急経済対策PT

¹ 日経新聞 デジタル版 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO58990150S0A510C2LX0000/>

² 新型コロナウイルス感染症及び豚熱(CSFの影響等)に係る緊急経済対策プロジェクトチーム「新型コロナウイルス感染症に伴う入域観光客減少による経済波及効果(損失)の計測」

これは4か月間の計測であり、その後の収束が見込まれなければ、さらに厳しくなると思われる。また首里城火災、豚熱(CSF)等の影響もあり、沖縄経済は未曾有の危機に直面していると言わざるを得ない。³

・債務返済危機の到来

現在、セーフティネット資金等の緊急融資や既往の債務の返済の猶予、実質無利子・無担保融資への借り換え等の対策が取られているが、これらはいずれ返済の時期が到来し、債務返済の危機、いわゆるバランスシートの危機が懸念される。

2. 経済対策の基本方針

経済対策を緊急対策からフェーズ毎の対策へと移行させていく基本方針を策定する。疫学的立場からの判断を基に、これまで制限・自粛を要請した県民生活および経済活動等を段階的に解除して、「新たな生活様式」へのコロナシフトをしつつ、フェーズごとに経済活動の再始動と発展を推進していく。

基本的には、国の新型コロナウイルス感染症対策の諸事業を補完、補強する形で経済政策を進める。具体的な施策(事業)は各フェーズに組み込んでいく。第一弾と第二弾はすでに示しているが、逐次改定推進する。

フェーズは以下のとおりである。

フェーズ1	(i) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済損失への緊急対策	緊急事態宣言 自粛要請
フェーズ2	(ii) 経済活動の再開の準備及び部分的再開	沖縄県での緊急事態宣言解除 自粛要請の段階的解除
フェーズ3	(iii) 経済活動の部分的再開と段階的拡大	緊急事態宣言の全都道府県での解除 各都道府県間の移動自粛解除
フェーズ4	(iv) コロナチェンジの展開	新型コロナウイルスの収束

フェーズ1

(i) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済損失への緊急対策
(緊急事態宣言 自粛要請)

ダメージを受けた県民や企業等に迅速にあらゆる緊急の対応をして、地域社

³ 新型コロナウイルス感染症及び豚熱(CSF)の影響等に係る緊急経済対策プロジェクトチーム「新型コロナウイルス感染症に伴う入域観光客減少による経済波及効果(損失)の計測」

会を守りつつ、緊急融資、支援金、生活を支えるための支援等を行っていく。
さらに、防疫体制、医療体制の強化を図っていく。

・コロナウイルス感染対策関係県予算

令和2年3月（1次補正）の172億円と5月（2次補正）の458億円を合わせた約630億円の補正予算を措置し、対応している。

（主な内訳）

新型コロナウイルス対応県単融資事業	542億8,792万円
	（※全体融資枠1,808億円）
うちなーんちゅ応援プロジェクト	40億4,907万円
医療体制構築、感染拡大防止	21億4,503万円
生活困窮者住居確保金	4億1,077万円

・対策

県民向け

困窮世帯等へ生活支援

給付金

個人向けの緊急小口貸付

企業向け

資金繰り支援（セーフティネット資金）

既往債務の返済猶予や無利子等への借り換え

雇用の維持・確保 雇用調整助成金の上乗せ

経営相談

給付金

固定費の支援

フェーズ2

（ii）経済活動の再開の準備及び部分的再開

（沖縄県での緊急事態宣言解除 自粛要請の段階的解除）

フェーズ1の諸施策を継続しつつ、「新たな生活様式」の県民生活への定着状況を踏まえ、経済活動の再開のための環境を整えていく。航空便、船便の段階的な運航再開を促しサプライチェーンの修復を図る。「三密」回避等の感染症対策をしつつ、県民向けイベントや会議等自粛も漸次解除していく。

再開をした小売業、飲食業、ホテル等宿泊業、エンターテインメント等、諸産

業の営業・活動の支援を続けていく。

安全・安心は経済活動の重要な要素であり、危機管理対策を拡充していく。
観光の基幹産業を強靱なものにする為にも、IT技術を駆使した観光施設等の受入強化に向けた施設整備の拡充を図る。

- ・ コロナウイルス感染対策関係県予算
緊急対策（3次補正）（予定）
6月補正（4次補正）（予定）

対策

- ・ 冷え込んだ民間消費の回復
- ・ 県民による県内市街地、行楽地への周遊や県内旅行等の需要喚起
- ・ 自粛解除による企業活動の再開
- ・ 航空輸送・海上輸送の段階的再開
- ・ 離島も含めたサプライチェーンの回復
- ・ 県民向けイベント等の段階的解除
- ・ エラーニングの推進
- ・ 観光受入環境の充実を図るためのキャッシュレス化促進支援
- ・ 文化・芸術産業の推進
- ・ 沖縄文化の象徴である首里城の復元・復興（フェーズ4に至るまで）
- ・ 防疫・医療体制の整備
- ・ 感染症対策体制の継続的な強化
- ・ 検査・治療に係る資機材整備

フェーズ3

(iii) 経済活動の部分的再開と段階的拡大

(緊急事態宣言の全都道府県での解除 各都道府県間の移動自粛解除)

新型コロナウイルス感染症については、完全に感染リスクを除去するまでに時間を要するとの認識のもと、観光産業の復活に向けて誘客を進めるべく、まずは国内の航空旅客数の回復及び国内観光の推進を図る。その後、各国の状況を見極めながら、外国人観光客の誘客に向けた取組を促進する。

観光、飲食店、エンターテイメント、商店街に出かけようというGO TOキャンペーンの状況を確認の上、開始していく。

今後、「新たな生活様式」へのシフトに県民一丸となって取り組んでいくことが求められることから、IT技術を駆使した観光施設等の受入体制整備、ワーケーション、遠隔医療、遠隔教育等の推進など、コロナチェンジに対応した各

種施策を段階的に実施していく。

企業の資金繰りに関しては、引き続き、沖縄振興開発金融公庫や民間金融機関等との連携を図り、金融面での支援を講じていく。

対策

- ・ 遠隔医療、遠隔教育、テレワーク、ワーケーション等の推進
- ・ ターゲットごとの国内観光のプロモーション
- ・ デジタルトランスフォーメーションの推進
- ・ 県産品の移輸出の支援
- ・ インバウンドの回復プロモーション
- ・ 次の感染拡大の波に備えた防疫・医療体制の構築
- ・ 感染症対策体制の継続的な強化
- ・ 検査・治療、公衆衛生に係る人材育成

フェーズ4

(iv) コロナチェンジの展開

(新型コロナウイルスの収束)

収束に伴い、再発防止に万全を期しつつ、経済活動の復活を確実にして、V字型回復を志向する。新型コロナウイルス感染症の教訓を生かし、第2、第3の感染流行の波を見据えたイノベーションによる強靱な経済構造へ転換するコロナチェンジの経済政策を展開する。

従前の需要牽引型の経済から技術進歩(経済の筋力・体力)による持続的発展に転換していく。世界の潮流となっているSDGsの理念にマッチする自然環境を保持した発展を志向しつつ沖縄の自立型経済の確立を目指す。

沖縄の比較優位である自然、歴史、文化等のソフトパワーによる経済発展をより一層深化させていく。

知的交流拠点である沖縄科学技術大学院大学(OIST)のイノベーションパーク構想の推進も含めて、他の大学や研究所等の知的拠点とも連携しつつ次世代ITやバイオ等の先端技術産業を育成する。

リーディング産業である観光リゾート産業においては、世界規模で落ち込んだ観光需要の回復状況も見極めつつ、安全・安心の島“沖縄”としての観光地づくりを推進することとし、外国人観光客の誘客については、各国の事情を踏まえ、段階的な拡大を図っていく。その際、特定の国や地域に偏らないような誘客活動を展開する。

また、観光事業者等と連携して量から質への転換を図りつつ、国内外の多様な観光需要を取り込むことで、レジリエンス(復元力、弾力性)を高めると

もに、経済、環境、住民の相互便益や全体満足度のバランスが取れた持続的観光を推進する。

対策

- ・ OIST との先端科学技術の県内企業への移転やスタートアップ企業育成のための連携
- ・ 先端情報技術を導入するための施策を拡充
- ・ 持続的観光指標(STI:sustainable tourism index)について関係機関と連携して設定し、経済、環境、住民のウェルフェアの三位一体の観光を推進
- ・ 観光ブランディングの強化
- ・ インパウンドの拡大キャンペーン

3. 施策(事業)の展開

基本方針に則り、切れ目なく各フェーズ毎に効果的な施策(事業)を組み込み、経済活動の回復を図るとともにV字型の経済発展を推進していく。

感染症の第2波、第3波の発生も想定内におきつつ、状況に応じて、施策も柔軟に対応する。

【1】これまで実施した、フェーズ1に対応する主な施策

<第1弾>

[16,435,931千円]

<p>感染症対策のためのマスク・消毒液等の確保</p>	<p>県備蓄及び厚労省より供給のあったマスクを医療機関や老健施設等に支給している。消毒液も定期的に医療機関、老健施設、医療的ケア児を有する事業所等に優先供給を行っている。また、マスク・消毒液の購入に必要な予算は、今年度の予備費で対応している。</p> <p style="text-align: right;">【予算額 161,792千円】 (マスク 15万枚、消毒液 1千本 等)</p>
<p>「子どもの居場所等」が、弁当配達等の支援を行う場合に要する経費を「沖縄子どもの未来県民会議」の寄付金から助成</p>	<p>【食事支援第1弾】 令和2年3月7日から春休み前まで、1居場所あたり5万円を上限に実施。</p> <p style="text-align: right;">【予算額 390千円】</p> <p>【食事支援第2弾】 県内の感染拡大に伴う小中学校等の臨時休業措置を踏まえ、4月7日(火)から5月6日(水)まで実施</p>

	<p style="text-align: right;">【予算額 10,450 千円】</p> <p>【食事支援第3弾】 県内の感染拡大に伴う小中学校等の臨時休業延長措置を踏まえ、5月7日（木）から5月24日（日）まで実施</p> <p style="text-align: right;">【予算額 10,450 千円（再掲）】</p> <p style="text-align: center;"><small>※未来県民会議からの寄付金が財源のため、第1弾の総額には含めていない</small></p>
<p>個人の県民税及び事業税の申告期限の延長</p>	<p>感染拡大防止の観点から、確定申告期限が4月16日まで延長されたことを踏まえ、個人県民税及び個人事業税の申告期限も同日まで延長したものの。</p>
<p>空港や港湾へのサーモグラフィーの設置</p>	<p>【交通政策課】 那覇空港においては、4月から国内線旅客ターミナルビルにおいて、サーモグラフィーを設置し、利用客の表面体温の測定やチラシ配布等により、注意喚起を行うとともに、発熱が感知された利用客に対して、任意で連絡先等の情報提供をお願いし、健康観察を行っている。 当事業は、予備費及び5月補正予算を活用し、4月から10月まで実施することとしている。</p> <p>【土木建築部】 県管理空港のうち、定期便が就航する宮古、新石垣、下地島、久米島、南北大東、多良間、与那国へサーモグラフィー及び非接触型体温計を設置し、乗客の発熱観察と併せ感染症拡大防止を目的としたチラシを配布する。 港湾では離島住民への感染拡大防止の強化に向け、定期航路を有する各港湾のターミナル（乗船券売場）等において、各船会社（市町村）へ非接触型体温計を配布し、乗船前の検温を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【予算額 41,100 千円】</p>

<p>需要喚起のため、日常消費等に関する県産牛乳、野菜、肉や花き等の県産品使用の消費拡大キャンペーンを実施</p>	<p>消費喚起対策として、影響の大きい県産牛乳や花き類について、知事への贈呈や消費者への配布を通じたPRや、シーミー花や母の日キャンペーン等の実施。 その他の品目についても、「黒糖の日」や「ゴーヤの日」等、メディアを通じた広報等を実施。</p>
<p>休業や失業で、生活資金を必要とする県民に対して沖縄県社会福祉協議会より生活費等の必要な資金の貸し付け等を実施</p>	<p>個人向け生活福祉資金として予算措置 【予算額 228,000 千円】</p>
<p>「中小企業セーフティネット資金」の融資枠の拡大や手続きの簡素化</p>	<p>沖縄県中小企業振興資金融資制度要綱等を改正（令和2年4月1日施行）し、融資対象を拡大（3ヶ月以上の事業者等）、申込書類の簡素化を図った。 融資枠拡大に伴う経費として、160億円の増額補正を行い、融資枠480億円分の確保 【予算額 16,000,000 千円】</p>
<p>「セーフティネット保証4号」指定地域とするよう国へ要請（令和2年3月2日付け指定）</p>	<p>令和2年2月21日付けで、国に対してセーフティネット保証4号の指定について、国に要請したところ、令和2年3月2日付けで指定された。</p>
<p>金融機関に対して既往債務に係る返済猶予等の弾力的な運用を要請</p>	<p>【農林水産部】 3月に沖縄振興開発金融公庫、沖縄県農業協同組合、農林中央金庫、沖縄県信用漁業協同組合連合会等に対し、影響を受けた農林漁業者への資金の円滑な融通や既往債務の償還猶予等を要請。 【商工労働部】 3月に（一社）沖縄県銀行協会及び沖縄振興開発金融公庫、4月に琉球銀行、沖縄銀行、海邦銀行、コザ信用金庫等に対し、既往債務の返済猶予等を要請。</p>

- ・公共交通機能の維持のための補助制度の活用
- ・公共交通需要の早期回復に向けた対策促進

<農林水産分野>

- ・県産農林水産物の県外出荷体制確保のための緊急支援（航空貨物の物流機能の回復に向けた緊急支援）
- ・農業者や漁業者の事業継続や次期作に向けた各種支援
- ・肉用牛肥育農家や学校給食用牛乳の生産農家に対する経営支援
- ・学校給食への食材提供等（県産牛肉及び水産物）や花き類の利用拡大等を通じた需要喚起対策
- ・加工・業務用の畜産物の余剰在庫保管のための支援
- ・県産農産物等の県内消費の拡大や、外食事業者の経営回復のための地産地消キャンペーンの実施
- ・農業大学校における感染防止対策の強化

<商工・雇用分野>

- ・航空貨物の物流機能の回復に向けた緊急支援（再掲）
- ・EC活用による県産品の県外販売への支援
- ・商工会等の窓口体制支援の強化や小規模事業者等に対するIT導入支援
- ・県内製造業者による県産品使用推奨・需要喚起キャンペーンの支援
- ・県外からの部材調達が困難となった製品等の内製化に向けた取組を支援
- ・工芸品の消費拡大や販路開拓を支援
- ・国の雇用調整助成金と連動した事業主向けの雇用支援
- ・失業や内定取消等となった方を県の会計年度任用職員として臨時雇用
- ・グッジョブセンター等における就職相談体制の強化

<教育分野>

- ・県内大学、短大、専門学校が授業料等を減免する際の減免費用の一部助成
- ・県立芸術大学や県立看護大学における遠隔教育の実施に向けた環境整備
- ・県立学校におけるICT機器整備による遠隔学習環境の改善

<観光・文化・スポーツ分野>

- ・観光事業者による感染症対策の取組を支援
- ・観光基盤を担う宿泊事業者等に対する支援
- ・国が実施予定の家賃補助制度の活用促進
- ・県民を対象とした宿泊施設等の利用促進支援
- ・観光受入環境の充実を図るためのキャッシュレス化促進支援

- ・文化芸術関連施設等における映像配信環境の整備を支援
- ・新たな生活様式に対応した文化芸術関連事業への支援
- ・離島観光・交流の促進支援
- ・航空路線の早期回復や観光誘致対策支援

新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の第1次申請に盛り込んだ事業は、5月補正予算で措置した事業も含め、総額100億円を超える規模となっており、今後の国の追加対策の状況を踏まえて、必要性、緊急性の高い事業から順次実施していく。

引き続き、既決予算の組み替えに加え、国の緊急対策に係る各種交付金を活用するとともに、沖縄振興特別推進交付金についても国と連携し、有効な対策となるよう事業を見直していく。

さらに、県経済の早期の立て直しに向けては、フェーズ3及びフェーズ4の対応も重要となってくることから、関係団体等との意向も踏まえ、実効性の高い対策が展開できるよう万全を期していくこととする。

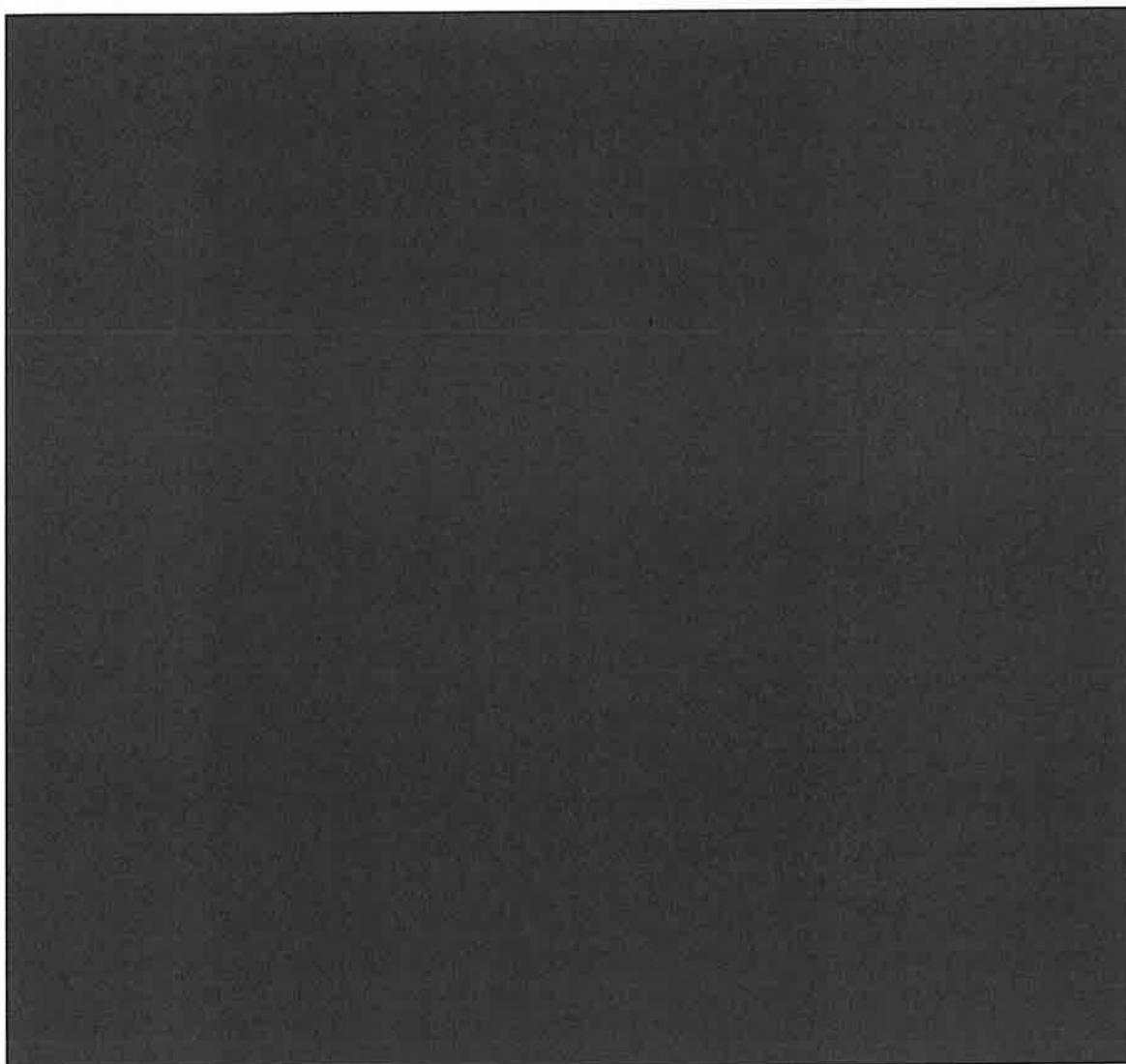
○本方針についてのお問い合わせ先

沖縄県新型コロナウイルス感染症の影響等に係る緊急経済対策本部
緊急経済対策PT（事務局）

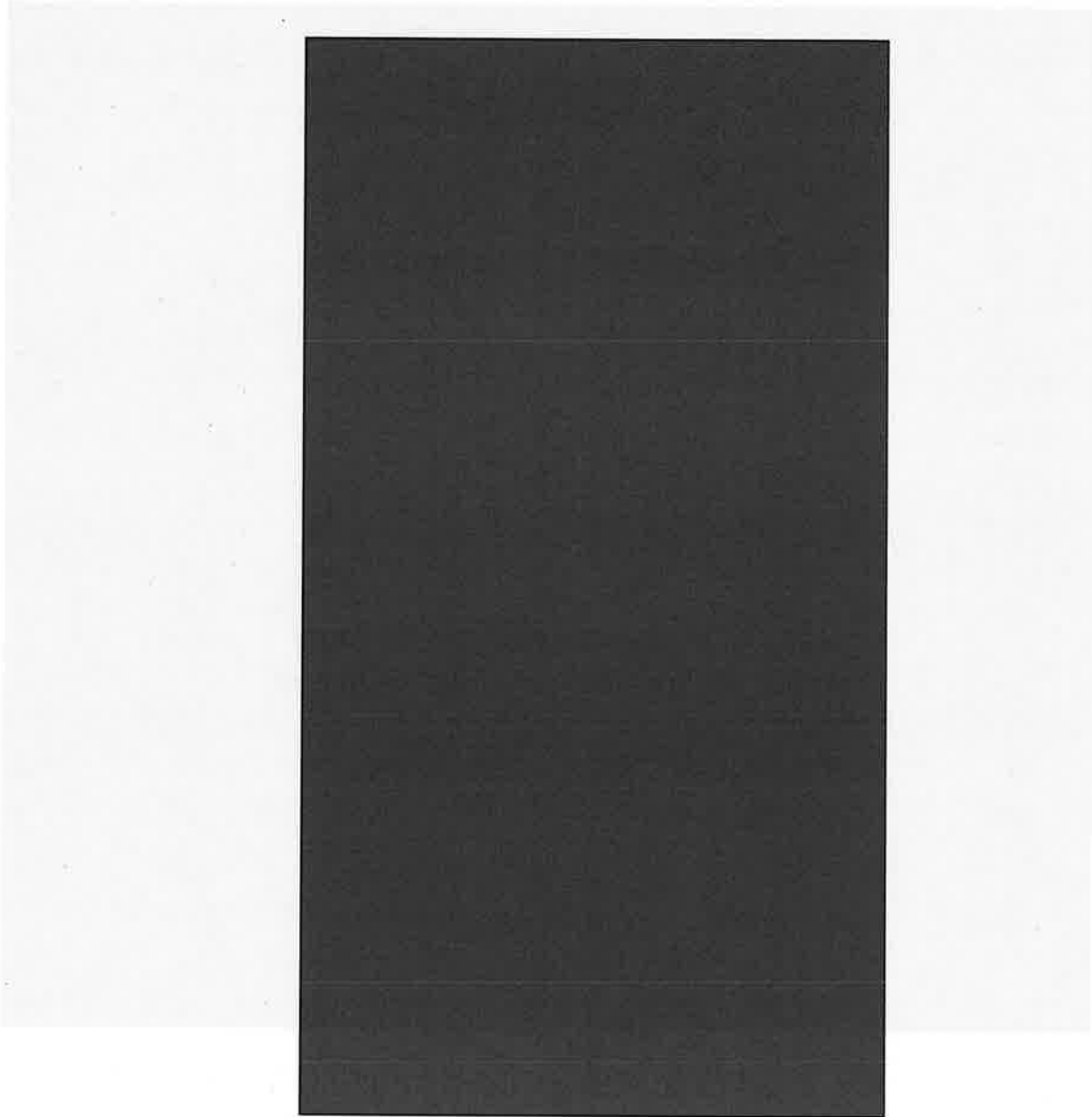
商工労働部産業政策課 098-866-2330（経済対策全般）

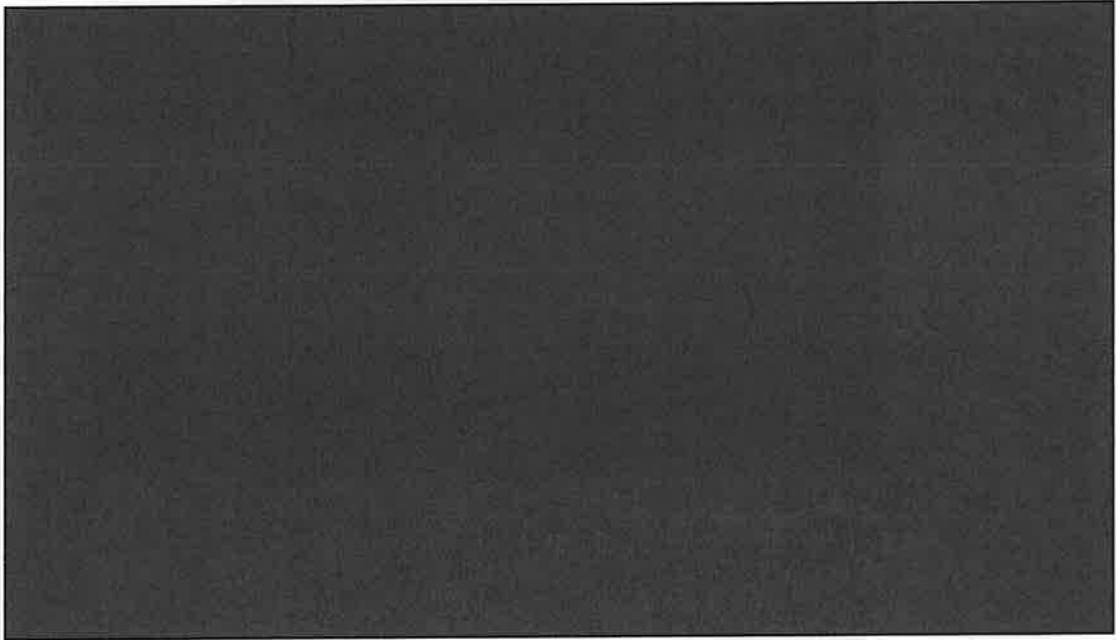
企画部企画調整課 098-866-2026（臨時交付金関連）

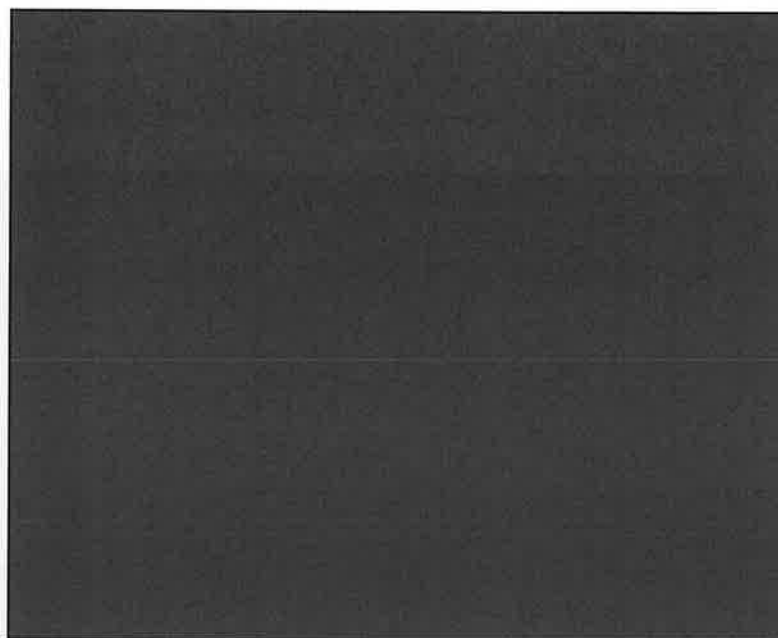
しんぶん赤旗 2020年6月6日(土曜日) [政治・総合] (4面)



【写真】 沖縄タイムス社、東京本社







2020年度 会派名 日本共産党 議員名 古堅茂治

整理番号

9

- 【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領 収 証

№ 001446

得意先コード	お 得 意 先 名
	古堅茂治 殿

2020年7月8日

¥ 170,800

但し6月議会報告、一般 26P 500部

上記金額正に領収致しました。



内 訳	現 金	
	小 切 手	
	銀行振込	
	手 形	
	相 殺	

担当者印	取扱者印

あけぼの印刷株式会社

〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-4-17 E2
 TEL (098) 861-9145
 FAX (098) 861-9148

按分率 %

充当額 ¥170,800-円

那覇市議会 2020 年 6 月定例会 6 月 12 日 (金) 本会議

日本共産党
那覇市議会議員

古 堅 茂 治

一 般 質 問 報 告



— 質 問 項 目 —

1. 大名児童館の駐車場に接している市道平良大名線への歩行空間の設置について
2. 市役所前や新都心の歩道と街路樹の植栽柵との危険な段差の改善を
3. 市道烏堀石嶺線の首里りうぼうと石嶺駅の間のみ水が通行車両から歩道の歩行者にはねられる被害の解決を
4. 新型コロナ禍——
感染拡大の抑止、
市民のくらしと
経済の回復への
取組みについて



古堅茂治議員の 6 月定例会・一般質問議事録大要をお届けします。
ご意見、ご要望などをお気軽にお寄せください

発行：日本共産党那覇市議団 那覇市泉崎 1-1-1 市役所 4 階 那覇市議会
電話：862-8268 FAX 867-3170

2020年那覇市議会6月定例会
6月12日(金)

一般質問

日本共産党

古堅茂治

○古堅茂治 議員

ハイサイ グスーヨー チューウガナビ
ラ(皆さん、こんにちは)。オール沖縄・
日本共産党の古堅茂治です。一問一答方
式で一般質問を行います。

道路行政について。

市立大名児童館の駐車場に接している
市道平良大名線への歩行空間の設置時期
と概要を伺います。

○久高友弘 議長

金城康也都市みらい部長

○金城康也 都市みらい部長

お答えいたします。

市道平良大名線への歩行空間設置につ
きましては、去る5月に現地にて地域の
方々と意見交換を行い、現在、工事に係
る見積徴取を行っているところでありま
す。

整備の概要としましては、大名児童館
の駐車場敷地内を利用して、車椅子の方
も利用可能なスロープ状の通路設置を検
討しております。

今後、施設管理者との調整や、地域の
方々への説明を経て、7月に発注公告を
行うことを目標に取り組んでいるところ
でございます。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

担当部署の頑張り、高く評価いたしま
す。

次に、モニターを御覧ください。

(モニター使用・市役所前植栽樹写真)

市役所前の歩道にある街路樹です。歩
道と植栽樹に段差があり危険です。

この地域は、那覇市バリアフリー基本
構想で重点整備地区です。直ちに改善す
べきです。対応を伺います。

○久高友弘 議長

金城康也都市みらい部長

○金城康也 都市みらい部長

お答えいたします。

当該植栽樹は、沖縄県南部土木事務所
が管理を行っている県道39号線の歩道内
の植栽樹であります。現場を確認したと
ころ、街路樹と植栽樹との間に段差が生
じていたので、管理者である沖縄県南部
土木事務所に対し段差解消への対応につ
いて申し送りを行ったところであります。

沖縄県南部土木事務所からは、現場を
確認し対応するとのことでありました。

今朝、現場を確認したところ、補修が
行われ、段差は解消されておりましたの
で御報告いたします。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

モニターを御覧ください。

(モニター使用・新都心市道植栽樹写真)

新都心の上下水道庁舎に隣接する市道
にも、同じく歩道と段差のある植栽樹が
あり、危険が放置されています。

安心・安全、バリアフリーのまちづく
りへ、全市的に点検を行い改善すべきで
す。対応を伺います。

○久高友弘 議長

金城康也都市みらい部長

○金城康也 都市みらい部長

お答えいたします。

現在、新都心地域の植樹樹について、調査を行っているところであります。新都心地域の調査が終わり次第、その他市内全地域についても調査を進めてまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

市役所前、上下水道庁舎の前、本当に情けないと思います。早めに改善してください。

モニターを御覧ください。

(モニター使用・市道の水溜りの写真)

市道鳥堀石嶺線、首里りうぼうと石嶺駅の間は、雨が降ると水溜ができ、通行する車両から歩道の歩行者に溜水がはねられる被害が続出しています。対応を伺います。

○久高友弘 議長

金城康也都市みらい部長

○金城康也 都市みらい部長

お答えいたします。

市道鳥堀石嶺線において、水はねによる被害に遭われた歩行者の皆様には、大変ご迷惑をおかけしたことに対し、お詫び申し上げます。

現在の整備状況は、中央分離帯が設置されていない箇所もあることから、車道舗装を基層までの仕上げとしております。

今後は、中央分離帯を設置した後、表層舗装を行っていく予定としておりますが、水はねのひどい箇所につきましては、応急措置を行いたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

次に、

新型コロナ禍について質問します。

第2波への備え、感染拡大を抑止するための医療と検査の体制を抜本的に強化して、安心して経済・社会活動の再開に取り組めるようにすることと、自粛と一体の補償との立場で、大打撃を受けている暮らしと営業を支えることを一体となって進めることが強く求められています。見解と取組みを伺います。

○久高友弘 議長

名嘉元裕経済観光部長。

○名嘉元裕 経済観光部長

お答えいたします。

県においては、「新型コロナウイルス対策に係る沖縄県の経済対策基本方針」が策定され、経済損失への緊急対策のフェーズ1から新型コロナウイルスの終息を見据えたフェーズ4に係るフェーズごとの対策が示されており、同フェーズごとの対応策と連携しつつ、本市の「命を守る」と「経済をつなぐ」の2つの基本方針に基づき、各種施策に取り組んでいるところでございます。

今後も感染症拡大予防のためには、予防に対する一人一人の行動変容が求められますが、同時に医療体制の確保、PCR等の検査体制の拡充が必要となってきます。

第2波、第3波に備えて、市内4協力医療機関には引き続き協力を依頼するとともに、PCR等検査体制の確保及び外来受診の体制確保については、那覇市医師会等をはじめ、県とも連携を図りながら対応してまいります。

また、経済状況においては、緊急事態措置は解除されているものの、経済活動の完全な再開には時間を要するものと考えております。

本市といたしましては、国や県の中小企業等の支援制度等について広く周知しつつ、国の2次補正の活用も見据えなが

ら、市独自の支援策の拡充や、新たな支援策についても検討してまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

姿勢高く評価いたします。

緊急事態宣言での休業・自粛要請に応えた事業者への助成や給付がいまだに届いていないなど、政府の対応は問題です。大きなダメージを受けている中小企業、個人事業主、フリーランスで働く人たちには、新しい自粛要請による新たな経営難が加わります。

そこで緊急事態宣言の解除や休業要請の解除・緩和を理由に、必要な支援を1回限りにしたり、打ち切ることは許されません。見解を伺います。

○久高友弘 議長

仲本達彦企画財務部長。

○仲本達彦 企画財務部長

当該事業者の皆様に対しては、現在、持続化給付金が給付されておりますが、経営に甚大な影響が生じていることに鑑み、中核市市長会から継続的な給付について要請を行っているところであります。

本市としましても、先行きが不透明な状況を踏まえ、国において確実な経済対策や事業者支援がなされるべきものと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

日本の人口当たりPCR検査数は、諸外国に比べてけた違いに少ないものとなっています。韓国は日本の8倍、米国は14倍、ヨーロッパ諸国は20から30倍です。発熱などの強い症状がある人だけを対象としてきた、これまでのやり方と発想を

根本から改め、積極的な検査戦略に転換すべきです。経済・社会活動再開のもとの感染拡大を抑止するために、感染が疑われる人、ごく軽症を含む有症者とすべての濃厚接触者を速やかに検査する。医療、介護・福祉従事者と入院患者・入所者への検査を積極的に行う。感染の広がりを把握する抗体検査を広く行う。第2波に備え、医療と検査体制を抜本的に強化することが求められています。見解を伺います。

○久高友弘 議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也 健康部長

市内4協力医療機関につきましては、引き続き協力を依頼していくとともに、沖縄県等と連携し入院・外来医療体制の確保について対応してまいります。検査体制につきましては、那覇市医師会等と連携を図りながら、状況により、PCR検体採取センターを早急に再開できるよう調整を継続してまいります。

また、保険適用でのPCR検査や抗原検査の体制整備を図り、検査を受けられる機会の拡充に努めてまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

モニターを御覧ください。

(モニター使用・県の基本方向 安全安心の島・沖縄モデル)

玉城デニー県政は、経済再開の前提となる新型コロナウイルス感染症流行の第2の波に備えた防疫フロンティア・沖縄としての「安全安心の島・沖縄モデル」について基本方向も示しています。その概要と本市の取組みを伺います。

○久高友弘 議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也 健康部長

沖縄県が策定した「安全安心の島・沖縄モデル」には、①効果のある水際対策、②医療体制の拡充、③検査の拡大の推進、④接触経路の追跡の拡充、⑤感染者等隔離者のケア、⑥「With コロナ」の社会・経済活動の推進の6つの基本方向が示されております。

水際対策については、空港へのサーモグラフィカメラの設置や有症者を検査につなげる体制の構築等、医療体制については、医療器材や医療物資、スタッフの確保の他、離島への対策拡充等が挙げられております。検査体制については、検体採取センターの整備以外に、検査技師の育成等が挙げられており、接触経路の追跡については、アプリ等ITの活用推進に取り組むとされています。

隔離者のケアとして医療や雇用、生活面でのサポートの推進、新たな生活様式を基にした「Withコロナ」の社会・経済活動の推進が挙げられております。本市におきましても、6つの基本方向に沿って、県と連携して感染予防に取り組んでまいります。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

国の2020年度第2次補正は、国民の声と野党の論戦に押され、一定の支援策が盛り込まれていますが、国民の暮らしと営業、医療など、現場が求める水準とはかけ離れています。家賃補助は5月以降の売り上げ減少しか対象にせず、学生支援給付金の対象も全学生の1割だけ。PCR検査体制についても、1日20万件とするために3,000億円が必要だとする18道県知事の提言に対し、366億円にすぎません。

全国80のコロナ患者受入れ病院は年間5,000億円の赤字で、その他の病院も受診

抑制により9割以上が収入減になっています。

政府の支援不足が生む経営危機により地域の医療崩壊が起こることなどあってはなりません。減収補填のための財政支援を抜本的に拡充すべきです。

また、国会の審議なしに政府の一存で使える10兆円の予備費は憲法が定める財政民主主義の大原則をも侵すものです。第2次補正への見解を伺います。

○久高友弘 議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也 健康部長

国は、第2次補正予算案の中で、新型コロナウイルス感染症対策関係経費として、①雇用調整助成金の拡充等、②資金繰り対応の強化、③家賃支援給付金の創設、④医療提供体制等の強化、⑤臨時交付金の拡充や持続化給付金の対応強化等その他の支援、⑥予備費を挙げております。

しかしながら、本市の医療現場では、那覇市医師会が実施した「新型コロナウイルス感染症対策下での医業経営状況等の把握について」のアンケートで、厳しい結果が示されております。

これを踏まえ、中核市市長会による緊急要請に際し、医療機関に対する財政支援策の拡充について意見を出したところであり、病院経営「最大の危機」との報道もなされております。

第二次補正予算案の詳細が確定次第、事業の実施に向け検討するとともに、今後も地域医療を守るため、様々な機会を利用し、さらなる支援策の拡充を国に求めてまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

積極的に国に求めてほしいと思います。

4月の全国の休業者数は過去最多の597万人。短時間休業者を含めると1,000万人を超えています。モニターをご覧ください。

(モニター使用・雇用調整助成金の推移)

雇用調整助成金の相談件数は44万5,000件で、助成金が支給されたのは約7万件。休業者へ助成金が支給されたのは約133万人です。休業者への手当てが遅れば、大量解雇、大量倒産は避けられません。大量失業の危機を防止するために、ドイツのやり方を学び、申請手続きを思い切って簡素なものとし、事前審査から事後チェックに切り替える緊急の抜本的な措置が求められています。

さらに、コロナ特例は、危機が収束するまで継続すること。労働者が休業補償を国に直接請求できる制度は、緊急措置として、速やかに支給すること。雇用保険未加入の登録型派遣やフリーランスで働く人たちに休業補償が確実にを行うこと。政府は迅速に改善を図るべきです。見解を伺います。

○久高友弘 議長

名嘉元裕経済観光部長。

○名嘉元裕 経済観光部長

お答えします。

雇用調整助成金については、申請書類の難しさなどの意見を踏まえ、5月に申請方法が大幅に簡素化されており、休業等計画届出の提出が不要となったことや、郵送申請に加え、オンライン申請受付が開始されたことで利便性の向上が図られております。

さらに、同助成金については、助成上限額が現行の1日当たり8,330円から1万5,000円に引き上げられております。

本市といたしましては、国の動向に注視しつつ、同助成金について市の情報媒体等を通じて広く周知等に取り組んでおります。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

煩雑な手続で事業者は音(ね)を上げています。

次は、持続化給付金です。150万件の申請に対して支給は100万件。しかし、支給まで3週間以上かかった例や、書類不備を理由に保留になっているのが多くあり、あまりにも遅すぎると批判が高まっています。

申請を簡易にし、窓口での相談体制を強化するなど、迅速な支給へ改善が必要です。

そして、1回限りにせず、新しい生活様式による新たな経営難が加わるなか、新しい自粛要請と一体で、持続化給付金を持続化することが求められています。見解を伺います。

○久高友弘 議長

名嘉元裕経済観光部長。

○名嘉元裕 経済観光部長

新型コロナウイルス感染者数が減少し、自粛要請が緩和されつつありますが、新たな感染拡大を予防するために、国からは新しい生活様式の実践例が示されており、事業者においても、業態変更や感染予防対策など新たな取り組みを行う必要性に迫られております。

このような状況で資金繰り等に苦勞する事業者に対し、国において持続化給付金の支給要件の一部緩和や、申請サポート会場の増設等が図られてきているところでございます。

新型コロナの影響が長期化する中、本市としましては、今後とも国や県の動向に注視しつつ必要な支援を検討してまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

これは事業者にとって死活問題です。

次に、深刻な苦難に直面している生活困窮者への対策です。ひとり親家庭への支援、雇用保険未加入などで失業給付などから除外されている人への支援と給付金、ネットカフェ難民などへの住まいの確保、外国人労働者への支援など、生活困窮者を緊急に支援できるように、国と自治体の連携を強め、国の第2次補正で増額される地方創生臨時交付金を生活困窮者支援に活用することが求められています。

さらに、生活保護の速やかな利用と緊急小口融資の返済猶予・免除を拡充すること。児童虐待やDVへの相談体制を強化し、被害者の生活支援などが求められています。見解と取組を伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

本市では、生活困窮者自立支援制度において、生活保護受給者以外の、現に生活に困窮している方、困窮状態に陥る可能性のある方々を幅広く受け止め、課題が複雑化、深刻化する前に自立のための支援に取り組んでいるところです。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、新型コロナの影響により支援が必要な方々は増えてくるものと認識しております。

一つ一つの事例に沿った適切な支援ができるよう、こどもみらい部はじめ、関係各部署及び各機関と連携し、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

姿勢評価いたします。

さらなる支援強化に力を尽くしてください。子どもに関わる施設は、3密を避けることが困難です。感染対策をすすめながら、子どもたちの心身のケアと成長を支えるためには職員の加配が必要です。緊急事態宣言中も、政府の要請で、開所を続け、社会生活基盤を支える役割を果たしてきた保育・学童保育の職員に、ふさわしい処遇の改善を国と自治体の責任で行うことが求められています。見解と取組を伺います。

○久高友弘 議長

末吉正幸こどもみらい部長。

○末吉正幸 こどもみらい部長

保育施設、児童クラブにどの職員の処遇改善につきましては、今般のコロナ禍で果たした各施設の役割等を鑑みた場合、その必要性は高いと考えており、本市としましても、処遇改善等加算や保育士正規雇用化促進事業、放課後児童支援員等処遇改善事業など国や県の補助メニューの活用により、引き続き処遇改善を図ってまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

処遇の改善に力を尽くしてください。

次に、中止・延期となっていた乳幼児健診の遅れを早急に取り戻す手だてをとることも求められています。見解と取組を伺います。

○久高友弘 議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也 健康部長

乳幼児健診は対象月齢が定められており、その時期に確認が必要な疾病や発達異常を発見し、治療や専門相談につなげるために実施しております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の

ため、4月より乳幼児健診を中止しておりましたが、5月以降、新たな感染者が発生していないことから、6月9日より集団健診を再開いたしました。

また、乳児の前期健診は33の小児科へ委託し、6月1日より個別健診として実施しています。前期健診分の日程を後期健診に充てて回数を増やし、8月中旬までに正常化を図る予定です。

1歳6か月健診と3歳児健診につきましては、対象月齢を過ぎても実施が可能との国の通知を受け、スタッフの確保ができ次第、集団健診の回数増を図り、遅れを取り戻していけるよう取組んでまいります。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

評価いたします。頑張ってください。

介護事業所、障害者福祉事業所などのコロナ禍での減収は介護基盤を崩壊させかねません。全国老人福祉施設協議会、日本障害者協議会など、関係者は強く財政支援を求めています。見解を伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

本市におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の臨時的な対応といたしまして、国からの通知等に基づき、通所系サービスに替わり、御自宅への訪問や電話による健康管理を実施した場合でもサービスの報酬対象とするなど、柔軟な対応を行っているところでございます。

また、社会福祉施設への経済的な支援としまして、雇用調整助成金や福祉医療機構の優遇融資制度などを随時案内しております。今後も、国の動向を注視しつつ、本市として行える支援については、

できる限り速やかに事業を執行できるよう努めてまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

頑張ってください。

文化、芸能、スポーツ、イベントへの補償、政府は第2次補正で560億円規模の支援予算を計上しています。

自粛要請による3,300億円の損失から見れば不十分です。関係者の要望に応え、国が数千億円規模の拠出をして文化芸術復興基金を創設すべきです。見解を伺います。

○久高友弘 議長

比嘉世顕市民文化部長。

○比嘉世顕 市民文化部長

報道によりますと、去る5月22日に、第2次補正予算に向けて、演劇、映画、音楽関係者から「文化芸術復興基金」の創設を求めて、文化庁、文部科学省、経済産業省、厚生労働省へ要望書が手渡されました。

また、同月25日には、文化芸術活動の振興を目指す超党派で組織する議員連盟から、安心して活動してもらうために、当面は給付金で、その後は基金で支えていくことが必要であると、救済支援策と併せて基金創設を文部科学省へ要望がなされたと伺っております。

本市といたしましても文化芸術の灯を絶やさぬよう、文化芸術活動に対する持続的な支援策は重要であると考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

モニターを御覧ください。

(モニター使用・全国の保健所の推移)

自民党政治のもとで保健所は472か所まで削減されています。第2波の兆候を的確につかみ、感染拡大を早期に封じ込めるためにも、保健所への予算増、人員・体制の補強は欠かせません。地方衛生研究所、国立感染症研究所の拡充、感染症の専門機関として疾病予防管理センターの構築も求められています。見解を伺います。

○久高友弘 議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也 健康部長

議員御紹介のありましたとおり保健所の数は、平成元年に848か所、平成3年度までには852まで増えましたが、5年以降、減り続け、令和元年には472か所へと、44%程度減少しております。

経済合理性だけでなく、公衆衛生をどう担保していくのかなど、今回のような急速に全世界へと拡大するようなパンデミックから得られた経験や教訓を、今後の私たちの社会に活かす仕組みについて、国を挙げて取り組んでいく必要があると考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

全くそのとおりです。

経済回復へ、消費税減税が必要です。小規模な事業者の支援策としては、免税事業者の売り上げ基準を年間1,000万円から3,000万円に戻すべきです。見解を伺います。

○久高友弘 議長

仲本達彦企画財務部長。

○仲本達彦 企画財務部長

消費税につきましては、政府は、現時点では引き下げは検討していないことを言明しております。

他方、政府は、第2次補正予算による追加経済対策を講じることとしております。

本市といたしましては、今後も政府の動向を注視してまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

次は、持続化給付金の支給業務について、広告業界最大手の電通などが設立した、実態不明な団体が国から委託を受け、電通に再委託し、さらに電通は子会社5社に外注し、巨額の差額を手にしていたことが国会で追及されています。

コロナ禍で、生きるか死ぬかの必死の思いで頑張る事業者を救うための持続化給付金事業さえも利権化して、一部企業の食い物にすることは、断じて許されません。見解を伺います。

○久高友弘 議長

屋比久猛義総務部長。

○屋比久猛義 総務部長

国が事業者支援のため実施している持続化給付金については、その委託内容などの事業スキームが今国会で議論されていることは報道により承知しております。

当該事業は国民の関心も高いことや、莫大な予算が投じられていることから、国民に対して、より丁寧に説明することが求められているものと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

モニターを御覧ください。

(モニター使用・子どものこころの影響)

教育の問題では、長期の休校による、心身のストレスと、学習の遅れ、格差の拡大が大きな問題となっています。

さらにモニターを御覧ください。

(モニター使用・日本教育学会の提言)

日本教育学会は、学びを保障し、ストレスや悩みに応える学校づくりのため教員10万人増と養護教員をはじめ学習指導員など、スタッフの大幅増員が必要とする提言を行っています。

利権あさりや新基地建設、軍事費、大型開発などを見直して、一人一人の子供に丁寧に寄り添い、心のケアにしっかり取り組む手厚い教育のために活用することが求められています。

未来を担う宝である子供たちのために、超党派で力をあわせて、教員とスタッフの大幅増員を図り、感染症対策にも大きな効果がある少人数学級を実現しようではありませんか。

今、米国においても、軍事費を見直す流れが広がっています。米国では新型コロナによる死者数は10万人を超えました。

米下院の進歩派議員29人による連名書簡では、ベトナム戦争での死者数をはるかに超えたと指摘。コロナウイルスは我が国最大の敵、爆弾より検査が必要だとし、国防予算を削りコロナ対策に回すよう下院軍事委員長に求めています。

米国の新聞・ワシントン・ポストは、コロナ危機で国防予算削減の可能性が出てきたと報道し、記事は米軍準機関紙「星条旗」に転載されました。軍事費削減が米国政治でも焦点に浮上しています。

去る沖縄県議選では、米軍の新基地予算2兆5,500億円をコロナ対策にまわせと訴えた日本共産党が7人全員当選し与党第一党になりました。民意を無視し、米軍新基地を強行する安倍自公政権へ県民の厳しいノーの審判です。

保革を超えたオール沖縄のように、国政野党が一緒に力をあわせて野党連合政権を実現し、県民の理解も得ないで強権的に米軍と新基地建設を最優先する安倍、自公政治を、県民とコロナ対策、暮らし

と経済回復を最優先する当たり前の政治に変えていこうではありませんか。

グスーヨー マジューン チバラナーヤーサイ(皆さん、一緒に頑張りましょう)。終わります。

以上



市役所前・歩道と段差のある危険な植栽樹



市役所前・歩道と段差のある危険な植栽樹



市役所前・歩道と段差のない植栽樹



新都心の上下水道局向かい、歩道と段差のある危険な植栽樹



市道鳥堀石嶺線・首里りうぼう前～石嶺駅 道路の水溜り

安全安心の島・沖縄モデル

—新型コロナウイルス感染の第二の波に備えた防疫フロンティア・沖縄—

はじめに

沖縄県の新型コロナウイルス感染症は新規感染患者発生ゼロが続き、落ち着きを見せています。他方、新型コロナウイルス感染症による経済損失は、推計によると観光業界を中心に多くの業種で多大な損失が見込まれています。このまま推移すると未曾有の危機的な状態になることが危惧されます。経済活動再開の前提として、第二第三の波に向けた感染予防対策の徹底が重要であり、厳密な防疫体制により「安全・安心の島・沖縄」を目指さなければなりません。それが実現できると、観光客を引きつける魅力にもなります。

完全に終息するまでは防疫体制を維持した上で、観光をはじめとする経済活動が再開することになります。「新たな生活様式」を前提に「with コロナ」の社会・経済活動がスタートし、V字回復を目指すことが出来ます。

経済再開の前提となる新型コロナウイルス感染症流行の第二の波に備えた防疫フロンティア・沖縄としての「安全・安心の島・沖縄モデル」について、ここにその基本方向を示します。

基本方向

1. 効果のある水際対策を進めます。

島嶼社会である沖縄県においては、これまで海外や県外からの移入型の感染が多く発生し、県専門家会議でもその対策が指摘されており、入域制限も含めた水際対策が重要となります。観光をはじめ経済活動において、入域、往来は重要な要素であります。入域者の中の感染者を見つけ、制限することが防疫上、重要になります。

入域者に理解を求めつつ、新型コロナウイルス侵入に備えた防疫体制を維持します。今後、with コロナの社会に移行する中で、水際対策等の防疫対策を取りつつ、経済活動を行うこととなります。

・水際対策

全都道府県で緊急事態宣言が解除され、自粛が解除された現時点においても、新型コロナウイルスの感染を食い止めるためには、水際対策が極めて重要であります。国土交通省に等に対して沖縄発着路線のある空港を含めた全ての空港にサーモグラフィカメラを設置するとともに、「発熱時の交通事業者等による搭乗制限」など、国において措置を講じるよう求めております。

また、沖縄向けの航空便出発地における検温で熱があった場合や体調不良があった場合の対応を航空会社等との意見交換を通じて課題抽出しつつ、チェック体制を整えていくとともに、那覇空港や港湾等で、サーモグラフィーや非接触型体温計でチェックして熱があった場合や体調不良があった場合にはPCR検査等につなげる体制構築を推進します。

実施項目	これまでの取組	課題	今後の取組
渡航者への対応 (水際対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・サーモグラフィー設置 ・体調不良者に対する健康観察 ・国に対して、全国の空港へのサーモグラフィーの設置及び発熱等体調不良者への適切な措置を要望 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制の検討 ・健康観察方法（臨任看護師活用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制の調整 ・健康観察及び検査受検体制の検討

2. 医療体制の拡充を進めます。

危機管理として、医療体制の確保・強化、迅速な情報収集・分析と発信が肝要となります。新型コロナウイルス感染症対応の最前線である医療現場においては、スタッフ、病床、機材等も含めて十分な体制が確立されねばなりません。引き続き医療体制の拡充を図ります。

また、離島は医療体制が脆弱であるため、感染者が発生した場合、その万全な対策が求められます。離島部の新型コロナウイルス感染症対策を拡充します。

- ・離島向けの空港・港湾での検温等の水際対策を推進します。
- ・離島への医師・看護師の配置・巡回診療を進めます。
- ・離島の感染者の輸送体制を更に強化します。
- ・医療器材の拡充や医療物資の備蓄を進めます。
- ・遠隔診療を進めます。

実施項目	これまでの取組	課題	今後の取組
入院体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・指定医療機関6ヶ所及び協力医療機関15ヶ所で入院病床を確保 ・入院調整は医師を中心としたコーディネーターチームにより対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・空床確保の補償 ・再流行時へ向けた合意形成 ・精神科、産科、透析施設等の院内感染予防及び発生時の対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・空床補償の手続き ・流行時の入院医療体制マニュアル作成（医師会、医療機関、専門家会議等調整） ・精神科等の感染対策指導及び発生時の院内感染対応の検討
無症状者や軽症者への対応（宿泊療養施設の確保）	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル借り上げにより那覇262室（6/10まで）、石垣180室（5/8終了）を確保。 ・4/17～5/9に18名入所 	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル見直し ・再流行時のホテル選定確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊療養対応マニュアル改正 ・再流行時の各圏域での設置に向けた療養所候補の選定作業
外来医療体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者接触者外来の設置 ・感染症指定医療機関以外の協力病院にも依頼 ・発熱外来・行政検査の実施 ・保険診療契約締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力病院での帰国者・接触者外来の継続の調整 ・医療人材の継続的な確保 ・衛生資機材の配布 ・抗原検査の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力病院での継続調整 ・北部、宮古、八重山地区の発熱外来体制の検証及び体制強化 ・抗原検査導入に伴う、検査手引き書の作成 ・検査数の確認 ・公費負担支払事務 ・衛生資機材の確保

実施項目	これまでの取組	課題	今後の取組
離島対策 (搬送体制の整備)	<ul style="list-style-type: none"> ・離島からのコロナ感染疑い患者の搬送の実施 (医療コーディネーターチームによる搬送行程調整、入院先確保) ・海保、自衛隊による指定医療機関への搬送体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・各圏域ごとの搬送体制の整備 (離島市町村含む関係団体の理解と協力が必要) ・搬送にかかる者の感染対策 ・離島航路(フェリー船舶)による移送体制整備 ・搬送用物品の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・各圏域ごとの搬送体制マニュアルの整備(保健所、離島市町村、本島消防等関係団体との調整) ・コーディネーター人材の確保
医療用マスク・防護服等衛生資機材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・国からの支給、購入、寄付による資材確保 ・医療機関等への配布 <p>サージカルマスク；約85万枚 N95マスク；約6万枚 ガウン；約1万枚</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な所へ、必要な物資を配布するための情報収集 ・不足資材の確保(N95マスク、ガウン) ・ピーク時の必要量の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ピーク時の資機材数算定。 ・購入、寄付による備蓄開始。 (予算の確保、寄付受付の検討) ・ふるさと納税(寄付金)の受付
情報収集・分析・発信	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査結果、医療機関の入退院状況等の情報収集を実施 ・収集した情報を専門家会議にかける等分析を行った。 ・毎日の感染状況に関する記者ブリーフィングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な感染拡大に伴って情報発信及び分析がタイムリーに行えない時期があった 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2波に備えた情報収集及び分析 ・ホームページへの掲載等県民向けの情報発信力の強化

実施項目	これまでの取組	課題	今後の取組
クラスター予防対策 (社会福祉施設)	社会福祉施設感染予防対策にむけての検討会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・感染対策指導者の確保 ・福祉施設の資機材確保 ・福祉施設における対策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨任看護師の感染対策研修 ・コーディネートチームの支援 ・資機材の在庫状況の情報収集 ・福祉施設巡回指導、相談対応
医療コーディネーターチーム（医師2～3名、事務5～7名体制）	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日リアルタイムでの空床把握、資機材確認により入院先を速やかに選定。搬送体制の確保 ・高度医療機器の稼働状況把握により、重症度による転院調整 ・軽症者の療養施設搬送調整 ・県内の患者全ての入院調整を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・調整業務の県への引き継ぎ ・再流行時の招集体制の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・再招集の調整、予算確保 ・福祉施設クラスター対策支援
コールセンター	コールセンターの設置（看護協会等への委託） 24時間、6回線 4月実績：1万回以上	帰国者接触者相談センター（保健所）の電話対応の増加	帰国者接触者相談センターへ電話が集中することなく、コールセンターで対応できるようなマニュアルの見直し

3. 検査の拡大を推進します。

台湾、ニュージーランド等において新型コロナウイルス感染症対策が功を奏した要素として、またハーバード大学等の内外の論考においても、新型コロナウイルス感染症対策の重要な要素として、「検査の拡大」が挙げられています。検査の拡大をさらに進めていきます。

- ・迅速な検査の実施を推進するため、県内における検査機関の拡充を行います
- ・PCR検査技術者（臨床検査技師）の育成を行います。
- ・より多くの検査を行うためPCR検査や抗原検査を拡充します。
- ・OISTと協同で県内における抗体保有状況を調査し感染状況や今後の流行を予測します。

実施項目	これまでの取組	課題	今後の取組
検査体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検体採取センターの設置（北部、浦添、那覇、石垣） ・衛生環境研究所の他、民間検査機関の拡充 ・保険診療適用契約等手続（OIST、AVSS、SRL、BML） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各圏域における検査体制の継続 ・未設置の圏域の対応 ・再流行時の検査体制拡充の準備 ・抗原検査の導入 ・抗体検査のOISTへの委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・検体採取センターの継続のための予算確保 ・新たな検体採取センターの設置 ・各圏域での設置方法の検討 ・衛生環境研究所の検査技師の人材育成 ・抗体検査を実施

4. 接触経路の追跡を拡充します。

新型コロナウイルス感染症対策の重要な要素として台湾の成功事例やハーバード大学のレポート¹等においても「接触経路の追跡」が強調されています。コロナ追跡アプリ等のITを駆使した防疫体制を推進します。

- ・接触経路の追跡²の拡充を図ります。
- ・スマートフォンを活用した接触確認アプリ等のITを駆使した接触経路の追跡を推進します。

¹ EDMOND J. SAFRA CENTER FOR ETHICS AT HARVARD UNIVERSITY
With support from The Rockefeller Foundation April 20,2020
"ROADMAP TO PANDEMIC RESILIENCE"

² 同上

実施項目	これまでの取組	課題	今後の取組
接触経路の追跡	・保健所における積極的疫学調査による情報収集	・急激な感染者の増加により調査に時間を要した	・効率的な調査方法の検討 ・スマートフォンを活用した接触確認アプリ等の導入検討

5. 感染者等隔離者のケア (TTSI: Testing, Tracing& Supported Isolation)³を行います。

感染を拡大させないためには、感染者及び感染が疑われる者など隔離が必要な者へのケアが重要であり、医療や雇用、生活面でのサポートを推進していきます。

6. 「新たな生活様式」を基にした「with コロナ」の社会・経済活動を推進します。

一旦、収束した場合においても、第二、第三の波の到来が指摘されており、防疫体制は状況に応じて続けねばなりません。今後求められる「新たな生活様式」では、「with コロナ」の生活というコロナ・チェンジの新しい日常が到来します。

県民が活動する各事業所等においては、マスクや消毒液、空気清浄機等、衛生用品や衛生設備の整備が求められております。

第二の波の感染防止策をとりつつ、社会、経済活動を段階的に進めることとなります。

・三密防止は新型コロナウイルス感染症対策の基本であり、今後も徹底して守らなければなりません。

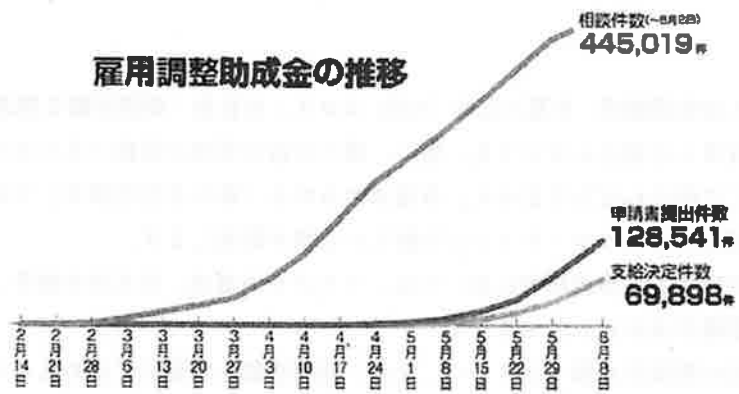
- ・大型ショッピングセンター等への買い物の際の三密の防止を心がけましょう。
- ・業者の営業再開においても三密防止を図りましょう。
- ・ソーシャルディスタンスを保ちつつ、生活をしましょう。
- ・マスク、うがい、手洗いを続けましょう。
- ・ITの駆使(digital transformation)の推進。

ワーケーション、リモート決済、電子印鑑、ネットショッピング等のITを駆使した社会、経済活動を推進します。

³ 同上

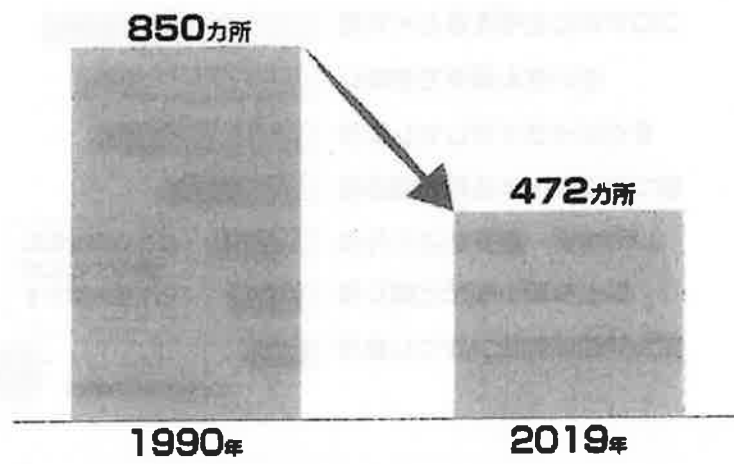
項目	内容	備考

雇用調整助成金の推移



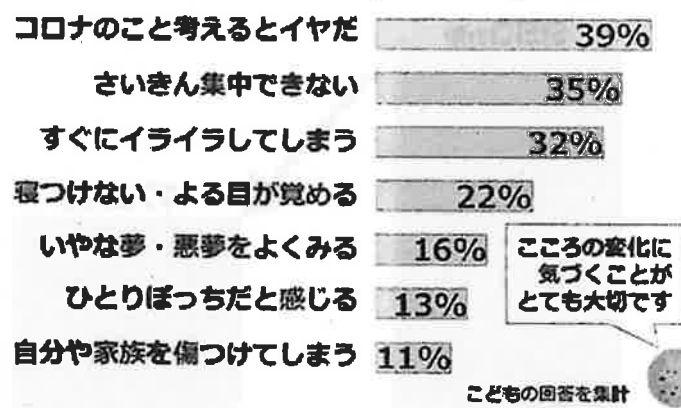
厚生労働省ホームページ及び同省職業安定局からの聞き取りにもとづき作成

全国の保健所数



出典:厚生労働省健康局健康課地域保健室調べから作成

こどもの 心への影響は？



国立成育医療研究センター「コロナ×こどもアンケート」中間報告(2020年5月12日)から作成

日本教育学会の「提言」

● 小学校3人、中学校3人、高校2人の教員増
(合計約10万人)

● ICT支援員、学習指導員を小中学校に4人、
高校に2人配置(合計約13万人)

必要な予算 約1兆円

出典:「提言 9月入学よりも、いま本当に必要な取り組みを一より質の高い教育を目指す改革へ」
日本教育学会(2020年5月22日)から作成

2020年度 会派名 日本共産党 議員名 古堅茂治

整理番号 10

- 【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領 収 証

No. 002501

得意先コード	お 得 意 先 名
	古堅茂治 殿

2020年10月9日

¥ 119,300

但し 9月議会報告・一般 17P 500部

上記金額正に領収致しました。



内 訳	現 金	
	小 切 手	
	銀 行 振 込	
	手 形	
	相 殺	

担当者印	取扱者印

あけぼの印刷株式会社

〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17 F2
 TEL (098) 861-9145
 FAX (098) 861-9148

按分率 %

充当額 ¥119,300- 円

那覇市議会 2020 年 9 月定例会 9 月 14 日 (月) 本会議

日本共産党
那覇市議会議員

古 堅 茂 治

一 般 質 問 報 告



— 質 問 項 目 —

1. 新型コロナとインフルエンザの同時流行への備えとして
インフルエンザの予防接種の拡大について
2. コロナ禍で、飲食業・バス業者・タクシー業者と同様に
運転代行業者にも独自支援金を
3. 「過ちては改むるに憚ること勿れ」 公正・公正な行政について
4. 差別のない人権尊重のまちづくりについて
◎性的指向・性自認及び性的少数者に対する差別的な取扱い、
本人の同意なく第三者に暴露するアウティングの禁止、
性の多様性を尊重することなどを規定した条例の制定を
◎ヘイトスピーチを規定する条例制定を
5. 平和行政について
◎なぐやけの碑—市遺族連合会瑞慶山会長の要望への取組み
◎旧日本軍第 32 軍司令部壕等の保存整備と内部公開

古堅茂治議員の 9 月定例会・一般質問議事録大要をお届けします。
ご意見、ご要望などをお気軽にお寄せください

発行：日本共産党那覇市議団 那覇市泉崎 1-1-1 市役所 4 階 那覇市議会
電話：862-8268 FAX 867-3170

2020年那覇市議会9月定例会
9月14日(月)

一般質問

日本共産党

古堅茂治

○古堅茂治議員

ハイサイ、グスーヨー チューウガナビラ(皆さん、こんにちは)。オール沖縄・日本共産党の古堅茂治です。

最初に、**感染症対策について**。

インフルエンザ感染症は冬ピークですが、沖縄では、昨年9月11日、冬以外では10年ぶりとなる流行警報の発令がありました。今年度は新型コロナウイルスとの同時流行が懸念されています。インフルエンザの昨年度シーズンの感染状況を伺います。

○桑江豊 副議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也 健康部長

昨年度シーズンのインフルエンザによる感染者数は那覇市が7,065人、県全体では2万4,836人、日本全国では100万4,397人となっております。

死亡例につきましては把握が難しいため、確認できておりません。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

米国での感染状況を伺います。

○桑江豊 副議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也 健康部長

アメリカ疾病管理予防センターは、

2020年2月10日時点で少なくとも感染が2,200万例、入院が21万例、死亡が1万2,000例あったと推定をさせていただきます。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

モニターを御覧ください。

(モニター使用 資料①②)

沖縄における昨年の6月24日からの7週間と、年間のインフルエンザの発生状況です。冬がピークの全国と違い、夏の発生でB型優位が特徴です。同じ時期に、米国でも例年以上にB型優位が広がっています。

そこで、沖縄での昨年夏のインフルエンザは、今年7月に部隊移動で在沖米軍基地内のコロナが発生し、爆発的に拡大したことを見ても、感染拡大状況が非常に悪い米国、米軍由来が疑われます。見解を伺います。

○桑江豊 副議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也 健康部長

本市における初期の、これ昨年夏のですけれども、初期の発生そのものが国外から持ち込まれたというエビデンスがないため、米軍部隊の移動によって持ち込まれたものによるという可能性については、本市としては判断ができません。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員

○古堅茂治 議員

新型コロナでも、インフルエンザでも、米軍基地が感染拡大の要因の一つであるのは間違いありません。

次に、インフルエンザの特徴と予防接種の必要性を伺います。

○桑江豊 副議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也 健康部長

インフルエンザの特徴といたしましては、38度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が突然現れ、併せて普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳などの症状があり、例年11月から4月に流行しております。

インフルエンザ予防接種の重要性につきましては、ワクチンの効果として、インフルエンザによる重篤な合併症や死亡を予防し、健康被害を最小限にすることが期待されるということでございます。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

予防接種の平均料金と助成の状況を伺います。

○桑江豊 副議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也 健康部長

任意接種の料金は、医療機関によって異なりますが、おおむね3,000円から5,000円となっております。65歳以上の高齢者の定期接種、これは本市のものですけれども、自己負担額が1,000円となっており、生活保護受給者は無料で受けられます。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

予防接種率を伺います。

○桑江豊 副議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也 健康部長

平成31年度の接種率は、本市が

52.25%、県が49.6%、全国は、これは30年度のデータになりますけれども、47.9%となっております。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

約半分です。

生活が厳しいひとり親家庭へ優先的に接種の助成の拡大をすべきです。取組を伺います。

○桑江豊 副議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也 健康部長

ひとり親家庭の子供への優先的接種についてでございますけれども、その必要性は認識してございます。

厚生労働省の通知に「インフルエンザワクチン接種費用を無料化にすることによりワクチンの需要量が急増した場合、高齢者等の接種を優先する方々が受けられない等、かえって接種を受ける機会の確保に支障を生じ、混乱が懸念される」とあることや、本市の財政状況も踏まえると厳しいものと考えております。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員

○古堅茂治 議員

ひとり親家庭が高齢者の接種を圧迫する、そういうことはありません。貧困対策としても必要です。関係部局での検討を求めます。

コロナ禍の収束が見通せない中、医療機関が逼迫することを防ぐためにも、予防接種率を高める必要があります。接種への助成を拡大すべきです。取組を伺います。

○桑江豊 副議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也 健康部長

現在行っております高齢者への助成措置ですけれども、仮に高齢者インフルエンザ予防接種の自己負担額を無料にした場合、年間で約1億円以上の財源が必要なことから、これもやはり厳しいものと考えております。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

昨年、市立病院には休日救急に150人が殺到し5～6時間待ちも起きています。現在、コロナ禍で救急医療は逼迫し、同時流行だと大混乱となります。今朝、NHKニュースでも報じられていました。同時流行への備えとして、全国で接種の助成の拡大が広がっています。接種促進へ2,000円の商品券を給付し、地元での消費拡大とセットにしたユニークなものもありました。全庁的に知恵を出した接種助成の拡大を強く求めます。

次に、コロナ禍で、飲食とバス・タクシー業者に県と本市は独自に支援をしています。運転代行業者にも支援すべきです。取組と本市の代行業者数を伺います。

○桑江豊 副議長

名嘉元裕経済観光部長。

○名嘉元裕 経済観光部長

お答えします。

本市内の運転代行業者数につきましては、自動車運転代行業の認定を所管する沖縄県警察本部によりますと、令和2年8月末現在、125社となっております。

また、県のほうに確認しましたところ、7月2日には全国運転代行協会沖縄支部などから、従業員の生活支援や経営支援などを求める要請がなされているとのことでありました。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響は、観光関連産業のみならず、幅広く

多くの業種に影響が見られております。本市は、影響を受けている多くの事業者に対する支援は必要であるものと認識しておりますが、財政的に個々個別への支援は難しいことから、基幹産業となる観光関連産業の宿泊・飲食などを中心に支援事業を行ってきたところでございます。

運転代行業者を含み、コロナの影響を大きく受けた個々の事業者に対する支援につきましては、国の持続化給付金、県の安全・安心な島づくりプロジェクト奨励金などの給付金活用、本市の頑張る事業者応援事業等のメニューがございますので、これらの活用も可能となっております。

本市としましては、既存の支援メニューの活用なども促しつつ、必要な支援等を考えてまいりたいと考えております。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

公平な支援を行ってください。

次に、公平・公正な行政について。

真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の換地処分違法事件は、問題発覚から30年余、沖縄県に対する行政不服審査請求から、今年2月28日の最高裁判所での不受理決定まで約21年、いまだ解決に至っていません。当事者の財産権、幸福追求権、人権をも侵害する重大な問題です。

そこで、当事者に不利益のない、公平・公正な補償・損害金などによる解決が急がれます。

市当局は、著しく不利益、不公平を与えた換地処分の違法判決確定を受け、過ちをどう改めるのか、違法な行政執行の是正方針を伺います。

○桑江豊 副議長

城間悟まちなみ共創部長。

○城間悟 まちなみ共創部長

当該事件について、最高裁への上告申立てが不受理となり、那覇市の行政処分が違法と確定されたことにつきましては、大変重く受け止めております。

判決文には、本件換地処分は被告が裁量的判断を誤ってしたものであると指摘を受けております。長い間、原告の皆様には負担をおかけしてきたことを心よりお詫びを申し上げたいと思います。

本件の解決方法につきまして、裁判所の判決内容などを踏まえて、当事者に不利益のない公正な補償等、早急な解決を続けてまいりたいと考えております。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

市当局は、訴訟に当たり議会で議決をさせたことは不要として、法令に反するミス、大失態を陳謝し、自ら上告しています。

上告に議会の関与と責任があるのか伺います。

○桑江豊 副議長

城間悟まちなみ共創部長。

○城間悟 まちなみ共創部長

お答えいたします。

本件取消訴訟の上訴につきましては、地方自治法第96条1項12号の議決事項には含まれていないことから、議会の関与、責任はないものと考えております。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

議会に責任がないのは明確です。

本市の訴訟対応で、最高裁判所に上告して争った件数と、1審、2審まで終結した件数の割合を伺います。

○桑江豊 副議長

屋比久猛義総務部長。

○屋比久猛義 総務部長

平成29年度から令和元年12月時点での、訴訟が終了した12件についてお答えをいたします。

最高裁判所への上告に至った件数は2で、1審、2審までで終結した件数割合は、約83.3%でございました。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

最高裁判所への上告は、その要件がとんでも厳しく、審理するのはごく例外的な場合だけで、ほとんどが不受理決定等の門前払いです。最高裁判所の審理状況を伺います。

○桑江豊 副議長

屋比久猛義総務部長。

○屋比久猛義 総務部長

司法統計によりますと、平成30年度の最高裁判所の行政訴訟の上告審訴訟既済事件数は865件、うち判決に至った、要するに審理をして判決に至ったのは29件で、約3.4%でございます。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

上告、行政訴訟で96.6%が門前払いです。それでも那覇市は上告しています。

土地区画整理事業の最終的な権利変換となる換地処分で、違法との判決が確定したことは、土地区画整理事業と本市の行政執行に対する信頼の大失墜です。

公正・公平な行政が行われていないことを、どう受け止めているのか伺います

○桑江豊 副議長

城間悟まちなみ共創部長。

○城間悟 まちなみ共創部長

お答えいたします。

換地処分が違法とされたことにつきまして、本市として大変重く受け止めております。この結果を受け、本市としましては、より緊張感を持って、法令遵守や適正な行政執行、それと内部統制を図りまして、市民の方々に対し、より真摯に対応してまいりたいと考えております。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

厳しい自己検証、深い反省、そして再発防止策が求められています。

次に、区画整理で、擁壁工事が伴う宅地造成は、擁壁と宅地が一体となって整備されるのではありませんか。答弁を求めます。

○桑江豊 副議長

城間悟まちなみ共創部長。

○城間悟 まちなみ共創部長

宅地造成には、擁壁が必要な箇所と必要でない箇所があり、必要な箇所には擁壁を設置し、宅地造成を行います。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

区画整理で擁壁工事と一体となった宅地整備であれば、当該地の建物はどうなりますか。

○桑江豊 副議長

城間悟まちなみ共創部長。

○城間悟 まちなみ共創部長

土地区画整理法第77条に、「施行者は、第九十八条第一項の規定により仮換地若しくは仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定した場合、第百条第一項の規定により従前

の宅地若しくはその部分について使用し、若しくは収益することを停止させた場合又は公共施設の変更若しくは廃止に関する工事を施行する場合において、従前の宅地又は公共施設の用に供する土地に存する建築物その他の工作物又は竹木土石等に移転し、又は除却することが必要となったときは、これらの建築物等に移転し、又は除却することができる。」とありますことから、施行者は、除却が必要となった場合には、建物を除却することができます。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

区画整理で、当該地が擁壁工事との一体整備で、今答弁がありましたように、建物を取り壊さざるを得ないのであれば、建物の補償、損害金等の方法で解決を図るのが当然ではありませんか。

○桑江豊 副議長

城間悟まちなみ共創部長。

○城間悟 まちなみ共創部長

先ほどお答え申し上げましたように、当事者に不利益のない公正な補償等で早急な解決を進めてまいりたいと考えております。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

30年余、当事者を苦しめてきたことに鑑み、一日も早く解決すべきです。今年度解決への方針を伺います。

○桑江豊 副議長

城間悟まちなみ共創部長。

○城間悟 まちなみ共創部長

本市の行政処分が違法という結果を重く受け止めております。この換地処分に

ついて、長年、是正を訴えてこられた当事者の方、その過程で示してきたいろいろな補償関係ありますけれども、これから今年度、それらを裁判の内容、それから当事者の負担等につままして冷静に考慮しまして、解決に向けた対応をして、早期に解決していきたいと思えます。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

「過ちて改めざる是を過ちという」ことわざもあります。違法な換地処分、法解釈の過ちを素直に認めず、過ちを重ね、30年余も当事者に大変な心労と損害を与えています。著しく不利益、不公平を与えた換地処分が違法と断罪された過ちは、直ちに改めるべきです。

そこで、擁壁工事、建物補償、損害金などの解決で、さらに長期間もめて、当事者を再び苦しめることは断じてあってはなりません。

一日も早く当事者が納得する公正・公平な解決を図るべきです。市長の決意を伺います。

○桑江豊 副議長

城間幹子市長。

○城間幹子 市長

「過ちて」というこのことわざを今議員がおっしゃったように、胸に響きます。

本市の行政処分が違法という結果を重く受け止めまして、この換地処分につまましては長年是正を訴えてこられた当事者の方、そして御親族の方々に改めて心よりおわび申し上げます。

本件の解決につまましては、誠意を持って対応し、早期に解決を図ってまいりたいと考えております。申し訳ありませんでした。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治

「過ちては改むるに憚ること勿れ」当局は、体面や体裁などにとらわれず、30年余、当事者を苦しめ続けてきた過ちはすぐに改めるべきです。一日も早い解決へ、市長のリーダーシップを強く求めます。

次は、差別のない人権尊重のまちづくりについてです。

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しています。憲法は、お互いの違いを尊重し合い、人種、信条、性別などを越えて、多様性を認め合う社会を目指しています。

今年は、2015年7月19日「ピンクドット沖縄2015」で、城間市長が、「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言いわゆるレインボーなは宣言を発表して5周年の節目です。

フロントランナーとして、関係部署職員の奮闘で関連施策を前進させてきた5年間の取組を伺います。

○桑江豊 副議長

屋比久猛義総務部長。

○屋比久猛義 総務部長

2015年7月のレインボーなは宣言後、那覇市パートナーシップ登録の開始、シンポジウムやセクシュアリティに関する講座の開催、相談室「ダイヤルうない」での性の多様性に関する相談窓口の開設、レインボー交流会への支援、市職員、教職員研修の開催、レインボー小冊子の作成、制服等の選択などの取組を進めてまいりました。

パートナーシップ登録に関しましては、令和2年9月1日現在、30組が登録して

おり、市営住宅入居のための親族要件への追加や職員厚生会の結婚祝い金の給付対象にもなっております。

また、昨年策定した第4次那覇市男女共同参画計画においては、多様な性を尊重する社会づくりを基本目標の一つとし、取組を推進することとしております。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

高く評価いたします。第4次那覇市男女共同参画計画の基本目標、多様な性を尊重する社会づくりの基本課題、それに対応した施策などを伺います。

○桑江豊 副議長

屋比久猛義総務部長。

○屋比久猛義 総務部長

基本目標、多様な性を尊重する社会づくりにおいては、「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言の理念の推進、多様な性を尊重する人権意識の啓発、「職場等におけるSOGIハラスメント等の根絶、性の多様性に配慮した環境整備、職場のダイバーシティの推進の5つの基本課題がございます。

課題の解決に向けた具体的施策といたしまして、レインボーなは宣言の周知と理解の促進、児童生徒が性の多様性の理解を深めるための取組の推進、SOGIハラスメントの防止、市有地等における性別にとらわれない(だれでも)トイレ等の促進、優良企業の支援制度の検討などに取り組むこととしております。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

パワハラ防止法が今年6月から施行されています。SOGIハラスメントとアウトティング、このどちらも今回の法制化

でパワーハラスメントに含まれています。対応を伺います。

○桑江豊 副議長

屋比久猛義総務部長。

○屋比久猛義 総務部長

第4次那覇市男女共同参画計画では、学校や職場におけるSOGIハラスメントの根絶に取り組むこととしております。

本市では、従前のセクシュアルハラスメントに加え、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメントについても、本市として容認しない姿勢を明確にし、各部に相談員を置くなどの取組について基本方針等を定め、9月1日から施行しているところでございます。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

評価いたします。

性的指向・性自認及び性的少数者に対する差別的な取扱いを禁止することなどを規定している条例の全国での制定状況を伺います。

○桑江豊 副議長

屋比久猛義総務部長。

○屋比久猛義 総務部長

令和2年4月1日時点で、市区町村では、東京都文京区、東京都多摩市など20自治体が導入しており、都道府県では、東京都、大阪府、茨城県の3都府県が導入しております。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

性的指向や性自認を本人の同意なく第三者に暴露するアウトティングを禁止する規定等を置く条例の全国の制定状況を伺

います。

○桑江豊 副議長

屋比久猛義総務部長。

○屋比久猛義 総務部長

2018年4月、東京都国立市が全国で初となるアウティング禁上を盛り込んだ条例を施行したことを皮切りに、現在では、岡山県総社市、東京都豊島区及び港区が条例を制定しております。

また、今年6月に三重県がLGBT(性的少数者)への差別を禁止する条例を制定することを表明し、都道府県で初めてアウティングの禁上を条例に盛り込むとの報道がございました。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

モニターを御覧ください。

(モニター使用 資料 ③)

第4次那覇市男女共同参画計画では、多様な性を尊重する社会づくりがしっかり位置づけられ、推進されています。

そこで、性的指向・性自認及び性的少数者に対する差別的な取扱い、アウティングの禁止、性の多様性を尊重することなどを規定した条例の制定についての見解を伺います。

○桑江豊 副議長

屋比久猛義総務部長。

○屋比久猛義 総務部長

東京都国立市や岡山県総社市などの条例を研究し、本市の実態、現状を踏まえた本市条例の制定について、検討を行ってまいりたいと考えております。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

頑張ってください。

ヘイトスピーチとは、特定の人種や民族に対する常軌を逸した攻撃で、差別をあおるこうした言葉の暴力は、ヘイトクライム、人種的憎悪に基づく犯罪そのものです。人間であることすら否定するなど、人権を著しく侵害するもので、憲法が保証する集会、結社の自由や表現の自由とも相容れません。

ヘイトスピーチ解消法を力にして、ヘイトスピーチを社会から根絶していくために、政府と自治体、国民全体が挙げて取り組むことが求められています。対応を伺います。

○桑江豊 副議長

比嘉世顕市民文化部長。

○比嘉世顕 市民文化部長

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、いわゆるヘイトスピーチ解消法第4条第2項では、「地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」と定められております。

現在、本市では、一人一人が人権を尊重し、自由で平等な社会を実現するため、法務局及び那覇人権啓発活動地域ネットワーク協議会、那覇人権擁護委員協議会などと連携し、ポスター等による啓発及び人権侵害に関する相談窓口を開設しております。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

ヘイトスピーチへの対処に関する条例の全国での制定状況を伺います。

○桑江豊 副議長

比嘉世顕市民文化部長。

○比嘉世顕 市民文化部長

一般財団法人地方自治研究機構によると、ヘイトスピーチに関する条例 制定した地方自治体は7団体でございます。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

モニターを御覧ください。川崎市の資料です。

(モニター使用 資料 ④)

本市でもヘイトスピーチへの怒り・抗議の声が高まっています。そこで、ヘイトスピーチへの対処に関する条例を本市でも制定すべきです。取組を伺います。

○桑江豊 副議長

比嘉世顕市民文化部長。

○比嘉世顕 市民文化部長

本市といたしましては、今後、人権侵害であるヘイトスピーチへの対処について、基本的人権を尊重するとともに表現の自由を委縮させることがないよう、本市の実情に応じ、どのような施策が必要か、条例の制定の必要性も踏まえ、先進自治体を参考に調査研究してまいります。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

本市のインターネット相談に、「当局は本気の対応を」と、市民の厳しい批判が寄せられています。条例制定を強く求めます。

最後に平和行政について。

10月10日に、旭ヶ丘公園の「なぐやけの碑」で、沖縄戦75年目の那覇市戦没者追悼式が開催されます。市遺族連合会の瑞慶山会長は、昨年の追悼式の挨拶で「慰霊塔と分かる表記してほしい」と市と市議会に要望しています。取組を伺います。

○桑江豊 副議長

屋比久猛義総務部長。

○屋比久猛義 総務部長

市連合遺族会の方々からの御要望等をお伺いしております。その後、市連合遺族会の意向を踏まえながら、関係部局と調整を行っており、課題や方向性などについて整理しているところで、今後も、市連合遺族会及び関係部局と調整し、対応を進めてまいります。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

モニターを御覧ください。

(モニター使用 ⑤)

沖縄県平和祈念資料館の設立理念です。沖縄の心がうたわれています。

本市議会は6月26日、「旧日本軍第32軍司令部壕等の保存整備と内部公開を求める意見書」を全会一致で採択し、玉城知事に久高議長と城間市長らが要請しました。沖縄の心で、全議員が力を合わせた那覇市議会の意見書が、保存・公開への流れを大きく前進させています。久高議長、議会と市長が連携し役割を発揮した成果でもあります。

城間市長の見解と決意を伺います。

○桑江豊 副議長

城間幹子市長。

○城間幹子 市長

お答えいたします。

議会と、そして私も同席をさせていただいて、玉城デニー知事に要請をいたしたところでございます。

旧日本軍第32軍司令部壕は、沖縄戦の実相を現在に示す貴重な戦跡でございます。平和の尊さを次の世代へ語り伝え、そして命の尊さを重んじ、恒久平和への思いを育む平和教育に欠かせない重要な

場所だと考えております。

県は今年度中に新たな検討委員会を設置する方針ということをお伺っております。県からの要請等がございましたら、連携をして取り組んでまいりたいと思います。

○桑江豊 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

戦後 75 年、沖縄戦の体験者と多くの県民の熱い思い、壕の保存・公開を実現させて、反戦平和・ヌチドゥ宝の沖縄の心、沖縄戦の実相と教訓を後世へ正しく継承し、平和な沖縄、日本、世界づくりに力を尽していこうではありませんか。終わります。

以上

マスコミ各位

令和元年8月14日（水）

沖縄県保健医療部地域保健課 結核感染症班

担当：久高、岡野

電話：098-866-2215

インフルエンザの流行状況について ～注意報発令～

1 概要

県内のインフルエンザ患者が増加している件については、令和元年7月5日付けで情報提供をしておりましたが、第32週（8月5日～8月11日）における感染症発生動向調査でのインフルエンザ定点あたりの報告数が10.82人〔定点医療機関57カ所（未報告の1医療機関除く）、報告数617人〕となり、インフルエンザ注意報発令基準である定点当たり報告数10人を超えましたので、注意報を発令いたします。夏季の注意報発令は、2017年以来2年ぶりとなります。

夏休み中は外出する機会が増え、感染が拡大する可能性がありますので、マスコミの皆様もインフルエンザ感染症対策の周知について、改めてご協力いただきますようお願いいたします。また、県民の皆様におかれましては、引き続き「手洗い」や「咳エチケット」などの感染予防策を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、第32週における保健所別定点あたり患者報告数は、南部保健所が14.00人で最も多く、次いで中部保健所12.63人、那覇市保健所11.00人、北部保健所7.40人、宮古保健所2.50人、八重山保健所0.67人の順となっています。

2 インフルエンザの流行状況

感染症発生動向調査事業において県内のインフルエンザ58定点医療機関（小児科定点：34、内科定点：24）の協力を得て、患者情報を週単位で収集し、全国約5,000カ所の定点情報と併せて分析し、県民及び医療機関に情報を提供しています。

定点当たりの患者報告数（直近の7週間）

		26週	27週	28週	29週	30週	31週	32週
	週	6/24～ 6/30	7/1～ 7/7	7/8～ 7/14	7/15～ 7/21	7/22～ 7/28	7/29～ 8/4	8/5～ 8/11
県	患者数	437	472	523	540	392	527	617 ^{*1}
	定点当	7.53	8.14	9.02	9.31	6.76	9.09	10.82 ^{*1}
全 国	患者数	898	860	919	920	780	947	
	定点当	0.18	0.17	0.19	0.19	0.16	0.19	

※1）第32週は未報告の1医療機関を除く57定点医療機関の患者数

[参考] 感染症発生動向調査システム上の警報・注意報の発令基準値

流行注意報：定点当たり10人以上

流行警報：定点当たり30人以上

警報終息：定点当たり10人未満

県内の型別患者報告数（直近の7週間）

週	26週 6/24～ 6/30	27週 7/1～ 7/7	28週 7/8～ 7/14	29週 7/15～ 7/21	30週 7/22～ 7/28	31週 7/29～ 8/4	32週 8/5～ 8/11
A型	65	65	78	137	130	254	391
B型	328	364	394	358	212	225	165
不明	44	43	51	45	50	48	61

年齢階級別報告数

年齢別では、1-4歳が122人と最も多く、次いで5-9歳が110人、30-39歳が79人、60歳以上が78人、20-29歳が59人、40-49歳が53人、10-14歳が49人、50-59歳が35人、15-19歳が22人、0歳が10人となっております。1-4歳と60歳以上は、いずれも患者数が第31週より30人以上増えており、保育所や高齢者介護施設等では、今後特に感染拡大防止に向けた対策が重要です。

3 インフルエンザにかからないために（チラシ参照）

（流行時の予防方法）

- ① 食事の前や帰宅後には、必ず「手洗い」をしましょう。
- ② バランスよく栄養を摂取し、十分な睡眠をとりましょう。
- ③ 「咳エチケット」を実行しましょう。
- ④ 室内の換気に気をつけ適切な湿度を保ちましょう。
- ⑤ インフルエンザ流行中は、不要不急の外出を避けましょう。

4 インフルエンザに罹ってしまったら

- ① かかりつけ医にまず相談、受診しましょう（救急医療をつぶさない）。
- ② 感染を広げないために、会社や学校を休み、安静にしましょう。
- ③ マスクを着用し、咳やくしゃみをする時は「咳エチケット」を守りましょう。

5 注意喚起のお願い

県では、インフルエンザの予防及び蔓延防止を図るため、別添チラシを作成し、関係機関へ配布しております。ご家庭や学校、職場等でお役立てください。

※チラシは、沖縄県感染症情報センターホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/eiken/kikaku/kansenjouhou/influ.html>

6 参考

- 厚生労働省「インフルエンザ（総合ページ）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/scisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleza/index.html

- 厚生労働省「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」

<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/dl/130313-01.pdf>

- 厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」

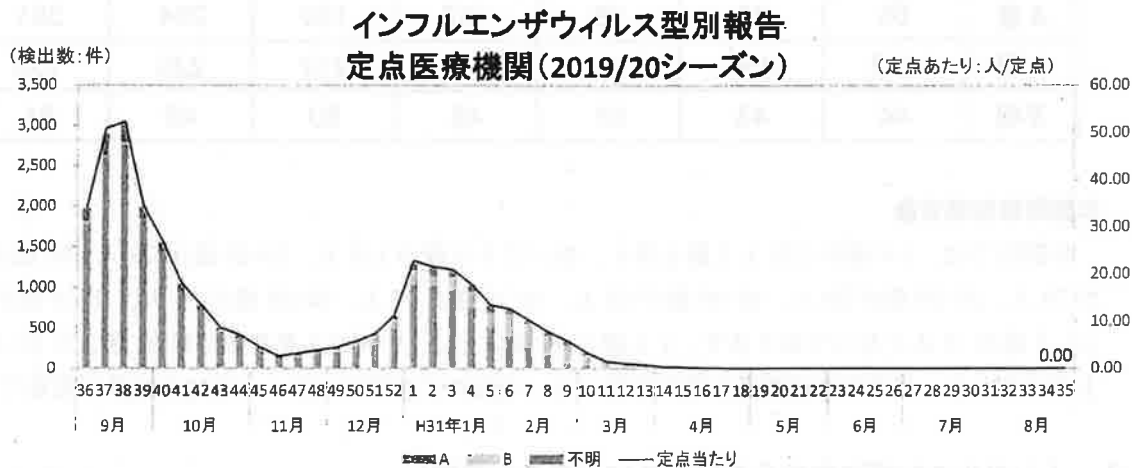
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

インフルエンザウイルス型別報告(定点医療機関)

令和2年第35週

感染症発生動向調査では、インフルエンザ定点(小児科+総合病院等、58か所)におけるインフルエンザ患者のウイルス型を調査している。各医療機関において、検出キット等を用いて診断された結果をまとめたものであり、衛生環境研究所で検査したものと異なる。

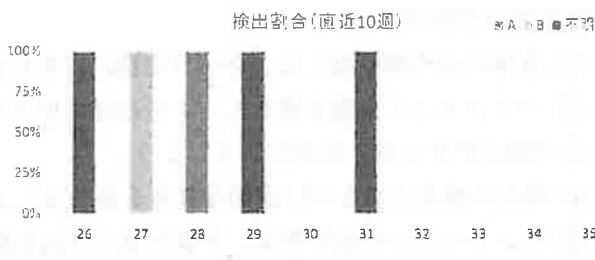
1. 2019/20シーズンのウイルス型別報告



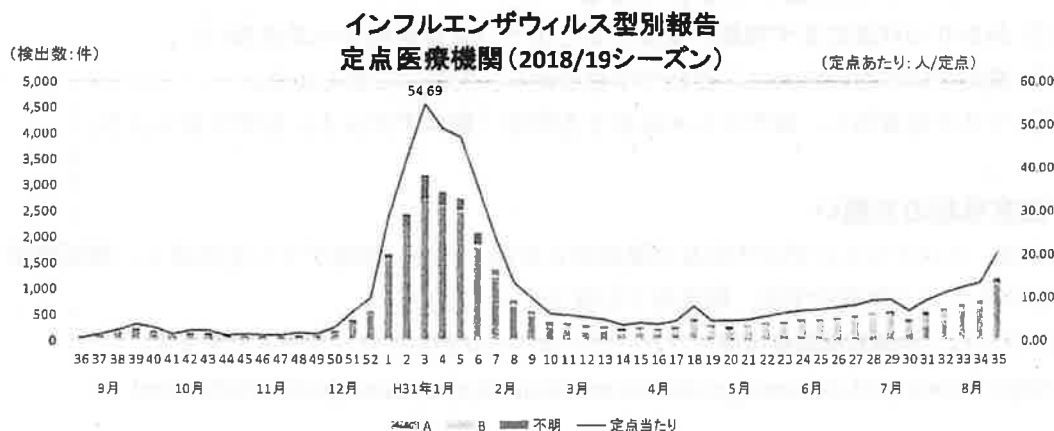
令和2年第35週の報告件数は、0件(定点あたり0.00人)。A型の検出は0%、B型の検出は0%、不明は0%でした。(A型0件、B型0件、不明0件)
令和2年第34週の報告件数は、0件(定点あたり0.00人)。(A型0件、B型0件、不明0件)

※予防には手洗いと咳エチケットが基本です。

参考：インフルエンザ流行基準
警報発令基準：定点あたり30.0人以上
警報終息基準：定点あたり10.0人未満
注意報発令基準：定点あたり10.0人以上



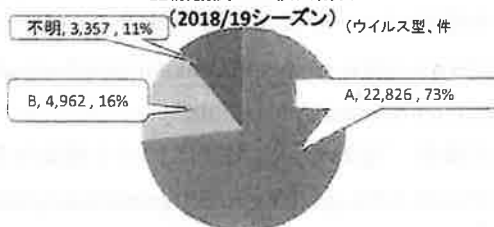
2. 2018/19シーズンのウイルス型別報告



医療機関でのウイルス検出状況

	ピーク時 2019年3週	最小報告時 2018年36週	シーズン 平均
A型	2,711	30	439.0
B型	9	0	95.4
不明	452	9	64.6
報告数	3,172	39	598.8
定点あたり	54.69	0.67	10.34

医療機関での検出割合





基本目標 ② 多様な性を尊重する社会づくり

那覇市は、2015（平成 27）年に「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーなは宣言）を発表し、性のあり方は人権として尊重されるという本市の姿勢を表明しました。

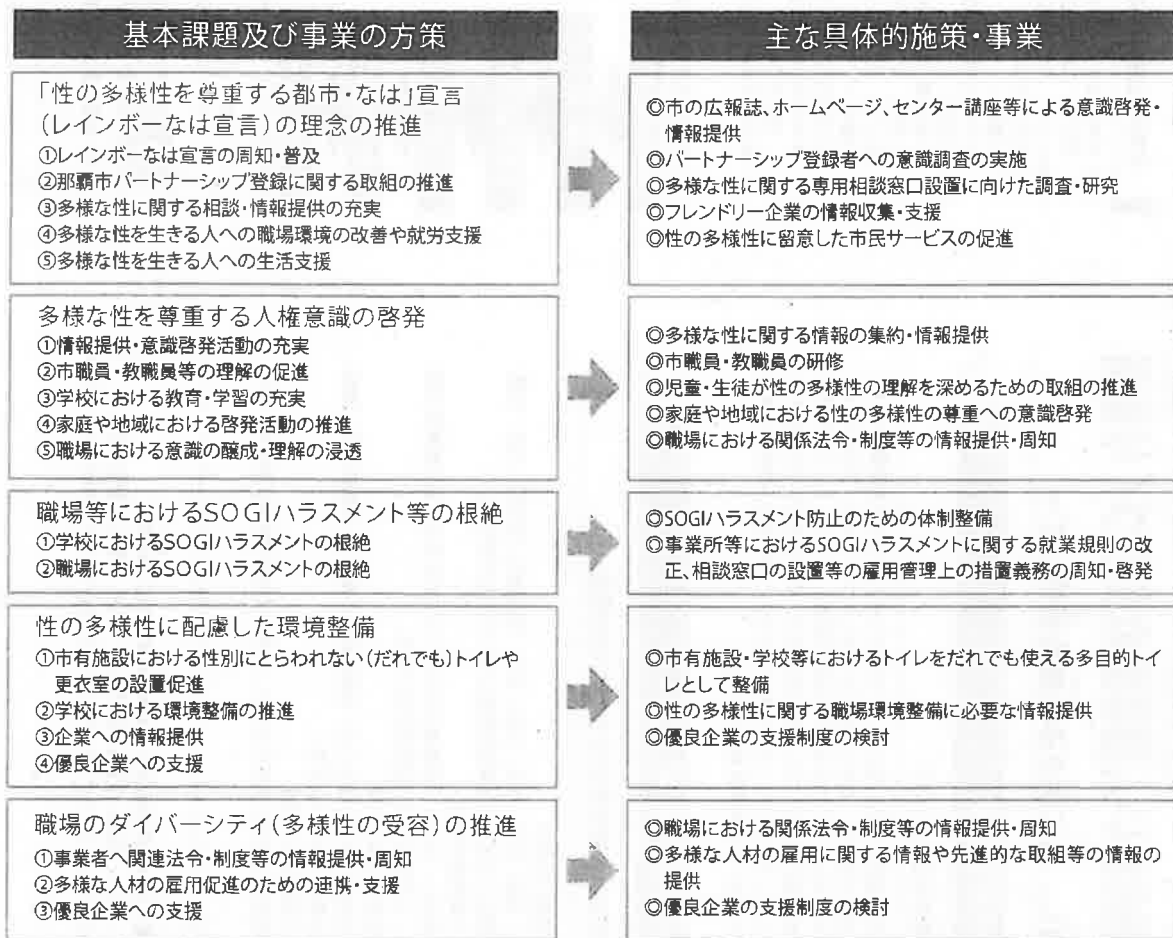
また、その1年後にあたる2016（平成 28）年7月には「那覇市パートナーシップ登録」を開始するなど、性の多様性の尊重への取組により、県内外において、多様な性を尊重する取組が広がりつつありますが、未だ十分ではありません。

本市は、市民と協働し、性自認（こころの性・自分が認識する性別）及び性的指向（好きになる性・恋愛や性的欲求の対象となる性）など、性に関するあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが安心して暮らせる都市を目指し、家庭や学校、職場におけるSOGI*ハラスメントの根絶に向け、人権意識醸成のための情報提供や講座の開催、広報・周知、市職員研修の他、性の多様性に配慮した対応や職場環境の整備等、さらなる施策の展開を進めます。

また、世界的な潮流や全国の動向を踏まえ、職場におけるダイバーシティ*（多様性の受容）の推進のため、市内事業者へ関連法令や制度、先進的な企業の取組についての情報提供や、すでに取組を進めている優良企業への市の支援策を検討し、推進します。

※SOGI（ソジ）：性的指向・性自認のことをいい、「どんな性別を好きになるのか」、「自分自身をどういう性だと認識しているのか」という「状態」を指すため、すべての人を表す。SOGIハラスメントは、誰もがもつ性に関するあらゆる差別的扱い等を指す。

※ダイバーシティ：「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。



川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

～人権を尊重し、共に生きる社会を目指して～

1 条例の制定経緯

どうして条例を制定したの？

川崎市では、あらゆる差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきましたが、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題が顕在化している現状を踏まえ、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定しました。

2 条例の内容（概要）

不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

- (1) 不当な差別的取扱いの禁止
何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはなりません。
- (2) 人権教育及び人権啓発の実施
不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育及び人権啓発を行います。
- (3) 人権侵害による被害に係る支援
人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行います。
- (4) 情報の収集及び調査研究の実施
人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行います。

問い合わせ先
市民文化局 人権・男女共同参画室（人権尊重のまちづくり担当）
TEL 044-200-2359 FAX 044-200-3914

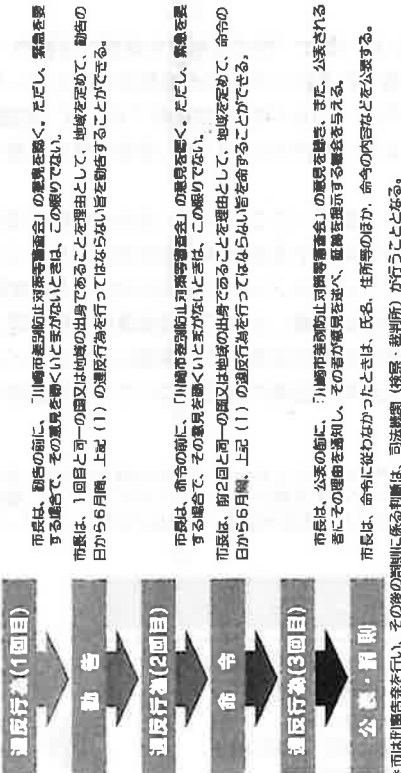
古堅茂治議員モニター資料 ④ 出典：川崎市HP

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

- (1) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止
何人も、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次の要件に該当する本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

- ＜場所＞
 - 市の区域内の道路、公園などの公共の場所
- ＜手段＞
 - 拡声機（携帯用のもを含む。）を使用
 - 看板、プラカード等を掲示
 - ビラ、パンフレット等を配布
- ＜類型＞
 - 本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの
 - 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
 - 本邦外出身者を人以外のものたたとえするなど、著しく侮辱するもの

(2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動（違反行為）が行われた場合の流れ



- (3) その他
インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表

ご相談はこちらへ

市民文化局 人権・男女共同参画室 かわさき人権相談ダイヤル
044-200-2359
月～金 9:30～12:00、13:00～16:00（祝日・年末年始除く）

沖縄県平和祈念資料館 設立理念

1945年3月末、史上まれにみる激烈な戦火がこの島々に襲ってきました。90日におよぶ鉄の暴風は、島々の山容を変え、文化遺産のほとんどを破壊し、20数万の尊い人命を奪い去りました。沖縄戦は日本に於ける唯一の県民を総動員した地上戦であり、アジア・太平洋戦争で最大規模の戦闘でありました。

沖縄戦の何よりの特徴は、軍人よりも一般住民の戦死者がはるかに上まわっていることにあり、その数は10数万におよびました。ある者は砲弾で吹き飛ばされ、ある者は追い詰められて自ら命を絶たされ、ある者は飢えとマラリアで倒れ、また、敗走する自国軍隊の犠牲にされる者もありました。私たち沖縄県民は、想像を絶する極限状態の中で戦争の不条理と残酷さを身をもって体験しました。

この戦争の体験こそ、とりもなおさず戦後沖縄の人々が、米国の軍事支配の重任に抗しつつ、つちかってきた沖縄のこのころの原点であります。

“沖縄のこのころ”とは、人間の尊厳を何よりも重く見て、戦争につながる一切の行為を否定し、平和を求め、人間性の発露である文化をこよなく愛する心であります。

私たちは、戦争の犠牲になった多くの霊を用い、沖縄戦の歴史的教訓を正しく次代に伝え、全世界の人びとに私たちのこのころを訴え、もって恒久平和の樹立に寄与するため、ここに県民個々の戦争体験を結集して、沖縄県平和祈念資料館を設立いたします。

2020年度 会派名 日本共産党 議員名 古堅茂治

整理番号 //

- 【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領 収 証

№ 002505

得意先コード	お 得 意 先 名
	古堅茂治 殿

2020年12月28日

¥ 213,500

但し11月議会報告・一般34P500部

上記金額正に領収致しました。



内 訳	現 金	
	小 切 手	
	銀行振込	
	手 形	
	相 殺	

担当者印	取扱者印

あけぼの印刷株式会社

〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-11-1F2
 TEL (098) 861-9145
 FAX (098) 861-9148

按分率 %

充当額 ¥213,500-円

那覇市議会 2020 年 11 月定例会 12 月 9 日 (水) 本会議

日本共産党
那覇市議会議員

古 堅 茂 治

一 般 質 問 報 告

— 質 問 項 目 —

1. 首里城再建と市制 100 周年との連携について
首里城と琉球文化・芸術の特別の大恩人・鎌倉芳太郎氏の功績をたたえ、那覇市名誉市民として顕彰を
2. 郵便局との市民サービスの連携について
郵便局と連携し、子ども食堂や生活困窮者などに配布するフードドライブや市民サービス向上を
3. 認知症対策について
認知症対策に関する条例策定。認知症保険を使った事故救済制度と認知症診断助成制度を
4. 道路行政について
市道烏堀 12 号と県道 29 号線の首里高校石嶺球場側との交差点への信号設置を
5. 最高裁で本市の土地区画整理事業で換地処分が著しく違法だと確定した違法な行政行為の解決について



古堅茂治議員の 11 月定例会・一般質問議事録大要をお届けします。
ご意見、ご要望などをお気軽にお寄せください

発行：日本共産党那覇市議団 那覇市泉崎 1-1-1 市役所 4 階 那覇市議会
電話：862-8268 FAX 867-3170

2020年那覇市議会11月定例会

12月9日(水)

一般質問

日本共産党

古堅茂治

○古堅茂治 議員

ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ(皆様、こんにちは)。オール沖縄・日本共産党の古堅茂治です。一問一答方式で一般質問を行います。最初に、

首里城再建と市制100周年との連携について

首里城跡をはじめ5つのグスクと4つの関連する文化遺産が、琉球王国のグスク及び関連遺産群として、世界遺産に登録されて20年です。

今、首里城の焼損をきっかけに、沖縄では、世界遺産としての普遍的価値の大きさを改めて認識し、琉球の歴史と文化を見つめ直して、ウチーナーンチュの誇りと尊厳を再確認する機運が高まっています。

焼損した首里城は、県民の粘り強い運動で、1992年に本土復帰20周年を記念して復元しました。そして、琉球王国の歴史と文化の象徴、戦災復興のシンボルとして蘇り、沖縄のアイデンティティの形成、伝統文化や芸能の保存継承、平和交流と交易、アジアや世界への架け橋となる万国津梁を推進する要として、県民の心の拠り所となっています。

そこで、首里城を大正、平成と救い、琉球文化・芸術の保存と復興に果たした、

染色家で沖縄文化研究家の鎌倉芳太郎氏の功績を伺います。

○久高友弘 議長

比嘉世顕市民文化部長。

○比嘉世顕 市民文化部長

お答えいたします。

故鎌倉芳太郎氏が沖縄県立芸術大学に寄贈した資料は、鎌倉氏の専門の染色を中心とした美術工芸領域から建築、文学、民族、芸能、歴史分野まで多岐にわたりノートにまとめられ、数多くの写真が残されておりま

す。この「鎌倉ノート」と呼ばれる資料81点と「ガラス乾板」1,229点、台紙付紙焼き写真851点は、2005年に国の重要文化財に指定されております。そのほかの資料といたしまして、文書や陶磁器、紅型などの資料がございます。鎌倉氏が残した資料は、平成の首里城復元の際に大いに活用されております。

また、大正13年3月に首里市議会が財政難を理由に、首里城正殿の取壊しを決議した報に接した鎌倉氏は、東京帝国大学工学部教授の伊藤忠太氏に相談し、取壊し工事を中止させたという逸話は、首里城再建を考える上で特筆すべきことであり、これら鎌倉芳太郎氏が残された功績は非常に大きいものと認識しております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

すごい功績です。

モニターを御覧ください。(資料 1)

型絵染の人間国宝・鎌倉芳太郎氏の出身地、香川県三木町が作成したリーフレットです。

沖縄とのつながりと功績が一目でわかります。

地元のテレビ局K S B瀬戸内海放送は、

「首里城を救った男 鎌倉芳太郎 琉球調査の軌跡」を制作し、4月25日に放送しています。同番組は、11月3日・文化の日にQAB琉球朝日放送でも放送しています。

モニターを御覧ください。(資料 1-1)

番組の最後では、鎌倉氏の言葉、「わんにん うちなーんちゅーどー (私も沖縄人です)」の文字をアップして終わっています。目頭が熱くなります。

モニター御覧ください。(資料 2.3.4)

高松南ロータリークラブホームページにある鎌倉芳太郎顕彰碑の碑文と、2009年、当時の宮城篤正沖縄県立芸術大学学長との対談、2018年、波照間栄吉同大学名誉教授の講演要旨です。

地元香川県の皆様は、佃昌道高松大学学長を会長とする鎌倉芳太郎顕彰会を結成し、2010年10月に鎌倉芳太郎顕彰碑を建立しています。

郷土の偉人・鎌倉氏の功績をより多くの人々に知らせ、共有する活動、沖縄での調査、交流など、現在も持続されています。

地元香川県民の人間国宝・染色家・沖縄文化研究家の鎌倉芳太郎氏への尊敬の深さ、沖縄に対する思いの深さには、本当に頭が下がります。

見解を伺います。

○久高友弘 議長

比嘉世顕市民文化部長。

○比嘉世顕 市民文化部長

お答えいたします。

ただいま議員からも御紹介ございましたが、香川県三木町が町を挙げて人間国宝鎌倉芳太郎氏を取り上げ、テレビ番組などで本市にある首里城と関連させるなど、香川県民が鎌倉氏を顕彰する姿勢には頭が下がる思いでございます。

本県におきましても、戦後における紅型工芸の復興への取組に際して、鎌倉氏

が収集・保管していた型紙などが残されていたことが大きな原動力になったと聞いております。

今日、紅型が沖縄県の無形文化財、また国の伝統工芸品として発展を遂げるに当たり、沖縄のことを愛した香川県民の鎌倉芳太郎氏が果たした功績は、改めて大きいものと認識しております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

沖縄県民も、香川県民の熱い思いに応え、連帯していこうではありませんか。

首里城には、沖縄の苦難の歩み、県民の熱い思いと英知、沖縄に魅せられた人々の熱い思いと英知がつながっています。

その中でも、鎌倉芳太郎氏は、首里城と琉球文化・芸術の特別の大恩人です。たくさん宝物を沖縄に残しています。

大恩人鎌倉芳太郎氏を敬うのが、守礼の邦、沖縄の心ではないでしょうか。

水を飲むときには、その井戸を掘ってくれた人を忘れない「飲水思源」という中国のことわざがあります。鎌倉芳太郎氏への恩義を決して忘れてはなりません。

モニターを御覧ください。(資料 5)

沖縄県立芸術大学附属研究所の鎌倉芳太郎資料画像データベースホームページです。国指定重要文化財の鎌倉ノートや写真を見ることができます。

同大学で、30年にわたって鎌倉芳太郎研究に身を捧げてきた波照間永吉名誉教授は、「鎌倉先生は、日本と中国の優れた面を取り入れた琉球芸術への造詣を深め、大正期に首里城の文化的価値を最初に見出した研究者です。大正末期の首里城取壊しの危機を救っただけでなく、今回の火災で焼失した正殿などの戦後の復元に多大な貢献を果たした、首里城を語る上で欠かせない人物です」と、その情熱、

緻密な研究を高く評価されています。

(資料掲示)この本、「首里城への坂道 鎌倉芳太郎と近代沖縄の群像」を書かれたノンフィクション作家の与那原恵さんは、「『琉球文化』全般のフィールドワーカー。鎌倉氏以上に琉球と対話し、観察し、記録した人間はいない」と絶賛しています。

鎌倉氏は、1982年、「沖縄文化の遺宝」を発刊し大きな反響を呼ぶなど、沖縄の文化芸術に関する著書を幾つも発刊しています。

そこで、首里城のある那覇市として、市政100周年記念の節目に、今は亡き鎌倉芳太郎氏の多大な功績をたたえ、那覇市名誉市民として顕彰すべきと考えます。32万市民、145万県民の感謝の心を示し、首里城再建へ、熱い思いを寄せている人々への大きなメッセージとなります。

琉球王国の尚円王と、同じ伊是名村の出身で、首里城へ特別な熱い思いを持っておられる城間幹子市長の見解を伺います。

○久高友弘 議長

城間幹子市長。

○城間幹子 市長

お答えいたします。古堅茂治議員の熱い思いはしっかりと胸に響きました。

御紹介の鎌倉芳太郎のビデオ、私も実はビデオに撮っておりまして、いつでも、何回でも見られるようにということで保存をしてあります。今日帰ったら、また改めて見てみたいなと思っております。

この鎌倉芳太郎氏につきましては、御紹介ありましたように、沖縄文化研究者として戦前より関わられた琉球芸術調査において、後に国指定重要文化財となる琉球芸術調査写真をまとめられたことにより、1992年の首里城復元に大きく貢献されたと承知をいたしております。

さらに、鎌倉氏による資料については、

国からも琉球文化財を後世に長く伝える意味や、文化財の復元的な研究を試みる上でも、氏の残した資料なしには不可能であるとの評価を受けております。

そのようなことから、今後の首里城再建に向けて取組が進められていく中で、氏の残した資料はさらに重要な価値を持つものと思っております。その評価はますます高くなっていくだろうとの認識でございます。

本市といたしましては、首里城の存続や復元に多大な貢献を果たした氏の功績をたたえるに、最もふさわしい顕彰方法、そして機会、チャンス、それを首里城再建の時期を背景にしながら、検討してまいりたいと思っております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

市長答弁、うれしいかぎりです。高く評価いたします。

ウチナーンチュの熱い思いを込めた鎌倉芳太郎氏への那覇市名誉市民の顕彰を期待しています。コロナ禍の中の明るいニュースとなります。ぜひ市制100周年記念の目玉としても顕彰をお願いいたします。

モニターをご覧ください。(資料 6)

生誕地の香川県三木町にある鎌倉芳太郎氏の顕彰碑です。鎌倉芳太郎顕彰会は、本市のゆかりの地、首里にも顕彰碑を建立するプロジェクトを進めています。候補地も視察されています。

そこで、那覇市としても、詩人・佐藤惣之助の詩碑の首里城公園内への移設を交渉した経験を生かし、顕彰碑が首里城公園内に建立できるよう、鎌倉芳太郎顕彰会、波照間永吉県立芸術大学名誉教授らとも連携して、県や国、関係機関への働きかけと支援を行うべきです。

政策統括調整官に答弁をお願いします。

○久高友弘 議長

渡口勇人政策統括調整監。

○渡口勇人 政策統括調整監

鎌倉芳太郎氏の顕彰碑を那覇市首里に建立すべく、波照間永吉県立芸術大学名誉教授や鎌倉芳太郎顕彰会の皆さんが既に関係機関に働きかけていることは承知をしております。

首里公園内、あるいは隣接する県立芸術大学などの候補地の交渉等々に当たっては、まずは波照間先生、それと顕彰会の方のお考えをお聞きして、那覇市はどのような形で支援できるのか、共に考えていきたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

香川県民の皆様と心ひとつに力を合わせて、首里城公園内の顕彰碑を実現させようではありませんか。次に、

郵便局との市民サービスの連携

について質問します。

本市の地域課題の解決に向けて、郵便局との連携した取組を伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

本市では、平成29年8月31日に、那覇中央郵便局、那覇東郵便局及び首里北郵便局との間に、地域における協力に関する協定を締結いたしました。

本協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資することを目的に、住民等の何らかの異変に気づいた場合、本市へ情報提供に御協力いただくものでございます。

具体的な取組内容といたしましては、

地域見守り活動への協力、道路損傷や不法投棄、地滑り、土砂崩れなどの情報を提供いただくものでございます。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

日本郵便沖縄支社は、食品寄附箱を郵便局に設置し、市民から寄附された食品を、子ども食堂や生活困窮者などに配布するフードドライブを自治体と協定を結んで実施しています。市民から募る食品は米や乾麺、レトルト、缶詰、調味料などです。

そこで、本市でもフードドライブを実施すべきです。取組を伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

お答えします。

日本郵便沖縄支社と協定を締結し、フードドライブを実施している自治体は、うるま市、沖縄市及び宮古島市の3団体となっております。

当該フードドライブの実施スキームは、郵便局に食品寄附箱を設置して市民から食品の寄附を受け、近くの子どもの食堂や社会福祉協議会が、これら食品を寄附箱から受け取る仕組みとなっております。

本市における子どもの居場所への食品の寄附につきましては、那覇市社会福祉協議会に委託している子どもと地域をつなぐサポートセンター系が寄附者から直接受け取り、子どもの居場所へ提供する仕組みとなっております。

議員御提案の郵便局との連携によるフードドライブの実施につきましては、糸との連携手法や課題等を整理し、検討してまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

本市には、38郵便局と1,342人の郵便局職員がいます。様々な情報提供、子供育成、女性活躍、地域活性化など、これまで以上の相互の連携強化を図るために、包括連携協定の締結を目指すべきです。見解を伺います。

○久高友弘 議長

仲本達彦企画財務部長。

○仲本達彦 企画財務部長

郵便局はマンパワー、機動性、ネットワーク等で優位性があると認識をしています。

包括連携協定につきましては、現行協定の運用実績等を踏まえ、今後の在り方を模索してまいります。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

市民サービス向上のために、包括連携協定を結んで、相互の連携強化を進めてください。次に、

認知症対策について質問します。

本市の高齢者人口、高齢化率、前期高齢者・後期高齢者数と割合を伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

本市の高齢者人口は令和2年10月1日現在、7万5,029人で、高齢化率は23.4%となっております。そのうち65歳から74歳の前期高齢者数は3万8,016人で50.7%、75歳以上の後期高齢者は3万7,013人、49.3%となっております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

本市の高齢者のいる世帯、高齢者単身世帯数と割合を伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

国勢調査によりますと、平成27年10月1日現在で、高齢者のいる世帯及び総世帯に占める割合は、4万3,494世帯で32.2%、高齢者単身世帯は1万3,864世帯で10.2%となっております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

3世帯に1世帯が高齢者のいる世帯です。

本市の高齢化社会への見通しを伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

令和2年10月1日現在の住民基本台帳人口を基に推計しますと、総人口は減少傾向にある一方で高齢者人口は増加が続き、令和5年度には24.6%と約4人に1人が高齢者となり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には、32%で、約3人に1人が高齢者となると予測しております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

モニターを御覧ください。(資料 7)

本市の認知症ケアパスです。取組みがよく分かります。

そこで、認知症者数の状況を伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

国が提供する「地域包括ケア見える化システム」によりますと、認知症高齢者数は令和元年10月現在、全国で442万4,968人。沖縄県が4万3,964人。本市が1万412人となっております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

モニターを御覧ください。(資料 8)

一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループが表明した「認知症とともに生きる希望宣言」です。2025年には5人に1人は認知症になると言われています。

そこで、認知症と共に希望を持って生きられる、共生できる社会づくりが一層重要になっています。同趣旨での認知症対策の条例を策定した自治体の状況を伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

認知症の人や家族を地域で支え、優しいまちづくりを目指す趣旨の条例の全国の策定状況につきましては、地方自治研究機構によりますと、令和2年9月末現在、全国で11の市区町村が条例を制定している状況でございます。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

10月に施行した東京都世田谷区の「認知症とともに生きる希望条例」の特徴を伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

当該条例は、検討委員会やワークショ

ップでの認知症の本人や御家族から、その思いや意見を直接聞き、議論を重ね、制定に至ったとのことでございます。

基本理念として、「本人が自らの力を発揮しながら安心して暮らし続けることができる社会」、また、「社会全体が認知症と共によりよく生きていくことができる地域共生社会の実現を目指すこと」の2つを掲げております。

この基本理念を視野に区の責務、区民の参加、地域団体、関係機関、事業者の役割が定められております。

さらに、本人の意思決定を支援する「私の希望ファイル」というものを作成して、それを通して本人の希望を知り、そのことを実現できるよう関係機関等が連携して取り組むこととしているようです。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

本市でも認知症対策に関する条例策定を進めるべきです。見解を伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

条例策定につきましては、先進地の事例も参考にしながら調査研究してまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

認知症の方が、外出先でトラブルや事故を起こした場合に、認知症保険を使った事故救済制度と、認知症診断助成制度を導入している自治体の状況を伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

両制度とも全国で実施している自治体の総数につきましては把握しておりませんが、認知症の人がトラブルや事故を起こした場合の認知症事故救済制度は、神戸市、久留米市、延岡市などが導入しているとのことでございます。

また、認知症機能健診を無料で受けられる認知症診断助成制度は神戸市で実施されております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

認知症保険を使った自治体独自の事故救済制度、朝日新聞と週間朝日の調査では、2019年11月39自治体、今年11月は少なくとも54自治体が導入と広がっています。

国会では、よりよい認知症基本法案を目指し、与野党や関係団体が意見を出し合って調整が行われています。認知症対策は政治の重要課題です。誰一人も取り残さない沖縄らしい優しい社会づくりへ、認知症対策の拡充、強化が求められています。チャーガンじゅう課の皆さん、頑張ってください。次に、

道路行政について

2018年6月にも質問しました。市道鳥堀12号と県道29号線の首里高校石嶺球場側との交差点への信号設置と、県道29号線から市道鳥堀12号に向けた右折レーン設置への取組を伺います。

○久高友弘 議長

比嘉世顕市民文化部長。

○比嘉世顕 市民文化部長

お答えいたします。

所管する沖縄県警察及び沖縄県南部土木事務所に確認いたしましたところ、今年度中に当該交差点への信号機及び右折

レーンの設置を予定しているとのことでございました。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

関係部署と警察の御尽力を高く評価いたします。最後に、

本市の換地処分違法確定事件

について質問します。

土地区画整理事業での本市の法令遵守違反、法令解釈ミスで、30年近く当事者に苦痛を与え続けています。著しい人権侵害です。

9月議会で城間市長は、「本市の行政処分が違法という結果を重く受け止めまして、改めて心よりおわび申し上げます。誠意を持って対応し、早期に解決を図ってまいりたい」と答弁しています。

この議会への重要な市長答弁を受けて、早期解決への取組を伺います。

○久高友弘 議長

城間悟まちなみ共創部長。

○城間悟 まちなみ共創部長

お答えいたします。

本市は、原告との直近の面談で、解決に向けた本市の考え方をお伝えしたところでございます。早期に解決できるよう、引き続き話し合いを行ってまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

土地区画整理事業で換地処分が著しく違法だと確定した違法な行政行為、本市には、法令遵守、内部統制、公正・公平な行政執行など猛烈な反省が求められています。

この問題の早期是正、法令に基づく正しい解決方法は、当事者の土地と隣接土地についても換地処分線から宅地造成工事として安全性が確保できるよう、擁壁を那覇市が事業者責任で行うことではありませんか。

○久高友弘 議長

城間悟まちなみ共創部長。

○城間悟 まちなみ共創部長

本市といたしましては、判決理由で示された解決方法に基づいて早期に解決が行われるよう、誠意を持って対応してまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

これ以上、当事者を苦しめてはなりません。ぜひ当事者の意見も踏まえて、しっかり取り組んでほしいと思います。城間市長の英断を強く求めます。

日本共産党市議団、11月定例会の代表・一般質問で、道理ある具体的提案を7人の議員が行ってまいりました。引き続き、オール沖縄・城間市政をしっかり支えてまいります。

最後に、久高副市長、長い間お疲れさまでした。日本共産党市議団を代表して、オール沖縄・那覇市政を支えてこられたことに、心からの敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございました。引き続き健康に留意され頑張ってください。

これで質問を終わります。

以上

口 | X

「私、神田人です」



出典：KSB瀬戸内海放送「首里城を救った男 鎌倉芳太郎 琉球調査の軌跡」 YouTube

鎌倉芳太郎は明治三十一年に香川県木田郡三木町永上に生まれ香川師範学校、東京美術学校図画師範科に学んだ。大正十年卒業と同時に沖縄県女子師範学校、沖縄県立第一高等女学校教諭併任となった。芳太郎にとり琉球列島の風土、景観全てが珍しく当時出始めた写真機を使い風物を撮影、沖縄伝統の紅型にも興味を持ち、研究を重ねて新境地を開く。また首里城を撤去し沖縄神社を作る内務省方針を知った芳太郎が建築家の東京帝国大学教授伊東忠太に連絡、今日の城郭が残り史跡天然記念物に指定された。戦火で破壊された城跡などの再建には芳太郎の記録がなければありえなかった。沖縄諸島の写真だけでも千数百枚もあり見聞きした風物などを細かく記録した帳面は八十冊に及び各地で遺宝を見つけた。のちに東京美術学校助教授となり多くの資料、物品を東京に保管、これらの貴重な資料が戦火を免れた。沖縄研究は多岐にわたり昭和四十八年に重要無形文化財保持者に認定され沖縄県立芸術大学に研究資料が収蔵されている。昭和五十八年に逝去。今回顕彰会設立を記念に石碑を建立する

平成二十二年十月建立

鎌倉芳太郎顕彰会

題字 植村青品



出典：高松南ロータリークラブHP

トップページ クラブ概要 奉仕活動・報告 Monthly Report 徳川県内例会一覧 リンク 問い合わせ

上野RC 清山南RC 田辺はまゆらRC

鎌倉芳太郎の足跡 義彰への建立-徳川 南3 RC友好の輪 第6 回親善訪問 那珂南創立40周年

鎌倉芳太郎顕彰活動(2009.12.13-14)

2009-10年度 第26回例会 平成22年12月20日(水)

卓話「鎌倉芳太郎の足跡を訪ねて」 堀 祥二 会堂

今回で4回目となる高松南ロータリークラブの「鎌倉芳太郎顕彰活動」は2009年12月13日(日)から14日(月)にかけて那珂南ロータリークラブを訪ね、琉球新報社の元専務野里洋先生を講師に鎌倉芳太郎の業績について講話を新たにしました。

訪問日は豊田卓二(ハストカバナー、習子夫人、田中弘之会長工レクト、多田晋雄、森恒弘、篠田日出海、Masoudi Sobhani、佃高澄、堀 洋二)の9名。

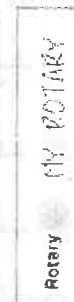
卓話の中で特に2009年12月14日(月)に野里 洋先生とともに沖縄県立芸術大学学長室に宮城正学学長を訪問して対談された様子を次のように報告しました。

沖縄県立芸術大学宮城正学学長と対談

鎌倉芳太郎は常に沖縄が第二の故郷であると言っていました。当時、私は若かったので運営手続的な立場で一緒にいろいろなことを教えていただきました。

自邸ですが、先生とは師匠と弟子の関係だと思っております。名刺にも東京中野のご自宅にお邪魔した際に書いていただいた先生直筆の「宮城正」の文字を使わせていただいています。

ご自宅では「鎌倉ノート」を実際に見せてもらい、お借りして旅館に持ち帰りコピーさせていただきます。次の日に





宮城学長との対談の模様を報告する堀 洋二会員

返したこともあります。そして「君は若いだから、このノートを使って沖縄文化の研究を発展させなさい」と言われました。ご子息の秀雄さんのところへも何回か資料をいただきに行きました。

先生の方が体格は一回り大きかったが、秀雄さんとはとてもよく似ていました。先生は沖縄そばが大好きで、私が半分食べるぐらいの間にどんぶり一杯をあっという間に平らげていました。

先生は知念家など紅型三宗家(知念家・城間家・沢岬家)に足撃く通って調査、記録し、それらの資料を持ち帰り、大事に大事に保管していました。

戦時中は自宅の庭に防空壕を掘ってノートやガラス乾板などを保存していました。戦後セントリー記念館で保管していた資料を、その館長が沖縄に返還する提言をしたときも「きちんと保管できますか。できるならいいですよ」と、保存、保管に対してはとても気を使っていました。

本学での保管は空調も整っていない問題はありませんが、国の重要文化財の指定を受けてからは、より厳重な態勢を整えています。本学では現在も「鎌倉ノート」を翻刻しており、紅型についても800ページの本を1冊出しており、あと2冊くらい出版する予定です。

「鎌倉ノート」にはいろんな書き込みがあるので、翻刻にはすごく時間がかかります。調査は宮古、八重山、伊是名、...と広範囲に、また多分野に亘っており、先生には眠る時間が本当にあったのかと思うぐらいの膨大な量です。もっともつと顕彰しなければいけないと地元の方々も思っています。

先生は当時の最先端の技術を使い、カメラも最高級のものを持ち込み、細かいところにも目を当てていました。

尚家についても細部に亘るまで、学問的視点に基づいて調査してまいりました。菩提寺である円覚寺も、薄暗いところをシャッター開放のまま撮影し、肉眼では見られないようなもので撮ってまいりました。写真の水洗にも気を使い、龍涎(りゅうひ)の水を使って十分に行っていました。

当時市役所がその近くにあり、市長も市役所の一室を提供してまいりました。カメラについてアメリカの技術者から学んでいたように、周りにいろいろな協力者がいました。

東京美術学校を卒業して沖縄に来て、2年で調べた資料を当時の正木校長に見せたところ、「これは素晴らしい」と感心され、東京帝国大学の伊藤忠先生に紹介されました。

このことが、その後の首里城取り壊しを、2人が国を動かすことによって止めさせたというドラマチックな行動に繋がったのです。

当時、文部省の技官が首里城の図面などの記録を残してはいましたが、やはり「鎌倉ノート」のほうが重要でありました。

まさかその後に沖縄戦、地上戦でこのようなことになると思っていませんでした。

1950年代まだ琉球政府の時代に、名護山愛順さんがロックフェラー財団による米国研修の帰りに東京の鎌倉家を訪れたときに、先生は5~600枚の紅型を彼に託して沖縄に返しました。

先生と私との出会いは沖縄本土復帰(1972年)前の1970年から1971年だったと思います。

子1、7復帰後、何回かインタビューをすすめるため、ア白宇を訪ね



Club Banner

クラブバナーのデザインは、創立時のテリトリのシンボリック存在だった栗林公園の「箱松」とロータリーのエンブレムを組み合わせたものです。

箱松とは、その名の通り箱のかたちを装った松。樹葉の幹を極めた箱松は、ほかには見られない特別名勝栗林公園ならではの景観をつくっています。

アクセスカウンター



子
篤 正

その時に名刺の文字「宮城篤正」を書いていただきました。
当時先生は「沖縄文化の遺産」を執筆中で、その時にも資料の一部をお借りしてコピーさせてもらいましたが、「大事なものだから大切に扱ってください」といわれました。

この本の執筆には10年かかったようです。
鎌倉芳太郎のご縁でこのような文化交流ができて大変ありがたいと思っています。
先生は、絵師の資料を石垣で残した関係で石垣名誉市民になっていますが、本当は沖縄名誉市民にすべきだと思えます。

本学でも鎌倉芳太郎記念館のような形を考えていますし、先生の資料を目玉にし、沖縄文化研究の拠点となる大学にしたいと思っています。

(2009.12.14 沖縄県立芸術大学学長室にて)



トップページ | クラブ概要 | 奉仕活動・報告 | Monthly Report | 香川県内例会一覧 | リンク | お問い合わせ

例会報告・2018/11/15

鎌倉芳太郎生誕120周年顕彰例会

平成30年10月12日
栗林公園内 ガーデンカフェ栗林にて

10月12日の夜、心地良い夜風が秋の深まりを感じさせる中、栗林公園内商工奨励館西館にて、鎌倉芳太郎生誕120周年顕彰例会が開催されました。
当日は沖縄県立芸術大学名誉教授の波照間永吉様に貴重なお時間を割いてお越し頂き、客話を頂きました。



出典：高松南ロータリークラブHP



(高松大学 佃昌道学長が波照間永吉先生を紹介されました)

故・鎌倉芳太郎氏の生前沖縄文化に対する研究の成果やその一例につき、30分程度の短い時間の中で貴重なお話を拝聴させて頂きました。鎌倉氏が沖縄文化に対してだけの情熱と熟慮を持ち、緻密な研究をどれだけ重ねられていたかを窺い知ることができました。以下波照間先生のご講演内容です。

沖縄文化に魅せられた讃岐人

鎌倉芳太郎 鎌倉芳太郎の青春とその初期沖縄研究

沖縄県立芸術大学名誉教授 波照間 永吉 先生

鎌倉芳太郎先生は三木町の名誉町民になっていますが、その前に、1977年に石垣市の名誉市民になつています。私はその石垣の出身です。



Club Banner

クラブバナーのデザイナーは、創立時のテリトリーのシンボリック存在だった粟林公園の「箱松」とロータリーのエンブレムを組み合わせたものです。

箱松とは、その名の通り箱のかたちを装った松。樹芸の粋を極めた箱松は、ほかには見られない特別名勝粟林公園ならではの景観をつくっています。

アクセスクラウン



私は1972年2～3月に那覇市首里の琉球政府立博物館で開かれた「五〇年前の沖繩一写真で見える失われた文化財」展を見に行った時に、会場の入り口に拡大して展示されていた円覚寺の山門の写真を見て大きな感動を覚えました。円覚寺は1520年に建立された琉球王府尚家の菩提寺ですが、沖繩戦ですべて焼き尽くされ、当時も何も残っていません。戦前の沖繩がこのような素晴らしい建造物を作る文化的な力を持っていたことをこの写真で知らされ、この写真が現在の研究を始めるきっかけとなる決定的な1枚となりました。

1972年5月15日に沖繩は米国から日本に返還されましたが、この展覧会はその直前に開かれました。40日間の期間中に18万2千人の入場者があり、当時の沖繩県の人口が96万人だったことを考えると、興味を持って会場に足を運んだ方の多さが理解できると思えます。

鎌倉芳太郎先生は1898年10月19日に木田郡氷上村に生まれ、香川師範学校卒業後、東京美術学校図画師範科を卒業し、1921年に沖繩県女子師範学校および沖繩県立第一高等女学校教諭に赴任しました。その時から琉球文化のすばらしさに魅せられ、多方面の研究を始めました。

1921（大正10）年3月に東京美術学校を卒業し、5月に沖繩に赴任する間に、恩師の勧めもあり、奈良で日本の古美術学を勉強しました。

「大正十年三月、東京美術学校を卒業した私は、一カ月ほど奈良に行き、古美術を見てまわりました。唐招提寺で唐僧鑑真の東征伝を見たとき、鑑真や吉備真備らが遣唐船に乗って沖繩まで行ったのを知って、いったい"おこなわ"とはどういうところかど関心を持つようになりました。その年の五月二十三日、文部省から出向命令が出ているのもさかはずはじめて沖繩に渡ったのです。」（三木健『沖繩ひと紀行』p102）

また、美術学校師範科を卒業した方の初任給が、内地勤務では45円だったのが、沖繩に行けば、離島手当がついて105円だったので、三木町のお世話になった叔母に仕送りができるということもあり、芳太郎先生は沖繩行きを希望したともいわれています。

「いよいよ卒業ということになり、就職義務年限が二年あるので、そのことを色々相談し、うまい具合に割り振って頂いて、私の希望通り沖繩県に決定し、大正十年四月より沖繩女子師範学校の教師として赴任した」（『沖繩文化の遺宝』「あとがき」275頁）

1) 教師時代の沖繩研究（1921〔大正10〕年4月～1923〔大正11〕年3月—沖繩県女子師範学校教諭・第一高等女学校教諭時代）

沖繩に教師として赴任した翌年（1922〔大正11〕年）より鎌倉芳太郎の沖繩研究は動き出す。同年春頃『沖繩タイムス』に末吉安恭（麦門冬）の「琉球画人伝」が連載されていたのを読んだのを契機に、末吉との交流が始まり、8月には末吉の論文の「原案」を書いた長嶺華國を、末吉の紹介で訪ねている。また、末吉の紹介でアメリカ帰りの写真家小橋川朝重とも交わり、伊波普猷や真境名安興も訪ねている。（『沖繩文化の遺宝』167頁）

赴任の翌年には、入学試験の試験官として宮古・八重山へ渡ったが、その時に行った八重山桃林寺の調査は、琉球芸術の価値の高さを目の当たりにするものであった。その調査研究の成果は「先島芸術と桃林寺の印象」となっている。

2) 伊東忠太との出会いと首里城解体差し止め

伊東忠太は東京帝国大学教授を務めた日本建築界の第1人者で、建築学という言葉を作った人でもあります。建築学的視点からたくさんのスケッチを残しています。

1923年4月、東京美術学校研究科（美術史研究室）へ入学。ここで正木直彦校長に琉球研究の成果を認められ、伊藤忠太に紹介される。

6月、首里城の解体工事とその差し止め。「六月某日、土曜日であったと思うが、上京以来小石川区菟荷谷にあった沖縄県学生寮に行つて新聞等を見ていると、驚いたことにこの日の三日後の月曜日は首里城正殿の取壊式を行うことを大々的に報じているではないか。正殿跡には、琉球歴代国王を祭祀する沖縄神社を建立する計画であるという。私は早速伊東博士の研究室に飛んで行った。伊東博士はこの宮殿は琉球芸術の代表作であるからつぶしてはならない、といつて早速電話で手配して内務省に出かけられ、後に聞いたことではあるが、黒坂勝美文学博士と打ち合され、取り敢えず史跡名勝記念物として保存することに決定した。この報が沖縄に届いたのは、正殿の屋根に鉄槌が打ち下ろされるようとする劇的な瞬間であった」（『沖縄文化の遺宝』「あとがき」276頁）と書いている。

3) 第1回「琉球芸術調査事業」（1924[大正13]年5月～1925 [大正14] 5月)

伊東忠太との共同事業で、財団法人啓明会から1か年3000円の補助を受けてのもので、その内の1000円でドイツ製写真機タゴールを入手した。

東京美術学校写真科主任であった森芳太郎教授の特別指導を受け写真技術を習得。

「琉球芸術調査事業」の開始—「鹿兒島經由で南航し、三日目の早朝那覇着、早速首里市役所に出頭して、市長高嶺朝教氏に会い、市役所内に写真の暗室を作って貰うことを願い出て許可を受けた」。毎日昼間は写真を撮影して歩き、夜は乾板を現像、首里城の龍樋から水を引いた師範学校の浴場で一晩中水洗いし、翌日乾かした。

尚家（中城御殿）を初めとする首里・那覇の旧家に所蔵される美術・工芸品の調査。中城御殿については「冢扶百名朝敏氏に会い、（中略）各種芸術の写真の撮影、文献の調査等についても侯爵家資料の公開が重要なのでこれを願い出て協力を依頼した」（『沖縄文化の遺宝』276頁）。真栄平房敬氏によると「ウグシク（首里城）を救ったということで、仲座ザンタツ氏—尚侯爵家の侍従役—の先導で野高御殿—中城王子妃—と会った」こともあるという（1999年1月29日談）。

この調査の期間中、沖縄県師範学校の「図画科教諭の西銘生葉氏の後任の役を引き受け、特に上級四年生のためには毎週二時間の沖縄美術史を講義。この「組の級長が屋長朝苗氏であった」。

9月5日～7日までの3日間、啓明会主催で「琉球芸術展覧会及び講演会」を開催。鎌倉集の資料2000点と借り入れ品など、総計3000点を展示された。講演の講師は柳田國男・伊東忠太・伊波普猷・東恩納寛淳ら。鎌倉の演題は「琉球芸術の本質」。「漸く本格的な琉球学研究の第一歩を踏み出すことができたような気がする」と評価。

4) 第二回「琉球芸術調査事業」（1926[大正15]年4月～1927 [昭和2] 9月)

再び啓明会より3000円の補助を受け、第2回「琉球芸術調査事業」が行われる。「沖縄島、伊平屋島、宮古諸島、八重山諸島について、特に各地の琉球固有の宗教につき御嶽神祠、祠堂等祖先崇拜と太陽崇拜、火の神、水の神の信仰につき見て廻った」－「これは伊東博士の希望によるものであった」。台湾、上海を経て帰京。
帰京後再び展覧会と講演会が開催される。啓明会創立10周年を記念してのもの。鎌倉は展覧会を担当。その展覧会は「先年来蒐集した染色工芸の資料三千点がその中軸」。「琉球染色に就きて」と題し講演。

鎌倉芳太郎の青春と苦悩―自己否定から再生へ

鎌倉ノート中の初期のものと思われるノート26には青春期特有の苦悩から、自分を嘘つきであるとか、偽善者である、というような表現の詩もあります。そのような自己否定から再生へのプロセスを経て、研究を進めていったのではないのでしょうか。

鎌倉芳太郎資料

沖縄県立芸術大学に寄贈された7,512点（ガラス乾板1,229枚・紙巻2,952枚・ノート81冊・型紙等2,154点・陶磁器67点）に及び鎌倉芳太郎先生の資料は、すべて平成17年に国の重要文化財に指定され、大切に保管されています。
あらゆる資料が、写真＋スケッチ＋採寸、と非常に緻密な作業で記録されており、これだけの膨大な量を短期間にどのように精力的に収集したのか、いつも感心させられます。
首里城の復元に関しても、芳太郎が残した写真や柱と壁の構図も大事ですが、唐破風にある獅子と龍についても色指定、寸法指定があり、たくさんの細かな書き込みがあったので実現できたといえます。

琉球語は元々は日本語と同じでしたが千数百年の間で別ものになってしまいました。日本のことをヤマトといいませんが、柳田國男は「ヤマト」と書いてありますが、芳太郎は「ヤマトウ」と書いてあります。とても耳のいい人だったと思います。琉球語の中でも特に難しいといわれる宮古ことばも発音通りにローマ字で表記しています。鎌倉ノートの中にもローマ字だけでは表現できないものには付帯記号、独自の記号を使い、表記には苦心したのだと思います。下宿した座間味家に2人の小さな娘がいまいましたが、しつこく何度も言葉を聞いて書き残し、首里の言葉を学びました。また、八重山の歌を口ずさむこともありました。

故里、三木町への思い

残念ながら長男で日本画家だった秀男さんは昨年お亡くなりになりましたが、静江夫人と創作、研究に勤しんだ中野区沼袋のご自宅はそのまま残っています。
私は、約20年前に三木町を初めて訪れましたが、白山の近くには先生の生家が残っていました。鎌倉芳太郎先生は終生故里を愛していました



(鎌倉芳太郎生家と白山)

「白山に あやにかけたる水車 こをひく音の 音こほしや」
「(前略) 小生ノ年と俱に故里のこと忘れノかたく六月田植えの頃 白山からノさし登る太陽の美しさは神秘ノそのものに思われます」(鎌倉佳光氏宛葉書)
鎌倉芳太郎先生は故里香川県の誇りだと思ふし、沖繩の大恩人であり、たくさんの宝物を沖繩に遺してくれたことに感謝しています。

概要 | プライバシーポリシー

© 2014-2015 Takamatsu South Rotary Club

鎌倉芳太郎資料の公開に寄せて

沖縄県立芸術大学附属研究所長 波照間永吉

鎌倉芳太郎（1898～1983年）先生が、大正末から昭和初期に沖縄現地で収集された琉球・沖縄芸術関係資料は、1986年の沖縄県立芸術大学の開学を記念した第1次寄贈以来、2007年の第4次寄贈までを中心に、そのほとんどが先生のご遺族から沖縄県民のものとへ贈られた。このうち、沖縄県立芸術大学に寄贈された資料はいわゆる「鎌倉資料」の名で沖縄県立芸術大学附属図書館・芸術資料館に所蔵されている。その数は、重要文化財に指定されたガラス乾板1229点、台紙付紙焼き写真851点、調査ノート81点を筆頭に、写真資料（紙焼き写真）2952点、文書資料（原稿・筆写本・他）178点、紅型資料（型紙・他）2154点、陶磁器資料67点で、その総数は7512点という膨大なものである。沖縄県立芸術大学附属研究所ではこれらの資料を琉球・沖縄の芸術・文化の研究者のみならず多くの方々にご利用していただくため、『沖縄県立芸術大学附属図書館・芸術資料館所蔵 鎌倉芳太郎資料目録集』（1998年）を刊行し、その後、紅型資料の中心をなす紅型型紙1414枚について、『鎌倉芳太郎資料集 第一巻 紅型型紙（一）』（2002年）『鎌倉芳太郎資料集 第二巻 紅型型紙（二）』（2003年。柳悦州教授担当）、重要文化財に指定された、「琉球芸術調査」に際して作成された「鎌倉ノート」を活性化させた『鎌倉芳太郎資料集 ノート編Ⅰ 美術・工芸』（2005年）、『鎌倉芳太郎資料集 ノート編Ⅱ 民俗・宗教』（2006年。波照間永吉担当）を刊行してきた。その後、多くの人々の鎌倉資料の活用をはかるために、活字化や電子情報媒体を利用した方法による資料の公開について取り組んできた。二、三、例を挙げると、科学研究費補助金を受けた「鎌倉芳太郎資料の画像データベース構築・公開とその応用的研究」（研究代表：波照間永吉。平成19～23年。）、「鎌倉芳太郎資料画像総合データベースにもとづく発展的研究」（研究代表：波照間永吉平成24～26年）、沖縄県立芸術大学教育研究支援資金を受けた「鎌倉芳太郎新資料の調査・整理・記録」（プロジェクトリーダー：波照間永吉。平成19年）などである。

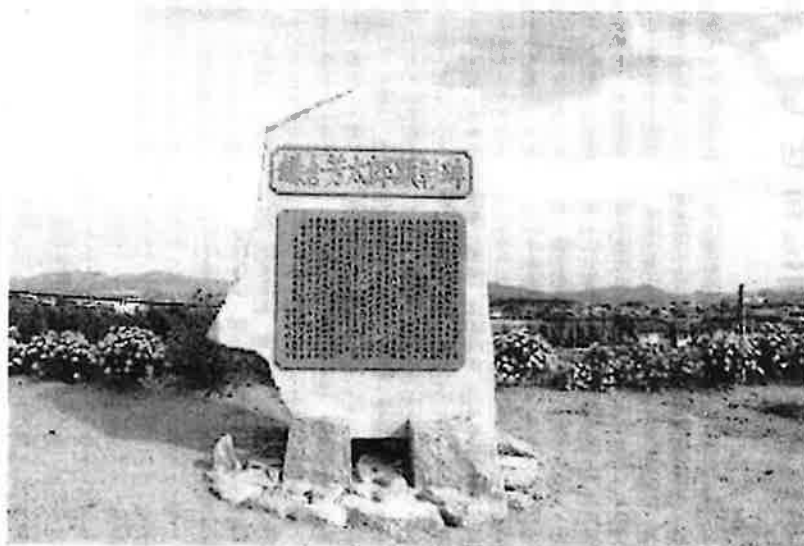
TOP

調査ノート編

写真資料編

紅型型紙資料編

科研費による両事業は最終的には「鎌倉芳太郎資料の画像データベースを統合構築してインターネット上に公開し、さらにノート資料の写真撮影によってデジタル画像化し、これらの画像データを沖縄文化の多領域の研究や、沖縄文化に関心を寄せる沖縄県民および国民の利用に供することを目的とする」ものであり、さらには「構築した総合画像データベースを活用し、科学的方法を導入した鎌倉芳太郎資料の琉球文化研究への活用の新たな可能性を探ろうとするものである」。この度、科研費による事業が終了する。鎌倉芳太郎資料集のインターネット上での公開という目的が、一部ではあるが実現することが出来るようになった。今回公開されるのは、重要文化財に指定された写真資料のうち1113点、「鎌倉ノート」（№1～№40他。『鎌倉芳太郎資料集 ノート編Ⅰ 美術・工芸』『鎌倉芳太郎資料集 ノート編Ⅱ 民俗・宗教』に収録されたノート）、紅型型紙1414点である。多くの方々に活用していただきたい。附属研究所では、「紅型関係資料」「鎌倉ノート」の続刊の編集に取り組んでおり、平成26年度にはそれぞれの部分で、一巻ずつが刊行されるはこびである。これら資料集の活字化と公開が終了した部分は、今後、順次インターネット上に公開する予定である。鎌倉芳太郎資料全体のインターネット上での公開が進展するよう取り組み所存である。



出典:高松南ロータリークラブHP

認知症になっても 安心して暮らすために

～那覇市認知症ケアパス～

誰でも認知症になる可能性があります。
地域で理解し、支えあうことが必要になってきます。



「那覇市認知症ケアパス」とは

「認知症ケアパス」とは認知症の予防を含め、認知症を発症した時からその進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示すものです。認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにこの「認知症ケアパス」をご活用ください。

令和2年3月
那覇市

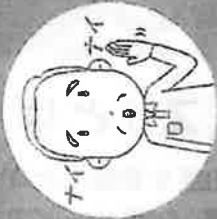
年相応による物忘れと 認知症による物忘れ

年相応によるもの
体察の「一部」を忘れる



「何を食べたか」を思い
出せない
目の前の「人の名前」を思
い出せない
物を置いた場所を「たま
に」思い出せない など

認知症によるもの
体察の「全部」を忘れる



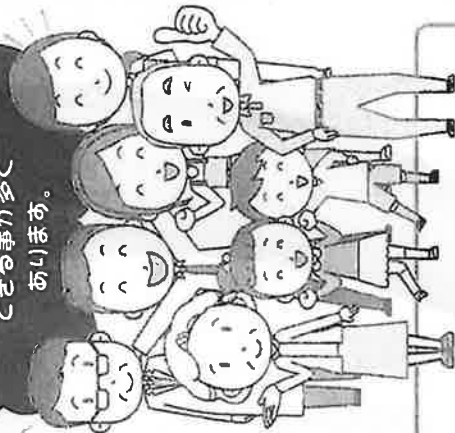
「食べたこと」を忘れる
目の前の人が「誰なのか」
わからない
置き忘れ・紛失が「頻繁」
にある など

認知 どんな

認知症とは、
脳の障がいにより、
これまでつちかかってきた
記憶や判断などの
能力が徐々に低下し、
日常生活に支障をきたす
状態です。



認知症の診断を受けても
周囲のサポートがあれば
できる事が多く
あります。



症って 病気?

軽度認知障害(MCI)は 早期発見が大切です。

軽度認知障害(MCI)は、「認知症の一手前」と言われる状態で、認知症における物忘れのよ
うな記憶障害がでるものの症状はまだ軽く、認
知症ではないため自立した生活ができると言わ
れています。

症状が軽いからこそ、正しく知らないご家族
や自分自身でさえも見逃してしまふ場合があり
ます。軽度認知障害(MCI)のうちに見出し、
早期に対応を行うことで改善が見られたり、発
症を遅らせる可能性ががあります。

多くの認知症は、現在の医療では完治させる
ことはできませんが、軽度認知障害(MCI)を正
しく知り、軽度認知障害(MCI)のうちに早期発
見に努めることが予防において向より重要と言
われています。

引用：相模e-65.net(ペーローコ ネット)

認知症を 引き起こす主な病気

アルツハイマー型認知症

いちばん多い認知症。脳内で異常なたん
ぱく質がつくられ、脳の細胞の働きが少す
つ失われていき、脳が萎縮する。女性に多
く進行は緩やか。

症状

- ・同じ事を何度も言ったり聞いたりする
- ・物事の段取り(食事の準備など)が悪くなる
- ・同じものを何度も買ってくる
- ・直前の出来事を覚えられない など

脳血管性認知症

脳の血管が詰まったり(脳梗塞)、破れた
り(脳出血)して血流が途絶え、脳細胞が
死滅するため起こる認知症。

脳血管障害が起こるたびに、段階的に進
行する。

症状

- ・認知機能低下が、またらに起こる
- ・えん下障害、言語障害などの症状が多くみ
られる
- ・意欲が低下する
- ・急に泣いたり怒ったりする

レビー小体型認知症

レビー小体という特殊なたんぱく質が溜
まり、神経細胞が壊れて減少する。

初期には症状に波があり、徐々に進行す
る。男性が女性の約2倍。

症状

- ・実際には見えない子どもや虫が見えたり
する(幻視)
- ・手足がふるえや筋内の硬直がおこる
- ・頭がハッキリしているときとぼーっとして
いるときがある(日によって症状が変う)
- ・初期の段階で物忘れより幻視が見られる

認知症の症状

認知症特有の症状(中核症状)

- 記憶障害
新しいことが覚えられない、すぐ忘れてしまふ
- 見当識障害
場所、時間、人がわからぬ
- 実行機能障害
物事の段取りができない …など

性格や環境で 出てくる可能性がある症状 (行動症状・心理症状・周辺症状)

- ・うつ状態、不安
- ・ものが盗まれたと思いつい込んでしまふ
- ・怒りっぽい、怒鳴る、暴力をふるふ
- ・外出して道に迷う …など

認知症は早期発見が大切

治らないから、病院へ行くのはムダ？

年を重ねると物忘れが増えますが、通常の物忘れか、認知症かの見きわめは大切です。認知症を早期発見できれば、症状を軽くしたり、進行を遅らせることができ、健康に生活できる期間が長くなります。また、治療で良くなるケースもあります。認知症ではない病気との鑑別診断が

必要です。(正常圧水頭症 脳腫瘍 慢性硬膜下血腫 甲状腺ホルモンの異常 など)適切な支援を受けることで、できる機能を維持し、介護負担の軽減にもつながります。
早期の認知症の診断は難しいことが多いため、専門の医療機関の受診が必要です。



那覇市には、認知症初期集中支援チームがあります。

認知症の人や認知症の疑いのある人、その家族のもとに訪問して、認知症についての困りごとや心配ごとなどの相談に対応するチームです。

ひとりで抱え込まず、まずは、お近くの地域包括支援センターなどにご相談ください。



家族がつくった

「認知症」早期発見のめやす

日常の暮らしの中で、認知症の始まりではないかと思われる言葉を、「家族の会」の会員の経験からまとめたものです。医学的な判断基準ではありませんが、暮らしの中の目安として参考にしてください。いくつか思い当ることがあれば、一応専門家に相談してみることがよいでしょう。

出典：公益社団法人認知症の人と家族の会

- 1. 今切ったばかりなのに、電話の相手の名前を忘れる
- 2. 同じことを何度も言う・問う・する
- 3. しまい忘れ置き忘れが増え、いつも探し物をしている
- 4. 財布・通帳・衣類などを盗まれたと人を疑う
- 5. 料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった
- 6. 新しいことが覚えられない
- 7. 話のつじつまが合わない
- 8. テレビ番組の内容が理解できなくなってきた
- 9. 約束の日時や場所を間違えるようになった
- 10. 慣れた道でも迷うことがある
- 11. 些細なことで怒りっぽくなった
- 12. 周りへの気づかいがなくなり頑固になった
- 13. 自分の失敗を人のせいにする
- 14. 「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた
- 15. ひとりになると怖がりたり寂しがったりする
- 16. 外出時、持ち物を何度も確かめる
- 17. 「頭が悪くなった」と本人が訴える
- 18. 下着を替えず、身だしなみを構わなくなってきた
- 19. 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった
- 20. ふさぎ込んで何をやるのも意欲がりがりやがる

もの忘れがひどい

判断・理解力が衰える

時間・場所がわからない

人格が変わる

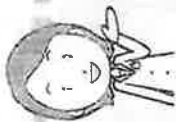
不安感が強い

意欲がなくなる

いくつか思い当たる場合は専門家に相談してみよう。



認知症あんしんガイド



本人の様子

気づきの時期
(軽度認知障害 MCI)

物忘れが多くなる
片付けが苦手になる
探しものが多くなる
出かけるのが面倒になった

本人の声

模合の日をわしとーたん
私のことを私抜きで
決めないで!!

お手伝いの時期
(初期認知症)

同じことを何回も言ったり聞いたりする
同じものを買ってくる
料理や片付け、計算などのミスが多くなる
約束の日時や場所を間違えるようになる
たむび道に迷う

認知症の診断を受けた後、
態度を変えないでほしい
忘れてもまた
聞けばいいよね
私も誰かの
役に立てる

お手伝いの時期
(中等度認知症)

季節に合った服が着られなくなり
使い慣れた道具の使い方がわからなくなる
着替えや入浴が苦手になる
道に迷って帰ってこられない
難しい

急かさなくて
ゆっくり話をさせて
私はみんなに助けられて
ありがたいね
症状じゃなくて
私を見てほしい

お手伝いの時期
(重度認知症)

自分で着替えや食事、トイレなどがうまくできない
歩いたり、食べたり
することが、誰かの
お手伝いがないと
難しい

みんなに迷惑を
掛けたくない
でも本当は自分の
家で暮らしたい
みんながしていない
経験をしている
専門家



本人と家族の
心がまえと
対応のポイント

もしかして認知症では?と思ったら、
自分たちだけで抱え込まず早めに
かかりつけ医や各種相談窓口
相談しましょう。
どのような最期を迎えるか
よく話し合っておきましょう。

できることを続け、苦手なことは
お手伝いを頼みましょう。
サービス等を上手に
使って認知症とともに
よりよく生きる準備を
始めましょう。

責めたり、否定したりされると
落ち込んでしまいます。
急がせると、できることも
できなくなってしまう。
できることを大切にしましょう。

目を合わせ、手をぎざぎざしてみてください。
アイコンタクトや
スキンシップは、
心を穏やかにします。

地域の支援やサービス

予防・社会参加

- 認知症カフェ
- 一般介護予防事業
- 老人クラブ活動、かりゆし長寿大
学、サロン、老人鶴の家、老人福
祉センター、自治会活動
- シルバー人材センター
- 介護予防・生活支援
サービス事業
- 介護保険サービス

見守り・生活支援

- 那覇市SOSリング
- 認知症サポーター養成講座
- 介護予防・生活支援サービス事業
- 那覇市在宅福祉サービス
- 日常生活自立支援事業
- 成年後見人制度
- 地域見守り隊
- 見守りチャームびら隊
- 相談協力員

医療

- かかりつけ医
- かかりつけ歯
科医
- かかりつけ薬
局
- 認知症疾患医
療センター
- 認知症サポー
ト医
- 認知症初期集
中支援チーム
- ご自宅で受け
る医療行為

介護・住まい

- 介護予防・生活支援サービス事業
- 介護保険サービス
- 自宅
- 有料老人ホーム
- 養護老人ホーム
- 認知症対応型共同生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型特定施設入所者介護
- 介護老人保健施設
- 特別養護老人ホーム

P10

相談する

- 那覇市地域包括支援センター
- 那覇市チャームじゅう課
- 認知症 家族会
- その他の相談窓口
 - ・若年性認知症コールセンター
 - ・新オレンジサポート室
- 市役所
- かりゆし
- 認知症疾患医療センター
- 居宅介護支援事業所

掲載紙

予防・社会参加

「認知症カフェ」を開催しています

那覇市では、認知症への理解を促し、認知症の人やその家族、また地域の方の居場所づくりの場、また支援者や専門職種が連携する場として、認知症カフェを開催しています。

認知症カフェでは、くつろいだり、認知症講話を開催したり、認知症予防の脳トレや運動など、地域包括支援センターが地域の施設や店舗と連携しながら、オリジナルのプログラムで開催しています。

場所や内容は、那覇市地域包括支援センターへお問い合わせください。(裏表紙参照)



認知症カフェ

何をするところ？

認知症について学ぶ

くつろぐ場

認知症予防の運動など

つながる場

一般介護予防事業

対象者：65歳以上のすべての方、およびその支援のための活動に関わる方

事業名	内容	お問い合わせ
地域ふれあいダイヤサービス	那覇市内126カ所(H30.4 現在)で健康体操や運動などを行います。	那覇市社会福祉協議会 ☎857-7766 (裏表紙参照)
各包括支援センターが主催している介護予防教室	那覇市内18カ所の地域包括支援センターで介護予防のための栄養・運動などについて学ぶ教室(講座)	那覇市地域包括支援センター (裏表紙参照)
認知症特化型教室	認知症予防の講話・脳トレ・体操などを学び実践する講座	那覇市地域包括支援センター (裏表紙参照)
認知症家族向け介護教室	認知症の正しい対応について学び、介護者の負担軽減へつなげるための家族向けの介護教室	那覇市地域包括支援センター (裏表紙参照)
介護予防講座会	介護予防に関する知識などの普及を目的とした専門職による講座	※
筋力アップ教室	転倒防止のため、マシンを利用した筋力アップ教室	※
介護予防リーダー養成講座	介護予防のための地域のリーダーを養成する講座	※
介護予防リーダー実践養成講座	介護予防リーダーのちやーがんじゅう体操近めたい講座 いきいき百歳体操リーダー養成講座	※
ちやーがんじゅうポイント制度	高齢者がボランティア活動を通して生きがい作りと介護予防を進捗することを目的とし、その実績に応じてポイントが付与し交付金を受け取ることができます。	※

* 券裏については広報紙で行います。ちやーがんじゅう課包括支援グループ ☎862-9010 にお問い合わせください。

見守り・生活支援

「那覇市SOSリング」とは？

認知症により行方不明になる恐れのある方に、SOSリングを登録して装着してもらい身元の早期発見につなげます。詳しくは、那覇市地域包括支援センターへお問い合わせください。(裏表紙参照)

「認知症サポーター養成講座」とは？

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し認知症の方や家族を温かく見守り支援する『応援者』です。認知症サポーター養成講座を受講した方がサポーターとなり、オレンジリングが配布されます。

ちやーがんじゅう課 那覇市認知症サポーター・キャラバン事務局 ☎862-9010 にお問い合わせください。

介護予防・生活支援サービス事業

対象者：①要支援1・2の方 ②事業対象者(基本チェックリスト該当者)

サービス名	サービス内容
訪問型介護サービス	ヘルパー(訪問介護員)による身体介護と生活援助のサービス
生活支援訪問型サービス	指定を受けた事業所で一定の研修を受けた者による生活支援サービス
地域支えあい訪問型サービス	住民ボランティア(生活支援サポーター)による生活支援サービス
短期集中訪問相談サービス	栄養士・作業療法士・歯科衛生士が自宅に訪問し、専門的なアドバイスを受けるサービス
通所型介護サービス	通所において生活機能向上のための機能訓練や介護専門職による身体介護を受ける方のサービス
住民ボランティア主体通所型サービス	ボランティアによる体操・運動などの介護予防のための通いのサービス
短期集中地域リハビリ教室	理学療法士等による専門的な機能訓練を4カ月短期集中的に行うサービス

その他の事業(一部補助)

- 食の自立支援事業
65歳以上の独居または高齢者のみの市町村民が非課税世帯で、家族の給食支援が困難な方へ月～土曜日のうち最大4回まで昼食を配達します。200円から400円の自己負担があります。
- 軽度生活支援事業
要介護・要支援の認定のない65歳以上の独居または高齢者のみの市町村民が非課税世帯に、身体介助をともなわない、掃除、食材の買い物等の軽度な支援を行います。1時間150円で月4時間以内の利用となります。

申請は地域包括支援センターが窓口となります。(裏表紙参照)

かかりつけ医

認知症になる前から本人の健康状態や持病などを把握しています。本人や家族とも信頼関係ができていますので、相談がスムーズに行えます。本人に認知症の自覚症状がない場合などには受診をすすめるややすい医療機関です。必要に応じて、認知症の専門医療機関を紹介してもらえます。



認知症サポート医

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言・支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師です。

認知症疾患医療センター

認知症の診断や治療を行う機関として沖縄県の指定を受けた医療機関です。



認知症疾患医療センター(南部地区)

●オリブ山病院

那覇市首里石嶺4丁目356番地
☎ 098-885-0485
午前9:00～午後5:00(月～金)
※土日祝日は休み

●嬉野が丘サマリヤ人病院

南風原町字新川460番地
☎ 098-888-3784
午前8:30～午後5:30(月～金)
※土日祝日は休み

認知症疾患医療センター(基幹形・県全体)

●琉球大学医学部附属病院

西原町字上原207番地
☎ 098-895-1765

訪問看護

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事などの療養上の管理・指導を受けます。

訪問リハビリテーション

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

訪問診療

計画的に医師が自宅に訪問して診療をします。

訪問歯科診療

計画的に歯科医師が自宅に訪問して診療をします。

ご自宅で受ける医療行為

介護・住まい

介護保険サービス

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、居宅サービスには、事業所のある

市区町村にお住いの方のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。詳しくは、那覇市地域包括支援センターにお問い合わせください。(裏表紙参照)

サービス種類

サービス名

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

自宅を訪問してもらう

通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

施設に通って利用する

短期入所生活介護、短期入所療養介護

短期間施設に泊まる

福祉用具貸与、特定福祉用具購入、居宅介護住宅改修

その他のサービス

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

施設に通って利用する

小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護

通いを中心とした複合的なサービス

地域密着型特定施設入居者生活介護
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

自宅から移り住んで利用

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
介護老人保健施設
介護療養型医療施設
介護医療院

施設サービス

有料老人ホーム

有料老人ホームとは、①食事の提供②入浴、排せつ、食事等の介護③掃除、洗濯等の家事④健康管理のうち、いずれかのサービスを提供を行う施設で老人福祉施設等でないものをいいます。

【介護付有料老人ホーム】介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、入居者自身が提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。

【住宅型有料老人ホーム】生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。

相談する

那覇市地域包括支援センター

認知症の方やご家族が安心して暮らせるよう、様々な支援を行っていますので、悩みを抱え込まず、お気軽に市や地域包括支援センターに相談ください。地域包括支援センターには、認知症地域支援推進員を

はじめとする専門職(社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員)がおり、生活や介護・医療サービスに関する相談を無料で実施しています。

1 石嶺 いしみね ☎886-7987 番地石嶺町2-97-1 石嶺町2丁目・3丁目・4丁目	2 大名 おおく ☎886-5177 番地大名町1-43-2 石嶺町1丁目・赤平町、 俣保町、久場川町、平良町、 大名町	3 城西 しんじょう ☎887-7700 番地池崎町1-102号 池崎町、大中町、金城町、 寒川町、島地町、当蔵町、 桃原町、真和志町、山川町、 赤田町、崎山町、汀良町	4 繁多川 ひらたか ☎963-6478 繁多川3-6-9 繁多川、識名2丁目・3丁目	5 松川 まつかわ ☎882-1622 番地1301-4 大道、松川、 三原1丁目・2丁目
16 かなぐすく ☎852-0777 番地1-68 奥武山町、山下町、堤花町、宇波水、 鐘原町、住吉町、当蔵、赤嶺、安次嶺、 大嶺、金城、田原1丁目、高良3丁目、 宇栄原1丁目・2丁目・3丁目	小禄 おろく ☎858-0096 小禄551-1 宇田原、田原2丁目・3丁目・ 4丁目、宇小禄、小禄1丁目・ 4丁目・5丁目	那覇市地域包括支援センター 那覇市保健所 ☎862-9010	6 松島 まつしま ☎882-2266 番地2-16-25 1F 末吉町、松島、真嘉比、古島	7 寄宮 ともみや ☎987-1010 番地1-16-7 C-101号 字寄宮、寄宮3丁目、長田、 三原3丁目、上間1丁目、 識名1丁目・4丁目
14 若狭 わかさ ☎863-1165 番地2-1-10 前島3丁目、松山、若狭、 久米、辻、通堂、西、東町	18 高良 たから ☎859-6633 番地1-16-1B1F 小禄2丁目・3丁目、 宇宇栄原、宇栄原4丁目・ 5丁目・6丁目、宇高良、 高良1丁目・2丁目、眞志、宮城		8 安里 あざと ☎860-2211 番地1-7-3 7F 安里、豊屋、牧志3丁目、 樋川2丁目、寄宮1丁目・2丁目	9 古波蔵 こはくら ☎855-6254 番地4-7-5 1F 与儀、古波蔵、樋川1丁目
13 泊 とまり ☎860-5121 上之原402-3 6F おもろまち1丁目・2丁目、 上之原、泊、久茂地、 前島1丁目・2丁目、 牧志1丁目・2丁目	12 安謝 あんじや ☎860-3747 番地1-3-10 101号 宇天久、 安謝(1丁目・2丁目含む)、 曙、港町	9 天久 せんく ☎941-2252 番地1-5-15 1F 銘苅、天久1丁目・2丁目、 おもろまち3丁目・4丁目	10 国場 こくば ☎851-9308 上船372 1F 国場、仲井真、真地、 上間、字識名	

● 那覇市チャージがんじゅう課 ☎862-9010

認知症 家族会

- 認知症の人と家族の会 (沖縄県支部)
☎098-989-0159
- 認知症介護を支えるかけはしの会
日 時: 毎月第3木曜日 午後1~3時
場 所: 那覇市保健所
那覇市与儀1丁目3番21号
連絡先: 那覇市保健所 地域保健課
(精神保健福祉相談室) ☎098-853-7973

その他の相談窓口

- 若年性認知症コールセンター
☎0800-100-2707
(フリーダイヤル)
<http://y-ninchisyotel.net/>
- 沖縄県若年性認知症支援推進事業
新オレンジサポート室 ☎098-943-4085
午前9:00~午後5:00(月~金)
※土日祝日、年末年始(12/28~1/3)は休み

認知症とともに生きる希望宣言

1

自分自身がとらわれている常識の殻を破り、
前を向いて生きていきます。

2

自分の力を活かして、大切にしたい暮らしを続け、
社会の一員として、楽しみながらチャレンジしていきます。

3

私たち本人同士が、出会い、つながり、
生きる力をわき立たせ、元気に暮らしていきます。

4

自分の思いや希望を伝えながら、味方になってくれる人たちを、
身近なまちで見つけ、一緒に歩いていきます。

5

認知症とともに生きている体験や工夫を活かし、
暮らしやすいわがまちを一緒につくっていきます。

一足先に認知症になった私たちからすべての人たちへ

1 自分自身がとられていた時間の歴史を語り、歴史に向けて生きていきます。

- ◆「認知症になったらおしまい」では決してなく、よりよく生きていける可能性を私たちは無数に持っています。
- ◆起きている変化から目をそらさず、認知症に向き合いながら、自分なりに考え、いいひと時、いい一日、いい人生を生きていきます。

2 目標の方針を話し、大切にしたい暮らしを語り、社会へ働きかけをします。

- ◆できなくなったことよりできること、やりたいことを大切にしています。
- ◆自分が大切にしたいことを自分なりに選び、自分らしく暮らしていきます。
- ◆新しいことを覚えたり、初めてのこともやってみます。
- ◆行きたいところに出かけ、自然やまちの中で心豊かに暮らしていきます。
- ◆働いて稼いだり、地域や次世代の人のために役立つことにもトライします。

3 私たち本人同士が、話し、つなぐ、生きる力をわかちあひ、元気に暮らしていきます。

- ◆落ち込むこともあります。仲間に来て、勇気と自信を蘇らせます。
- ◆仲間と本音で語り合い、知恵を出し合い、暮らしの工夫を続けていきます。

私たちは、認知症とともに暮らしています。
 日々いろいろなことが起き、不安や心配はつきませんが、
 いろいろな可能性があることも見えてきました。
 度きりしかない自分の人生をあきらめないで、
 希望を持って自分らしく暮らし続けたい。
 次に続く人たちが、暗いトンネルに迷い込まずにもっと楽に、
 いい人生を送ってほしい。
 私たちは、自分たちの体験と意志をもとに
認知症とともに生きる希望宣言をします。
 この宣言をスタートに、自分も希望を持って暮らしていこうという人、
 そしてよりよい社会を一緒につくっていこうという
 人の輪が広がることを願っています。



4 自分思いや希望を伝えながら、味方になってくれる人たちに、自分たちと見つけ、一緒に暮らしていきます。

- ◆自分なりに生きてきて、これからは、最期まで、自分が人生の主人公です。
- ◆自分でしかわからないこと、暮らしにくさや必要なことは何か、どう生きていきたいかを、自分なりに伝え続けていきます。
- ◆私たちが伝えたいことの真意を聴き、一緒に考えながら、未来に向けてともに歩んでくれる人たち（知り合いや地域にいる人、医療や介護・福祉やいろいろな専門の人）を身近なまちの中で見つけます。
- ◆仲間や味方とともに私が前向きに元気になることで、家族の心配や負担を小さくし、お互いの生活を守りながらよりよく暮らしていきます。

5 認知症とともに生きていく歴史や工夫を語り、暮らしやすい社会を一緒につくっていきます。

- ◆認知症とともに暮らしているからこそ気づけたことや日々工夫していることを、他の人や社会に役立ててもらうために、伝えていきます。
- ◆自分が暮らすまちが暮らしやすいか、人としてあたり前のことが守られているか、私たち本人が誰かめ、よりよくなるための提案や活動を一緒にしていきます。
- ◆どこで暮らしていても、わがまちが年々よりよくなることを確かめながら、安心して、希望を持って暮らし続けていきます。



「認知症とともに生きる希望宣言」は、
わたしたち認知症とともに暮らす本人一人ひとりが、
体験と思いを言葉にし、それらを寄せ合い、
重ね合わせる中で、生まれたものです。

今とこれからを生きていくために、一人でも多くの人に
一緒に宣言をしてほしいと思っています。

この希望宣言が、さざなみのように広がり、
希望の日々に向けた大きなうねりになっていくことを
こころから願っています。

それぞれが暮らすまちで、そして全国で、
あなたも、どうぞごいっしょに。

日本認知症本人ワーキンググループ

代表理事◆藤田和子

わたしたちは、「認知症とともに生きる希望宣言」をもとに、
全国で「希望のリレー」プロジェクトを展開していきます。

一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ
hope@jdwg.org◆<http://www.jdwg.org>

2018年
10月